



ひととまちがキラリとかがやく 市民文化交流都市

～人と人との^{きずな}絆と^わ和 地域が主役のまちづくり～



はじめに



今からちょうど50年前、1964年（昭和39年）の東京オリンピックが大いに盛り上がった時代を振り返りますと、「東洋の奇跡」と言われ日本経済が飛躍的な成長を遂げた時期で、当市でも公団住宅の開発を始め商工業も発展し、人口も1万9千人近くに増加したことなどから町制が施行された年でもあり、日本全体が高揚感と希望に満ちあふれていた時代でした。

さて、現代に目を戻しますと2020年に東京オリンピックが開催されることから、公共、民間ともに積極的な社会資本の再整備が進められ、2020年までは景気経済ともに好循環の波が訪れるといわれています。しかしながら、その間にも少子高齢化は進み、社会保障費や債務残高は膨らみ続け、必要な構造改革の推進と人口減少問題の克服に取り組まなければ、自治体の半数が将来なくなってしまうと指摘されるなど、まちづくりにとってさまざまなリスクが上昇することになりかねません。

そのような中、本市では「住みたいまち、住み続けたいまち」を目指して、（仮称）ららぽーと富士見の開業に合わせ、道路整備や民間バス路線の新設など周辺環境の整備を着々と進めるとともに、地産地消や史跡公園など市内の資源を有効に活用する取り組みを積極的に推進し、雇用の拡大や地域経済の活性化にも取り組んでおります。また、「子育てするなら富士見市で」の施策を推進するため民間保育園や認定こども園の整備など子育て支援の更なる充実を図るとともに、市民が生涯を通じて健康でいきいきと暮らし続けるために、健康づくりや福祉政策を推進するなど総合的に市政を運営するため、前期基本計画を見直し中期基本計画（平成26～30年度）を策定いたしました。

この中期基本計画は、前期基本計画の進捗状況等の評価と課題を整理・反映させ、多様化・重層化する行政課題や地域課題に対し横断的に取り組み、迅速かつ丁寧に対応するための計画としています。

本計画の策定にあたっては、市民検討委員会の方々をはじめ、タウンミーティングやパブリックコメントを通していただいた貴重なご意見・ご提案を反映しつつ策定したものです。計画の推進にあたっては、市民・議会・行政がそれぞれの力を発揮し、市民との協働で取り組んでいくことにより、一人ひとりが地域に愛着を持ち、思いやりあふれるやさしいまちづくりが進んでいくものと考えておりますので、皆さま方のより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

富士見市長 星野信吾

目 次

第 1 部 序論

| | |
|-----------------------------|---|
| 富士見市第 5 次基本構想・中期基本計画策定にあたって | 2 |
|-----------------------------|---|

第 2 部 中期基本計画

| | |
|------------------------------|-----|
| 第 1 章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち | 7 |
| 第 1 節 子育て支援の充実 | 8 |
| 第 2 節 子どもの教育の充実 | 16 |
| 第 3 節 青少年の健全育成支援 | 28 |
| 第 2 章 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち | 31 |
| 第 1 節 健康づくりの推進 | 32 |
| 第 2 節 地域医療体制の充実 | 40 |
| 第 3 節 地域福祉の充実 | 42 |
| 第 4 節 高齢者福祉の充実 | 46 |
| 第 5 節 障がい者福祉の充実 | 52 |
| 第 6 節 社会保障の充実 | 58 |
| 第 3 章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち | 61 |
| 第 1 節 人権の尊重 | 62 |
| 第 2 節 生涯にわたる学習・教育環境の充実 | 66 |
| 第 3 節 市民文化の創造 | 70 |
| 第 4 節 スポーツ・レクリエーションの推進 | 72 |
| 第 5 節 文化財の保存と活用 | 76 |
| 第 4 章 にぎわいと活力をつくる人のまち | 79 |
| 第 1 節 農業の振興 | 80 |
| 第 2 節 商工業の振興 | 84 |
| 第 3 節 勤労者福祉の充実 | 88 |
| 第 4 節 地域活性化の推進 | 90 |
| 第 5 章 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち | 95 |
| 第 1 節 計画的な土地利用の推進 | 96 |
| 第 2 節 水と緑の保全と活用 | 102 |
| 第 3 節 循環型社会の形成と生活環境の保全 | 106 |
| 第 4 節 市街地の整備 | 112 |
| 第 5 節 道路・交通環境の整備 | 116 |
| 第 6 節 上下水道の整備 | 124 |

| | | |
|------------|---------------------------------|-----|
| 第7節 | 防災・防犯対策の充実 | 128 |
| 第8節 | 消費生活・市民相談の充実 | 136 |
| 第6章 | 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち | 137 |
| 第1節 | 市民自治の推進 | 138 |
| 第2節 | 計画的な総合行政の推進 | 142 |
| 第3節 | 健全な財政運営 | 148 |
| 第4節 | 広域行政の推進 | 150 |

第3部 第5次基本構想

| | | |
|-----|--------|-----|
| 第1章 | 本市の将来像 | 154 |
| 第2章 | 施策の大綱 | 162 |

第4部 資料

| | |
|--|-----|
| 第5次基本構想・中期基本計画の計画期間内における財政見通し（一般財源ベース） | 172 |
| 策定の経過 | 175 |
| 第5次基本構想 前期基本計画評価一覧 | 189 |
| 用語解説 | 193 |

第 1 部 序論

富士見市第5次基本構想・中期基本計画策定にあたって

1 策定の概要

第5次基本構想及び前期基本計画に基づくまちづくりを平成23年度から推進していましたが、変化の激しい時代に速やかに対応するため、平成24・25年度の2カ年で前期基本計画を見直し、平成26年度からスタートする中期基本計画（平成26～30年度）を策定しました。

| 区 分 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|---|-----------|-----|------|---------|-----|-----------|-------------|-----|-----|-----|
| 基本構想 将来都市像実現のための施策の大綱を定めたもの | ← 10年間 → | | | | | | | | | |
| 基本計画 基本構想で定めたまちづくりの目標を実現するため、具体的な施策を体系的に定めたもの | ← 前期5カ年 → | | | | | ← 中期5カ年 → | | | | |
| | | | 見直年次 | | | 見直年次 | ← 後期4カ年 → | | | |
| 実施計画 基本計画で定めた個々の施策を財政状況や社会情勢を考慮して実施するもの | ← 3カ年 → | | | ← 3カ年 → | | | ← 毎年ローリング → | | | |
| | | | | ← 3カ年 → | | | | | | |

2 策定の視点

(1) 前期基本計画の進捗状況の評価と課題の整理・反映

- ・前期基本計画の進捗状況を適切に評価し、計画を推進する上での課題を整理・反映させるなど、将来都市像の実現に向けて必要な施策を検討しました。

(2) 社会状況の変化などに迅速かつ柔軟に対応した計画の策定

- ・多様化する行政課題や市民ニーズ等を的確に把握し、社会状況の変化が著しい今日の状況に迅速かつ柔軟に対応した計画としました。

(3) 市民意見を反映させた計画の策定

- ・市民検討会議を設置するとともに、タウンミーティング、パブリックコメントを実施し、計画に市民視点からの意見を反映するようにしました。

(4) 実現性・実効性の高い計画の策定

- ・財政推計や人口動態等の将来予測を踏まえ、優先的に取り組んでいく施策を選択し、実現性・実効性の高い計画としました。
- ・市が行う施策・事業は、社会状況の変化や緊急的なものを除き、本計画に基づき実施することを原則とし、計画的な行政運営に努めます。



3 策定体制

(1) 庁内体制

①庁議 事務局：政策企画課

計画策定にあたっての方針や基本的な方向性について決定しました。

②中期基本計画検討委員会（各部長） 事務局：政策企画課

- ・前期基本計画の進捗状況等の評価と課題の整理を行いました。
- ・中期基本計画に反映すべき、前期基本計画策定後の国・県等の制度改正、社会状況の変化や市民ニーズ等を確認しました。
- ・上記を踏まえた上で、基本計画案を協議しました。

③計画策定アドバイザー

- ・制度改正や社会状況の変化等を踏まえ、今後想定される行政課題などについてアドバイスをいただき、中期基本計画に活かしました。

(2) 市民参加

①中期基本計画市民検討会議（団体推薦及び公募により委員12人）

ア. 市民の視点から以下の作業を行いました。

- ・前期基本計画の進捗状況等の評価と課題の整理
- ・中期基本計画に反映すべき、前期基本計画策定後の国・県等の制度改正、社会状況の変化や市民ニーズ等の確認
- ・上記を踏まえた基本計画案の検討

イ. 庁内の検討委員会と並行して検討しました。

②市民意識調査

これまでの調査項目による経年変化の把握のほか、第5次基本構想策定における主要施策を考慮し、必要な調査項目を追加し実施しました（平成24年9月実施、標本数3,000件）。

③タウンミーティング

基本計画案のパブリックコメントに合わせ、市内各地域において基本計画案の説明会を開催しました（平成25年9月・10月実施）。

④パブリックコメント

市民の意見を伺い、計画に反映するようにしました（平成25年9月実施）。

⑤その他情報提供等

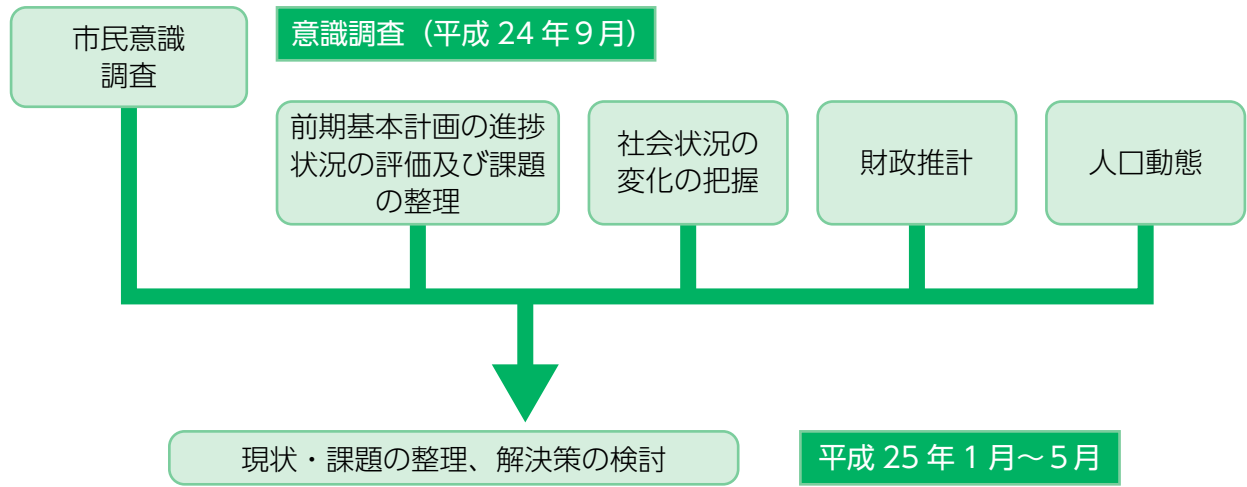
広報・HPはじめ、出前講座などにより情報提供しました。

(3) 議会 進捗状況について全員協議会を通じて説明し、議会基本条例に基づき、平成25年12月議会で議決されました。



4 策定手順（概略）

(1) 前期基本計画の進捗状況の評価及び課題の整理、社会状況の変化や市民ニーズ等の把握



(2) 中期基本計画案の検討 平成 25 年 6 月～8 月



(3) パブリックコメントの実施 平成 25 年 9 月



(4) 基本計画議会提出 平成 25 年 12 月議会



(5) 策定

第 2 部 中期基本計画

第1章

未来を担う子どもを育み、
育ちあう人のまち

第1章 未来を担う子どもを育み、 育ちあう人のまち

第1節 子育て支援の充実



1. 施策の方向性

子どもを安心して生み育て、健やかに子どもが成長できる環境を整えるため、健診や相談の充実、親子のふれあいや学習の場の提供、地域・市民による子育て支援体制の充実に取り組みます。また、保育所や放課後児童クラブの整備により、仕事と家庭の両立を支援します。

また、発達の遅れや障がいのある子どもの将来の生活適応能力の向上や障がいなどの軽減を目指して、発育・発達支援の充実に努めます。



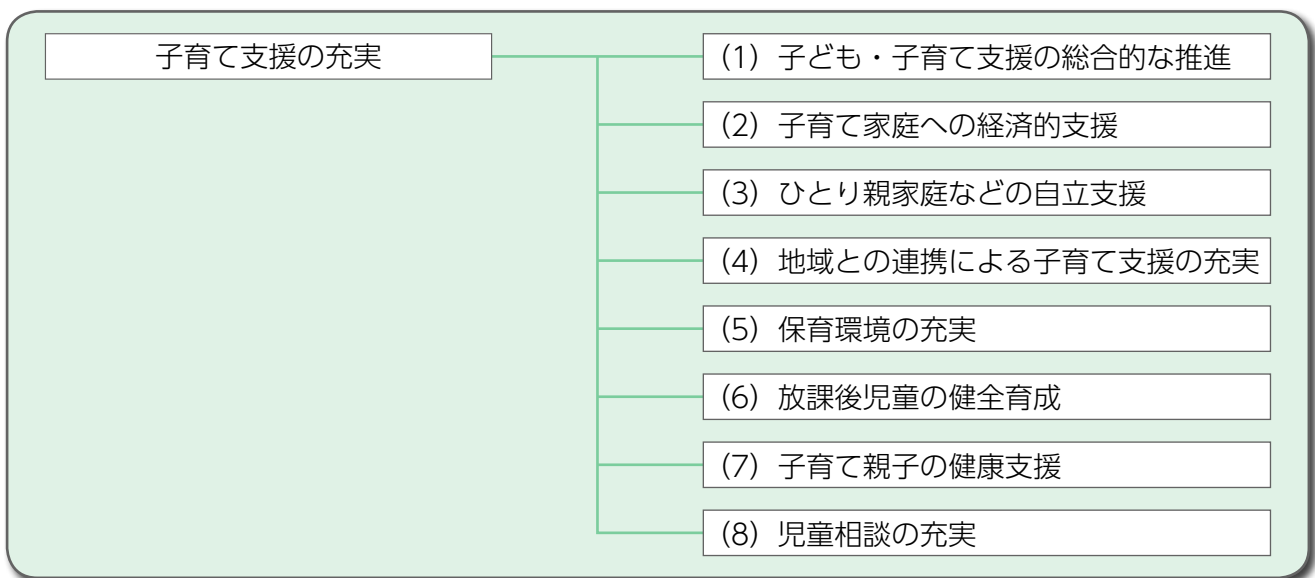
2. 現状と課題

- ◆子ども・子育て支援法（平成24年8月公布）に基づく、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月施行（予定）されます。
- ◆本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの人数を表す比率）は、平成20年1.25人（県1.28人）から平成23年の1.28人（県1.28人）と増加したものの、全国的な傾向と同様、依然低い数値となっていることから、少子化対策の充実が求められています。
- ◆雇用をはじめとした厳しい社会情勢のもと、子育て家庭に対して医療費助成などの経済的支援に努めています。
- ◆核家族化や女性の社会進出、就業形態の多様化に伴い、仕事と子育てが両立できるよう、保育環境の整備など多様な子育て支援策の充実が求められています。
- ◆保育所整備については、認可保育所の新設（3園）などにより、定員は1,095人（平成22年度）から1,330人（平成25年度）と拡大しました。
- ◆放課後児童クラブについては、平成22年度の13クラブから16クラブ（平成25年度）に増やし、施設環境の充実に努めています。
- ◆子育ての不安や負担感による子育て家庭の孤立を防ぐため、子育て支援センター機能の強化とネットワークの充実が求められています。

- ◆児童虐待の増加に対して、早期に適切な対応を図ることができるよう、関係機関との連携の充実など対応策を強化することが求められています。
- ◆本市では、発達に遅れのある子どもに対し、乳幼児健診などによる障がいの早期発見、みずほ学園での療育や保育所での保育、小・中・特別支援学校での特別支援教育、卒業後の進路指導まで一連の体制を整えています。
- ◆発達障がいに関する相談が増えていることから、関係機関との連携強化に取り組んでいます。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 子ども・子育て支援の総合的な推進（子育て支援課、保育課、健康増進センター）

- ◆子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、ニーズ調査の実施、子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組みます。

| 『子ども・子育て支援新制度』（保育課・子育て支援課） | | |
|---|---|---|
| 新制度の開始に向けて、ニーズ調査の実施、子ども・子育て支援事業計画の策定などに取り組みます。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭福祉審議会の開催 ・子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の実施 ・制度移行に伴う各種支援の実施 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画策定 ・新制度の開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・新制度の運用 |

(2) 子育て家庭への経済的支援（子育て支援課）

- ◆経済的負担軽減のため、こども医療費や手当などの助成を行います。

| 『こども医療費支給事業』（子育て支援課） | | |
|--|--|--|
| 中学校 3 年生までの子どもの入院と通院の医療費を助成し、子どもの健康維持と保護者の経済的負担の軽減に取り組みます。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・こども医療費支給 ・こども医療費の窓口払い不要化（平成 24 年 10 月） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの入院と通院の医療費無料化を継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの入院と通院の医療費無料化を継続 |

(3) ひとり親家庭などの自立支援（子育て支援課）

- ◆ひとり親家庭などに対し、生活面・経済面の援助や就労支援を行うとともに、自立促進に努めます。

| 『ひとり親家庭への支援』（子育て支援課） | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ひとり親家庭に対する相談や児童扶養手当の支給などの支援を行います。 | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
| ・児童扶養手当支給 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | ・児童扶養手当の支給と母子家庭自立支援給付金事業を継続 | ・児童扶養手当の支給と母子家庭自立支援給付金事業を継続 |

(4) 地域との連携による子育て支援の充実（保育課）

- ◆子育て支援センター及び保育所を中心とした地域の子育て支援拠点では、地域における乳幼児親子の交流などを通じたともだちづくりや子育てに関する情報提供を進めます。
- ◆子育て支援センターを中心として、子育て支援団体や子育てサークル、関係機関などとのネットワークを強化し、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

| 『ファミリーサポートセンター運営事業』（保育課） | | |
|--|------------------|------------------|
| ファミリーサポートセンターでは、宿泊を伴う児童の預かりや病気の児童の預かりを実施します。 | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
| ・NPO法人への委託による緊急ファミリーサポート事業の実施 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | ・宿泊を伴う児童等の預かりの実施 | ・宿泊を伴う児童等の預かりの実施 |

| 『子育て支援センター運営事業』（保育課） | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|---------|
| 相談や交流事業の充実、関係機関などとのネットワーク強化のため、子育て支援センターの体制を充実します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・市立子育て支援センター（鶴瀬西交流センター内） ・地域子育て支援センター（民間保育園内7箇所） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・子育て支援センターの体制の充実と施設整備の検討 | ・子育て支援センターの体制の充実と施設整備の検討 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 市立子育て支援センターの事業参加者数（延べ） | 11,360人 | 13,000人 | 14,000人 |

(5) 保育環境の充実（保育課）

- ◆女性の社会進出や多様な就労形態などにより増加し続ける保育ニーズに対応するため、保育環境や保育所の整備を進めます。また、低年齢児の保育ニーズに対応するため、家庭保育室などの支援に努めます。
- ◆多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり事業、休日保育事業、病後児保育事業などの充実及び認定こども園の整備に努めます。
- ◆給食の放射能検査については、今後も継続します。

| 『保育所施設整備』（保育課） | | | |
|--|---|---|----------|
| 待機児童の解消を目指して保育所（園）の整備を進めます。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育所 7 箇所（公設民営 1 園含む・定員計 660 人） ・ 民間保育園 8 園（定員計 670 人） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 針ヶ谷地区に民間保育園開園、同園にて病後児保育を実施（定員 90 名・平成 26 年 4 月開園予定） ・ 待機児童数に応じた保育所（園）の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の充実 ・ 待機児童数に応じた保育所（園）の整備検討 | |
| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 待機児童数 | 3 人 | 0 人 | 0 人 |

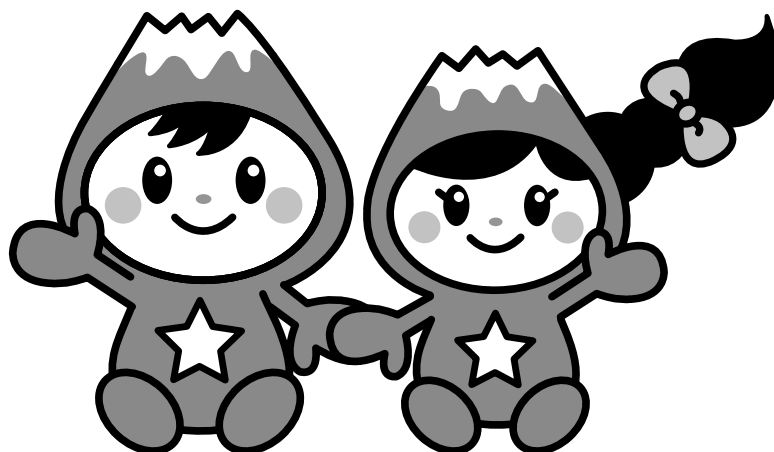
| 『家庭保育室助成事業』（保育課） | | | |
|---|--|--|--|
| 家庭保育室に対する支援や利用者の負担軽減に取り組みます。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭保育室（4 施設） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援内容の充実や負担軽減策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援内容の充実や負担軽減策の推進 | |

(6) 放課後児童の健全育成（保育課）

◆利用者ニーズを踏まえ、放課後児童クラブの施設環境と運営内容の充実に努めます。

| 『放課後児童健全育成事業』（保育課） | | | |
|-------------------------------|-------------|-------------|--------|
| 放課後児童クラブの施設環境や運営内容の充実に取り組みます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・全小学校に整備済 16クラブ 定員830人 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・施設環境などの整備 | ・施設環境などの整備 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 待機児童数 | 0人 | 0人 | 0人 |

| 『放課後等デイサービス施設の整備』（障がい福祉課） | | | |
|--|-----------------|-------------|--|
| 特別支援学校に通学している児童の、放課後や夏休みなどにおける生活能力向上のための訓練の場を提供するため、社会福祉法人による施設の建設に対する補助を行います。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・社会福祉法人による特別支援学校放課後児童クラブ「あらかると」の運営 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・社会福祉法人による施設の建設 | — | |



富士見市マスコットキャラクター「ふわっぴー」

(7) 子育て親子の健康支援（健康増進センター）

- ◆妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、健診や相談の充実、食育の推進に努めます。
- ◆地域医療機関などとの連携や母子保健推進員の地域活動などにより、子育て親子の健やかな生活を支援します。

| 『母子保健事業』（健康増進センター） | | | |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|----------|
| 妊婦健診などに対する助成を引き続き行うとともに、母子保健推進員による乳児家庭訪問を実施します。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| ・妊婦健診 14 回分、子宮がん検査、HIV 検査、超音波検査 4 回助成 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・健診に対する助成 ・母子保健推進員による乳児家庭訪問の実施 | ・健診に対する助成 ・母子保健推進員による乳児家庭訪問の実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 妊婦健診利用者数（延べ） | 21,929 件 | 23,000 件 | 23,500 件 |
| 母子保健推進員の乳児家庭訪問率 | 86.3% 843 人 / 977 人 | 88% | 90% |

(8) 児童相談の充実（障がい福祉課）

- ◆子どもの発育・発達、養育などの問題に対応するため、家庭児童相談員による相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる専門相談、専門医による診断・指導など、支援体制の充実に努めます。
- ◆児童虐待の予防、早期発見・早期対応などに向けて、子育てに対する相談体制の充実、広報等による周知を行うとともに、子どもを守る地域協議会などによる情報共有・連携の強化に努めます。

| 『児童虐待の予防と対策』（障がい福祉課） | | |
|--|---------------------|---------------------|
| 子どもを守る地域協議会や子育て支援センター、児童相談所との連携などにより、児童虐待の予防や発生時の対策を強化します。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| ・家庭児童相談、言語相談、療育相談、虐待通報対応 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・児童虐待の予防や早期発見、支援の充実 | ・児童虐待の予防や早期発見、支援の充実 |

第2節 子どもの教育の充実



1. 施策の方向性

一人ひとりの子どもが豊かな心や生きる力を育めるよう、基礎的・基本的な知識と技能の習得や体力の向上に取り組むとともに、心の教育を充実します。また、学校・家庭・地域との連携を深めながら、地域の教育力を高め、地域での子どもの教育の推進に努めます。

障がいのある子どもの個々の可能性や能力を伸ばすための教育を充実し、自立のための能力形成を目指して、社会参加や交流教育を推進します。

子どもが安全・安心で快適な教育環境のもとで学習できるよう、学校施設・設備の計画的な整備や地域と連携した防犯体制の整備に努めます。



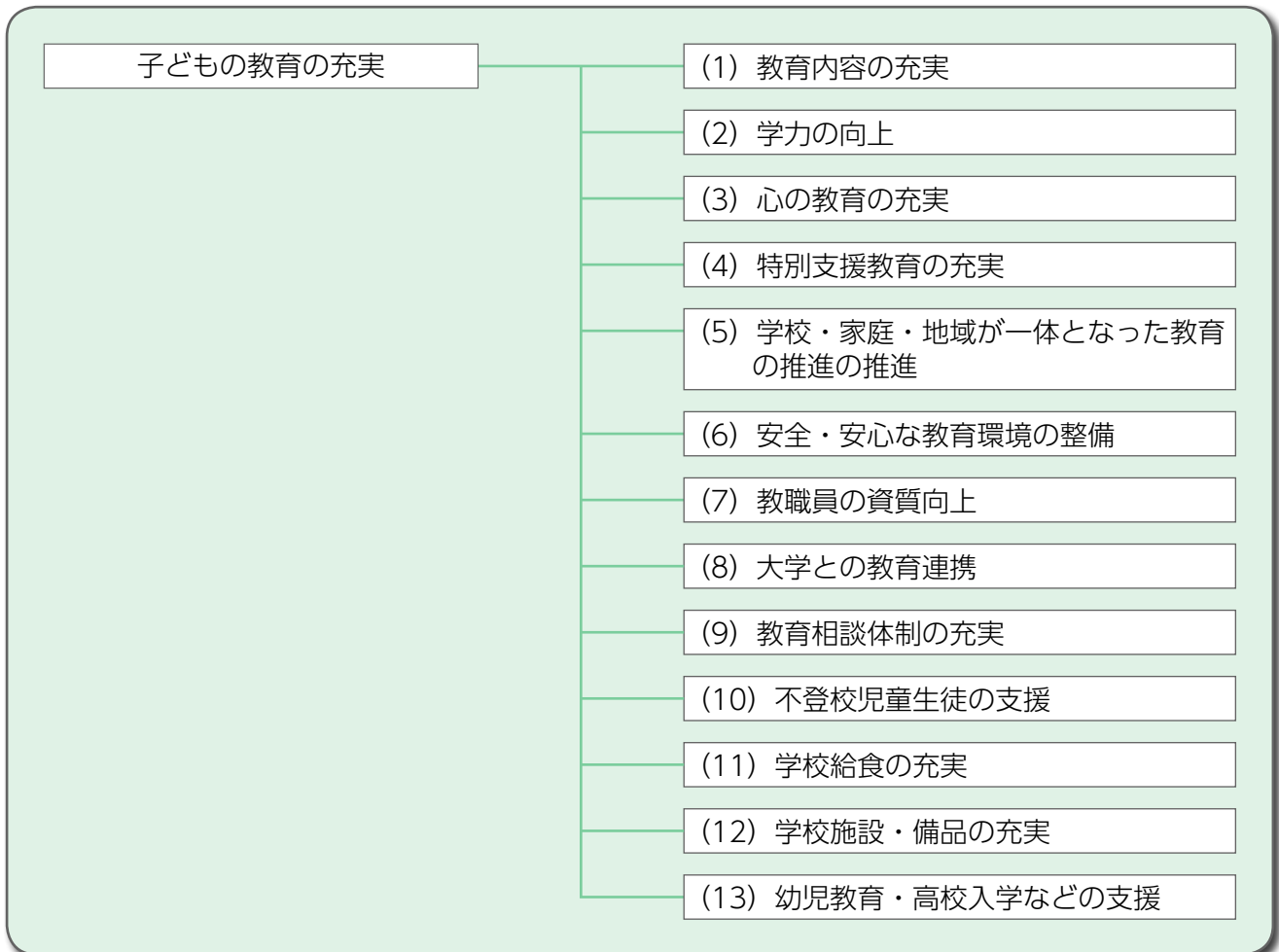
2. 現状と課題

- ◆児童生徒一人ひとりに、生命を大切にする心や思いやりなどの豊かな心を育成するため、教育活動全体を通じて心の教育を推進することが大切です。
- ◆グローバル化の進展に伴い、地域独自の歴史や文化の魅力を発信できる人づくりが求められており、郷土の歴史や文化への理解を深め尊重する態度を育成することが重要です。
- ◆社会環境が急激に変化している中、将来に対する目的意識を高め、児童生徒一人ひとりの主体的に生きる力を育成することが求められています。
- ◆各学校が創意工夫を重ねながら特色ある教育活動に取り組み、地域の教育力を活かす学校づくりを目指しています。
- ◆学校応援団の活動を通じて、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を活性化させるとともに、家庭・地域の教育力の向上を目指しています。
- ◆学校生活に円滑に適応できるよう、小1プロブレムや中1ギャップに対応することが求められています。
- ◆子どもたちの学ぶ力や生きる力を育み、地域で地域の子どもたちを育てるしくみをつくるため、「子ども大学ふじみ」を開校しました。

- ◆ 「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月21日成立)に基づき、いじめ対策や総合的に推進する体制を整備するとともに、安心して通える魅力ある学校づくりや不登校児童に対するきめ細やかな支援など、学校・教育相談室・家庭が連携した教育相談体制を充実していくことが大切です。
- ◆ 安全・安心な教育環境を確保するため、学校施設の耐震化工事を実施しました。今後は、ガラスの飛散防止対策など、非構造部材の耐震化を進める必要があります。
- ◆ 快適な教育環境を確保するため、全小中学校にエアコン設置工事を実施しました。大規模改造工事とトイレ改修工事等についても、計画的に工事を進めています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 教育内容の充実（学校教育課）

- ◆「教育に関する3つの達成目標（学力・規律ある態度・体力）」への取組みを通して、学習内容の基礎・基本の確実な定着を図ります。
- ◆栄養教諭・学校栄養職員等との連携による「食に関する指導」を推進します。
- ◆児童生徒が主体的に外国語でコミュニケーションを図る活動を充実させる授業を推進します。
- ◆自他を大切にする思いやりの心を育成するとともに、自他を尊重するための実践力を育む人権教育を充実します。
- ◆いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ根絶に向けた体制づくりを推進します。
- ◆コンピュータやインターネット等のICTを活用し、児童生徒が主体的に情報の収集・活用・発信ができる情報教育や環境教育、ボランティア・福祉教育など、時代の進展に対応する教育を推進します。

『教育振興基本計画の推進』（教育政策課）

本市教育の振興のため、中長期的な視点に立ち、総合的・計画的に取り組むための基本計画を進めます。

| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
|------------|----------------------|-------------|
| ・計画の開始 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | ・計画の推進 ・次期計画策定の準備 | ・第2次計画の策定 |

| 『読書活動の充実』（学校教育課） | | | |
|--|---|---|--------|
| 子どもたちの読書意欲を高め、学校図書館を言語環境の整った場所としてさらに有効活用するために、読書推進支援員の配置を充実させます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・小・中・特別支援学校に、1人ずつ、年間80日配置 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・全小学校に、各校1人ずつ、年間120日配置 ・全中学校及び特別支援学校に、各校1人ずつ、年間80日配置 | ・全小学校に、各校1人ずつ、年間120日配置 ・全中学校及び特別支援学校に、各校1人ずつ、年間80日配置 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 小学校における学校図書館での貸出冊数（年間1人当たり） | 21.2冊 | 30冊 | 30冊 |

| 『情報教育推進事業』（学校教育課、教育政策課） | | | |
|---|-----------------------|-----------------------|--|
| 情報化社会に対応するため市内小・中学校に導入している児童生徒用パソコンを活用し、情報活用能力の育成に努めます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・教員用パソコン教員1人1台、児童生徒用パソコン1校40台の整備完了 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・情報教育教材を活用した情報活用能力の向上 | ・情報教育教材を活用した情報活用能力の向上 | |

| 『小学校の英語活動の充実』（学校教育課） | | | |
|--|---------------|---------------|---------------|
| 英語教育指導助手（AET）の活用やオリジナル教材の作成などにより、小学校の英語活動を充実します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・小学校5・6年生の英語活動時間35時間（年間）のうちAET活動時間数が25時間 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・AET活動内容の充実 | ・AET活動内容の充実 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 小学校5・6年生1学級あたりのAETの活動時間 | 年間35時間のうち20時間 | 年間35時間のうち25時間 | 年間35時間のうち25時間 |

(2) 学力の向上（学校教育課）

- ◆児童生徒一人ひとりに基礎的・基本的な知識や技能を身につけさせ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うよう努めます。
- ◆児童生徒一人ひとりの理解の程度や興味・関心に応じた指導が進められるよう、小学校の「基礎学力定着支援員」や「中学校学習支援員」、また「少人数指導加配教員」などを活用し、指導方法や指導体制などの工夫改善に努め、個に応じた指導を充実します。
- ◆小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開し、児童生徒の学力の向上や「中1ギャップ」の解消に取り組みます。

| 『基礎学力の向上』（学校教育課） | | | | |
|---|----------------------|-------|----------------------|-------------|
| 小学校の「基礎学力定着支援員」や「中学校学習支援員」などの配置により、子どもたちの学力向上に努めます。 | | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | | |
| ・基礎学力定着支援員、中学校学習支援員、少人数指導加配教員の配置 | 平成26年度～28年度 | | 平成29年度～30年度 | |
| | ・効果の検証に基づく指導・支援の工夫改善 | | ・効果の検証に基づく指導・支援の工夫改善 | |
| 指 標 | 現状値 | | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 平均達成率（読む・書く・計算） 県の目標達成率 95.0% | 小学校 | | 小学校 | 小学校 |
| | 読む・書く | 93.9% | 読む・書く 95.0% | 読む・書く 95.0% |
| | 計算 | 94.8% | 計算 95.0% | 計算 95.0% |
| | 中学校 | | 中学校 | 中学校 |
| | 読む・書く | 92.2% | 読む・書く 94.2% | 読む・書く 95.0% |
| | 計算 | 90.5% | 計算 92.5% | 計算 93.5% |

(3) 心の教育の充実（学校教育課）

- ◆思いやりの心や他人と協調する心、規範意識などを育むため、道徳授業や多様な体験活動など、教育活動全体を通して「豊かな心の教育」を充実します。

| 『体験活動の充実』（学校教育課） | | |
|---|--------------------|---------------------|
| 様々な自然体験、福祉・ボランティア体験、職業体験などを充実し、子どもたちの豊かな心を育みます。 | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
| ・全校で体験活動を実施 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | ・全校で発達段階に応じ体験活動を実施 | ・全校で発達段階に応じた体験活動を実施 |

(4) 特別支援教育の充実（学校教育課）

- ◆児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、発達障がい・情緒障がい、難聴・言語障がいのある子どもたちのための通級指導教室やすこやか支援員の配置、特別支援学級の充実や特別支援学校のセンター的機能の向上により、児童生徒一人ひとりへの適切な指導・支援を充実します。

| 『特別支援教育の充実』（学校教育課） | | |
|---|---|---|
| 発達障がい・情緒障がい、難聴・言語障がいのある児童一人ひとりに適切な指導・支援を行うため、通級指導教室の教育活動を充実します。 | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・すこやか支援員の配置 ・通級指導教室における指導・支援の充実 ・難聴・言語障がい通級指導教室開室 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・実態に応じた支援員の配置及び効果的な活用 ・通級指導教室における個に応じた指導・支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・実態に応じた支援員の配置及び効果的な活用 ・通級指導教室における個に応じた指導・支援の推進 |

(5) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進（学校教育課、生涯学習課、公民館）

- ◆学校公開日や学校・学級通信、教育研究活動の公開などにより、保護者をはじめとする地域住民と情報の共有を推進し、地域に開かれた学校運営を進めます。
- ◆学校応援団活動を推進し、経験豊かな市民の知識や技能を活用することにより、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を活性化します。
- ◆学校運営支援者協議会を全校に設置し、家庭や地域の教育力を活かした「特色ある学校づくり」、保護者や地域の声を取り入れた「開かれた学校づくり」を推進します。
- ◆大学、青少年関係団体、地域団体などが連携し運営している子ども大学ふじみの活動を充実させるため、実行委員会の支援に取り組みます。

『子ども大学ふじみ推進事業』（生涯学習課）

大学、青少年関係団体、企業、市などが連携し、小学生（4～6年生）を対象に、知的好奇心を満足させる学びの機会を提供します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| ・近隣大学・青少年関係団体・地域団体・企業などによる実行委員会形式にて実施 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・近隣大学・青少年関係団体・地域団体・企業などによる実行委員会形式にて実施 | ・近隣大学・青少年関係団体・地域団体・企業などによる実行委員会形式にて実施 |

『学校応援団の充実』（学校教育課）

家庭、地域との連携を強化し、児童生徒に対する教育力の向上を目指します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|-------------------|--------------------|-----------------|----------|
| ・小中学校・特別支援学校全校に設置 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・各中学校区における学校応援団の交流 | ・市内における学校応援団の交流 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 支援ボランティアの人数（延べ） | 2,048 人 | 2,250 人 | 2,350 人 |

(6) 安全・安心な教育環境の整備（学校教育課）

- ◆児童生徒の安全を確保し、安心して学べる教育環境づくりのため、スクールガードの配置や青色パトロールカーの巡回などにより、学校と家庭・地域が連携・協力し一体となった防犯体制の充実に努めます。

| 『子どもの見守り活動の充実』（学校教育課） | | | |
|--------------------------------------|----------------|----------------|--------|
| 児童生徒の登下校時にスクールガードによる子どもの見守り活動を充実します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・スクールガードによる見守り | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・スクールガードによる見守り | ・スクールガードによる見守り | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| スクールガード人数（延べ） | 1,350人 | 1,700人 | 2,000人 |

(7) 教職員の資質向上（学校教育課）

- ◆学校研究や共同・個人研究、各種研修会など、教職員の資質・能力の向上に取り組み、学校の活性化と教育力の向上・充実を図ります。

| 『教職員の教育研究活動の促進』（学校教育課） | | | |
|--|--|--|-----------------------------|
| 学校、グループ、個人による教育研究活動を促進し、教職員の資質向上を図ります。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・課題研究委嘱校小・中学校各1校 ・学校研究委嘱校9校 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・各教科、道徳、総合的な学習、特別活動における授業内容の精選、指導力及び授業実践力などの向上 | ・各教科、道徳、総合的な学習、特別活動における授業内容の精選、指導力及び授業実践力などの向上 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 学校研究、共同・個人研究の活動数 | 課題研究委嘱校小・中各1校 学校研究委嘱校8校 | 課題研究委嘱校小・中各1校 学校研究委嘱校10校 | 課題研究委嘱校小・中各1校 学校研究委嘱校11校 |

(8) 大学との教育連携（学校教育課、生涯学習課）

- ◆教育実習、スクールボランティアなどを通して、大学と各学校の連携を推進し、学校教育の充実を図ります。
- ◆子ども大学ふじみの活動を充実させるため、大学との連携を進めます。

(9) 教育相談体制の充実（教育相談室）

- ◆心豊かな生活を送れるよう、児童生徒、保護者や教員などの教育相談を充実します。
- ◆教育相談に関する調査・研究、教職員への研修を推進します。
- ◆講演会などを通して教育相談の趣旨の啓発に取り組み、家庭教育の向上を支援します。

| 『教育相談事業』（教育相談室） | | | |
|---|---|---|----------|
| 心豊かな生活を送れるよう、児童生徒、その保護者や教職員などの相談に応じるとともに、教育相談に関する調査・研究、教職員への研修、市民への講演などを行います。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・教職員対象の研修会の開催 ・市民対象の講演会の開催 ・調査及び研究の実施 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・教職員対象の研修会の開催 ・市民対象の講演会の開催 ・調査及び研究の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・教職員対象の研修会の開催 ・市民対象の講演会の開催 ・調査及び研究の実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 教育相談受付件数 | 463 件 | 480 件 | 500 件 |
| 教育相談延べ件数 | 1,211 件 | 1,350 件 | 1,500 件 |

(10) 不登校児童生徒の支援（教育相談室）

- ◆児童生徒が不登校にならないようにするため、幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校の連携の強化や就学相談などにより、一人ひとりの児童生徒に応じた支援などの充実を図ります。
- ◆不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、各学校や家庭と連携し、通室生指導員による集団生活への適応指導や、基礎学力の定着の取組みを進めます。

| 『不登校児童生徒支援事業』（教育相談室） | | | |
|--|--|--|------------------------|
| 小学校と中学校の連携をさらに密にするとともに、専門家のコンサルテーションを導入し、不登校を未然に防止するための取組みを強化します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「不登校児童生徒対応推進委員会」の開催 ・適応指導教室の実施 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「不登校児童生徒対応推進委員会」の開催 ・専門家によるコンサルテーション ・適応指導教室の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「不登校児童生徒対応推進委員会」の開催 ・適応指導教室の実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 不登校児童生徒の割合 | 小学校 0.51% 中学校 2.72% | 小学校 0.20% 中学校 2.00% | 小学校 0.15% 中学校 1.85% |

| 『適応指導教室通室生への支援事業』（教育相談室） | | | |
|--|--|--|--------|
| 教育相談室内の適応指導教室に通う児童生徒に対して通室生指導員が学校復帰及び将来の社会的自立に向けた支援を行います。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・通室生への適応指導、学習指導の実施 ・巡回教育相談の実施 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・通室生への適応指導、学習指導の実施 ・巡回教育相談の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・通室生への適応指導、学習指導の実施 ・巡回教育相談の実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 適応指導教室利用率 | 16.8% | 25% | 27% |
| 学校復帰率 | 77.7% | 83% | 85% |

(11) 学校給食の充実（学校給食センター）

- ◆安全でおいしい給食を提供するため、地元産品の利用拡大や食材の選定に努めるとともに、食育を推進し、児童生徒の健やかな成長を促進します。
- ◆衛生的な調理環境の維持向上のため、設備の計画的な更新及び修繕を進めます。
- ◆給食の放射能検査については、今後も継続します。
- ◆食物アレルギー対応については、保護者、学校、給食センターが、連携して取り組みます。

| 『学校給食センター運営事業』（学校給食センター） | | | |
|--|---|--|----------|
| 安全で栄養バランスのとれた、おいしい給食を提供します。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地元産食材の活用 ・施設設備の修繕・更新（冷凍室・冷蔵室の床面修繕） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地元産食材の活用 ・施設設備の修繕、更新（プラットホーム改造工事） | <ul style="list-style-type: none"> ・地元産食材の活用 ・施設設備の修繕、更新 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 地元産食材利用率（重量ベース） | 36.2% | 37% | 38% |



(12) 学校施設・備品の充実（教育政策課、学校教育課）

◆学校施設の安全性と快適な施設環境を整えるため、トイレの洋式化や大規模改造工事などによる改善を計画的に進めます。

◆教育効果の向上と、豊かな教育環境を整えるため、教材備品などを充実します。

| 『学校施設整備事業』（教育政策課） | | | |
|---|--|--|---------|
| 老朽化した施設設備の計画的な改修を進めます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大規模改造工事（水谷小、針ヶ谷小、特別支援学校） ・大規模改造設計（南畑小） ・プール改修（設計含む）（鶴瀬小） ・トイレ改修（水谷東小、勝瀬中） ・エレベーター改修（水谷中） ・エレベーター改修設計（諏訪小） ・体育館改修（富士見台中） ・体育館改修設計（鶴瀬小） ・防球ネット改修（水谷小、水谷東小） ・公共下水道接続設計（水谷東小） ・エアコン整備（小・中学校） | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模改造工事（鶴瀬小、南畑小、関沢小、富士見台中、西中、特別支援学校） ・プール改修（設計含む）（水谷小） ・トイレ改修（水谷小、水谷東小、勝瀬中） ・エレベーター改修（水谷東小、諏訪小、東中） ・体育館改修（鶴瀬小、諏訪小、みずほ台小） ・体育館天井改修（関沢小） ・給水設備改修（水谷小） ・公共下水道接続（水谷東小） ・非常階段改修（本郷中） ・テニスコート改修（勝瀬中） | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模改造工事（関沢小、勝瀬小、諏訪小、富士見台中、西中、水谷中） ・体育館改修（南畑小、針ヶ谷小） ・トイレ改修（東中） | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 校舎トイレ改修実施校数（改修対象17校） | 3校/17校 | 10校/17校 | 14校/17校 |

(13) 幼児教育・高校入学などの支援（子育て支援課、教育政策課、学校教育課）

◆小学校と幼稚園、保育所との連携を充実し、情報の共有などにより幼児期から低学年におけるきめ細かな教育内容の充実に努めます。

◆幼稚園などへの就園に対する補助を行います。

◆高校・短大・大学などへの入学に際して、経済的支援を必要とする市民を援助し、教育機会を保障します。

第3節 青少年の健全育成支援

1. 施策の方向性

豊かな人間性と自主性を持った青少年を育成するため、家庭や学校をはじめとした地域全体で青少年の居場所づくりや団体活動に対する支援に取り組むとともに、青少年の社会参加を促し、健全育成を推進します。

2. 現状と課題

- ◆問題行動の低年齢化などを踏まえ、青少年を取り巻く環境などに関する学習機会の提供など健全育成の啓発が大切です。
- ◆青少年が地域の一員であることの自覚を促すために、ボランティア活動や地域行事などに参加することや、その活動が地域で受け入れられることが必要です。
- ◆青少年育成市民会議をはじめとする青少年関係団体などと連携し、青少年の健全育成や環境浄化活動などを行っています。
- ◆地域子ども教室は、全小学校区に設置され、地域の状況に応じた取組みを行っています。
- ◆児童館では、乳幼児親子や小学生を対象とした「遊びの学校」などの各種事業を実施しているほか、中高校生の居場所づくりとして、夜間開館を行っています。

3. 施策の体系図

青少年の健全育成支援

(1) 青少年関係団体の育成支援

(2) 青少年の自主的な活動に対する支援



4. 施策の内容

(1) 青少年関係団体の育成支援（子育て支援課、生涯学習課）

- ◆ 青少年の健全育成を目指し、青少年育成市民会議や青少年相談員協議会などとの連携を進めます。
- ◆ 地域子ども教室運営委員会や子ども会育成会などの円滑な活動に向けた支援を行います。
- ◆ 地域子ども教室での活動内容の充実のために、研修会の開催などコーディネーターや教育活動サポーターの充実に向け取り組むとともに、地域団体や市民との連携を強めながら運営体制の強化に取り組めます。

『地域子ども教室運営事業』（生涯学習課）

心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むことを目的に、地域の方々が知恵や技を持ち寄り、スポーツや文化活動などの様々な体験活動を行う「地域子ども教室」を実施します。

| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
|----------------------|--------------------------------------|-------------------|---------|
| | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| ・全小学校区11カ所 年間180回 | ・教育活動推進員の配置（新規） ・全小学校区11カ所、年間180回 | ・全小学校区11カ所、年間180回 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 参加児童数（延べ） | 13,101人 | 13,500人 | 14,000人 |
| ボランティア参加者数（延べ） | 3,391人 | 3,500人 | 3,550人 |



(2) 青少年の自主的な活動に対する支援(子育て支援課、保育課、交流センター、生涯学習課、公民館)

- ◆青少年が社会の構成員であることや郷土意識を育てるために、児童館や公民館、交流センターにおいて、青少年対象事業に企画段階から参加する機会の充実に取り組みます。
- ◆青少年が自主的に活動できるような環境づくりや、青少年関係団体の円滑な運営に向けた支援を行います。
- ◆地域の拠点として中学生・高校生の交流、活動の場となるよう、児童館において健全な青少年の居場所づくりを推進するとともに、新たな活動スペースの提供や児童館を中心としたボランティア活動に広く青少年が参加できるよう支援に努めます。

| 『児童館の整備』(保育課) | | |
|--|---|-------------|
| 児童の健全育成と子育て支援事業を展開するため、新たにふじみ野地域に児童館を整備します。 | | |
| 現況(平成25年度) | 事業計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度開設に向け、勝瀬、ふじみ野の住民の方々と多目的公共施設意見交換会を開催し地域の現状に沿った施設を検討 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 建設 運営方法の検討 開館 | — |

| 『児童館運営事業』(保育課) | | | |
|--|---|---|---------|
| 児童の健全育成と子育て支援事業を展開する地域の拠点として事業内容などを充実します。 | | | |
| 現況(平成25年度) | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児親子、小学生対象の事業の実施、子育て親子の交流や子育てサークルへの支援、中高校生のための居場所づくり事業の実施 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児親子、小学生対象の事業の実施 子育て親子の交流や子育てサークルへの支援 中高校生のための居場所づくり事業の実施 夜間開館の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児親子、小学生対象の事業の実施 子育て親子の交流や子育てサークルへの支援 中高校生のための居場所づくり事業の実施 夜間開館の実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 児童館利用者数(延べ) | 42,885人 | 50,000人 | 55,000人 |

第2章

健康で生きいき、
相互に支えあう人のまち

第2章 健康で生きいき、 相互に支えあう人のまち

第1節 健康づくりの推進



1. 施策の方向性

市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施します。

疾病などを予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組むとともに、疾病などの早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病などの予防に重点を置いた対策を推進します。

さらに、市民一人ひとりの健康への自己管理を促すため、特定健診・特定保健指導や各種がん検診などの受診率向上を目指します。

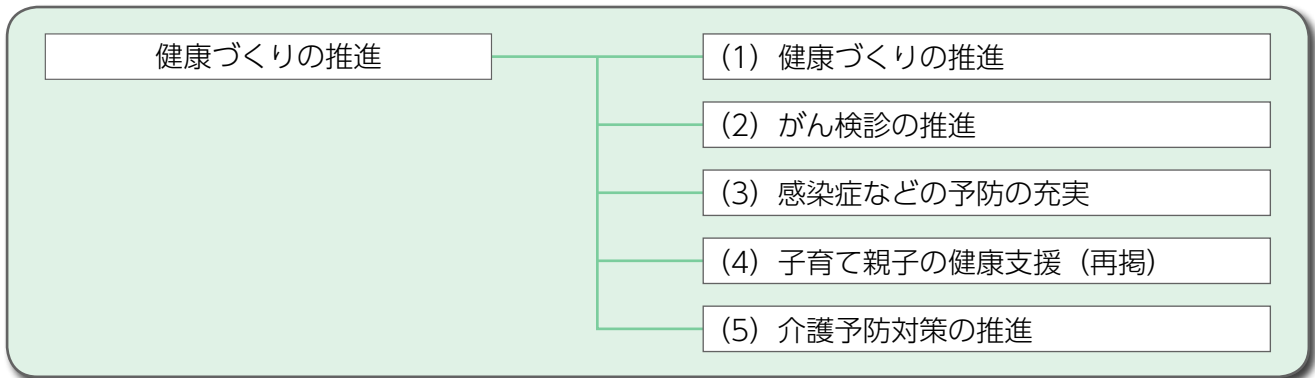


2. 現状と課題

- ◆市民一人ひとりが健康の重要性を自覚し、健康的な生活習慣を理解し、主体的に取り組めるよう支援する環境づくりが求められています。
- ◆健康に対する意識啓発や健康づくりの取組みとしては、町会などと協力し健康相談や健康講座などを実施しています。
- ◆市民の健康寿命を伸ばす上で重要な課題である、循環器疾患や糖尿病等を発症させないための一次予防に重点を置いた生活習慣病対策が求められています。
- ◆死亡主要原因は、がんが第1位であり、国では「がん対策推進基本計画」に基づき、がん検診の受診率50%を目指しており、本市でもがん検診の受診率向上が求められています。
- ◆新型インフルエンザなどの感染症に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき市対策本部を設置するなど、市民への情報提供や臨時予防接種の実施など迅速な対応についての体制を整えています。
- ◆介護予防の普及啓発をさらに進めるため、地域で展開される介護予防活動への支援が求められています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 健康づくりの推進（健康増進センター）

- ◆すべての市民が健康で元気に暮らせることを目指し、市民・地域・関係機関等が連携し、さらなる健康づくりを総合的・計画的に進めます。
- ◆重症化につながりやすい糖尿病・高血圧・脂質異常症等に関する健康教育や健康相談の充実を図り、市民が自らの健康に関心を持てるよう啓発に努めます。
- ◆町会や地区社協などと協力して健康意識の高揚を促し、健康学習や健康実践活動を支援します。
- ◆食育を通じた健康づくりを推進していくため、食育推進条例の制定及び同推進計画の策定を行うとともに、関係機関や食生活改善推進員と連携して、地域に根ざした食育推進事業に取り組んでいきます。
- ◆妊娠期や乳幼児期、子どもから高齢者に至るまで、健康的な食習慣を身につけられるよう、関係機関と連携し、情報提供や啓発などの食育を進めます。
- ◆特定健診・特定保健指導の受診率・実施率向上に向け、啓発に取り組みます。
- ◆口腔の健康は、市民が健康な生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を担っているため、歯科口腔保健に関する健康づくりを計画的に進めます。

『健康増進計画の策定』（健康増進センター）

市民の誰もが、生涯にわたって健康でいきいきと暮らしていけるように、健康づくりを推進するための基本となる、健康増進計画を策定します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--|--|---|----------------------------------|
| — | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 健康に関する意識調査の実施 健康づくり審議会の設置 富士見市健康増進計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく健康増進施策の推進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 20～64歳の運動習慣者（週2回以上、1回30分以上、1年以上、運動をしている者）の割合 | — | — | 男性 31% 女性 33% （埼玉県の目標に準じる） |

『歯科口腔保健の推進』（健康増進センター）

歯や口腔の健康は、健康で質の高い生活を送るうえで重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健推進計画を策定し、計画的な取組みを進めます。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--|---|---|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> 歯科口腔保健推進条例の制定（平成 26 年 3 月予定） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 歯科口腔保健推進計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく歯科口腔保健の推進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 歯科健診を受けている市民の割合（アンケート調査実施） | 26.5% | 40% | 48% |

| 『食育推進事業』（健康増進センター） | | | |
|---|-------------|--|---|
| 生涯を通じた健全な食生活の実現に向けて、食育推進条例の制定及び同推進計画を策定し、食育に関する取組みを計画的に進めます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員による食生活改善事業の市民参加者数2,909人（平成24年度実績） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員や大学などとの連携による食育の推進 食育推進条例の制定 食育推進計画の策定 食育推進拠点の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく食育の推進 |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 食生活改善推進員数 | 66人 | 75人 | 80人 |
| 食生活改善推進員による地域の料理教室開催・支援回数 | 110回 | 120回 | 125回 |

| 『市民健康づくり事業』（健康増進センター） | | | |
|--|-------------|--|--|
| 生活習慣病の一次予防に重点を置いた健康教育・相談の機会などを充実します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 健康教室（生活習慣病予防教室・乳がん予防ミニ講座など） 健康相談（所内健康相談・地域健康相談など） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 健康教室、健康相談などの実施 | <ul style="list-style-type: none"> 健康教室、健康相談などの実施 |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 健康教室・健康相談の参加者数（延べ） | 3,631人 | 3,700人 | 3,700人 |

（2）がん検診の推進（健康増進センター）

- ◆実施方法を見直すなど利便性に配慮しながら、各種がん検診の普及啓発を進め、受診率向上に努めます。

『健康診査事業』（健康増進センター）

各種がんの早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の受診率向上を目指すとともに、早期発見に向けた検査の機会を提供します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|---|--|--|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団検診（胃がん、乳がん、前立腺がん） ・ 個別検診（肺がん、大腸がん、子宮頸がん） ・ 胃がんリスク検診 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診方法の検討 ・ 胃がんリスク検診の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診方法の検討 ・ 胃がんリスク検診の実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 受診率 | 胃がん 1.9% 肺がん 36.3% 大腸がん 33.3% 子宮頸がん 17.8% 乳がん 8.5% 胃がんリスク 15.6% | 40% | 50% |

(3) 感染症などの予防の充実（健康増進センター）

◆ 感染症の発生やまん延・重症化予防を目的に各種予防接種を実施します。

また、感染症や予防ワクチンに関する情報を市ホームページなどを通じて、市民へ迅速に提供します。

◆ 関係機関と連携し、新型感染症に関する情報提供や予防対策などに取り組みます。

『感染症等予防対策事業』（健康増進センター）

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種を推進するため、助成を行います。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--|-----------------|-----------------|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種助成 ・ 対象者を 65 歳以上に拡大 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・ 予防接種に対する助成 | ・ 予防接種に対する助成 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率 | 51.6% | 55% | 58% |

(4) 子育て親子の健康支援（再掲）（健康増進センター）

- ◆妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、健診や相談の充実、食育の推進に努めます。
- ◆地域医療機関などとの連携や母子保健推進員の地域活動などにより、子育て親子の健やかな生活を支援します。

| 『母子保健事業（再掲）』（健康増進センター） | | | |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|---------|
| 妊婦健診などに対する助成を引き続き行うとともに、母子保健推進員による乳児家庭訪問を実施します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・妊婦健診14回分、子宮がん検査、HIV検査、超音波検査4回助成 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・健診に対する助成 ・母子保健推進員による乳児家庭訪問の実施 | ・健診に対する助成 ・母子保健推進員による乳児家庭訪問の実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 妊婦健診利用者数（延べ） | 21,929件 | 23,000件 | 23,500件 |
| 母子保健推進員の乳児家庭訪問率 | 86.3% (843人/977人) | 88% | 90% |

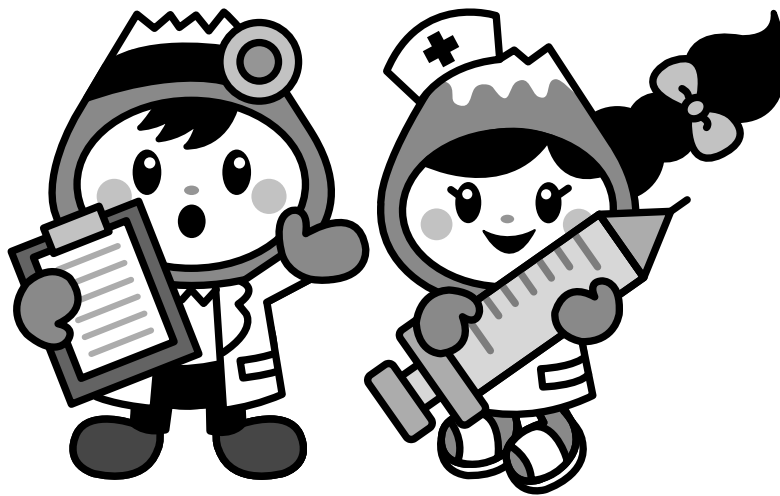
(5) 介護予防対策の推進（高齢者福祉課、健康増進センター）

- ◆加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。
- ◆介護予防活動に取り組む市民の自主グループの育成と交流を支援します。

『介護予防事業』（健康増進センター）

一般高齢者を対象に、介護予防に関する知識を普及・啓発するとともに、地域包括支援センターなど関係機関と連携しながら、地域で支えあう介護予防活動を進めます。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--|---|---|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発事業（各種教室や健康相談など） 地域介護予防活動支援事業（自主グループの育成と活動支援・交流） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上などのための各種教室、健康講座、健康相談会の開催 介護予防自主グループの育成、活動支援、団体間交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上などのための各種教室、健康講座、健康相談会の開催 介護予防自主グループの育成、活動支援、団体間交流の促進 | |
| 指 標 | 現況値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 介護予防自主グループ数 | 53 組織 | 70 組織 | 76 組織 |
| 自主グループ活動の登録者数 | 1,136 人 | 1,400 人 | 1,520 人 |



第2節 地域医療体制の充実

1. 施策の方向性

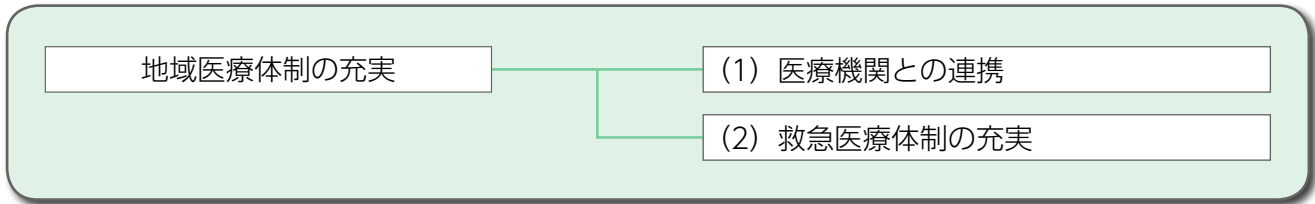
市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援するとともに、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供します。また、近隣市町と連携し、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。

2. 現状と課題

- ◆市内の医療機関は、平成24年3月現在、病院5施設（544床）、診療所49施設（内6施設において82床）、歯科診療所45施設あります。
- ◆地域の総合病院については、第二次救急医療として川越地区の救急指定医療機関とともに輪番制方式により実施し、連携を図っています。
- ◆本市の救急医療体制は、初期救急（外来治療を必要とする軽症の患者に対応）、第二次救急（入院治療を必要とする重症の患者に対応）、第三次救急（さらに重篤な患者に対応）体制がそれぞれ整備されています。
- ◆初期救急医療については、東入間医師会により休日診療、平日夜間の小児救急診療を実施、第二次救急医療については、川越地区内の病院群が輪番制方式により休日及び夜間の診療を実施、第三次救急医療については、埼玉医大総合医療センターで実施しています。また、平成24年度より市内の病院において、小児の入院等、緊急患者の受入れを開始しました。
- ◆平成24年度に実施した市民意識調査では、「医療サービス体制の充実」に対する不満度が平均より高く、不満の理由が「医療施設の情報が少ない」が1位だったことから、医師会などと連携しながら、医療体制の整備とともに、引き続き積極的な情報提供が求められています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 医療機関との連携（健康増進センター）

- ◆市内医療機関と中核的病院（大学病院）相互の連携と医療供給体制の確立を支援します。

(2) 救急医療体制の充実（健康増進センター）

- ◆医師会や医療機関との連携・協力により、適切な初期救急及び第二次救急医療体制の充実に努めます。また、これらに関する情報提供を積極的に進めます。
- ◆医療に欠かせない輸血用血液を確保するため、献血の啓発・推進に努めていきます。

第3節 地域福祉の充実

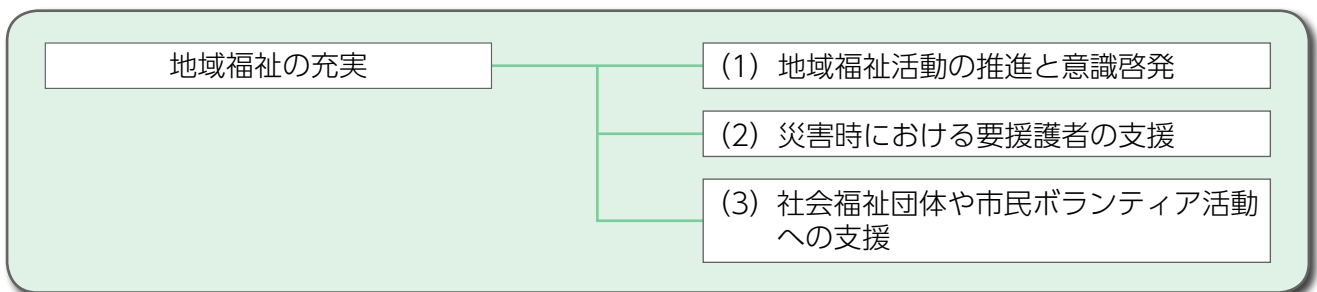
1. 施策の方向性

市民一人ひとりがともに支えあう地域社会を目指し、そのための意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

2. 現状と課題

- ◆地域課題を解決するためには、行政施策と併せて、市民と行政の協働による地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められています。
- ◆平成 23 年度に災害時要援護者支援プランを策定し、平成 24 年度より災害時要援護者の申請登録を開始しました。また、登録者に対する個別計画の作成を、町会及び民生委員・児童委員の協力により進めています。
- ◆要援護者見守り事業に関する協定を新聞販売店、ガス検針業者及び郵便局等と締結し、年齢にかかわらず援護を必要としている方が発見されたときに迅速に支援するための体制づくりを進めています。
- ◆本市社会福祉協議会におけるボランティア登録団体と人数は、平成 23 年度現在、56 団体 1,100 人であり、今後は、こうしたボランティアの役割が一層重要性を増すものと推測されます。

3. 施策の体系図





4. 施策の内容

(1) 地域福祉活動の推進と意識啓発（福祉課）

- ◆市民との協働による地域福祉活動を進めるため、「ふじみ福祉フォーラム 21」など様々な啓発事業に取り組みます。
- ◆地域全体でお互いを支えあうまちを目指し、地域住民との協働により地域福祉計画を進めます。

| 『地域福祉計画推進事業』（福祉課） | | |
|--------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 社会福祉協議会や市民ボランティアとの連携により地域福祉活動を推進します。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| ・地域福祉計画を周知するための出前講座を開催 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・市民協働による地域福祉活動の推進 | ・市民協働による地域福祉活動の推進 |

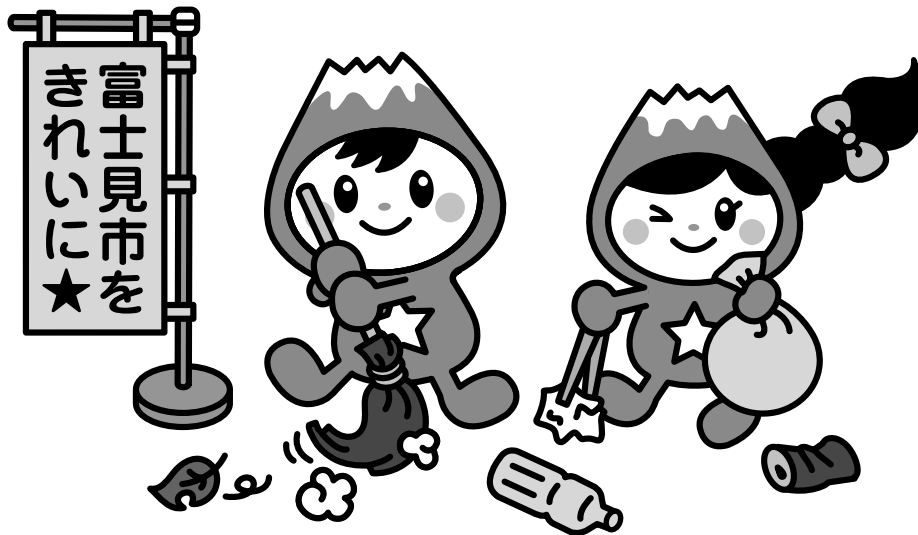
(2) 災害時における要援護者の支援（福祉課、安心安全課）

- ◆災害時において、高齢者や障がい者などの要援護者の支援が迅速・的確に行えるよう、日頃から、市民とともに、要援護者情報の把握や安否確認、避難行動支援などに取り組みます。

| 『災害時要援護者支援事業』（福祉課、安心安全課） | | | |
|--|---|---|----------|
| 高齢者や障がい者など災害時における要援護者の情報を収集・整備し、平常時より関係者と情報共有し、個別支援計画や支援者用マニュアルを作成します。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| ・避難支援プラン全体計画の策定（平成 24 年 3 月） ・災害時要援護者登録の開始（平成 24 年度） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・要援護者名簿作成及び要援護者マップの作成、更新 ・個別支援計画、支援者用マニュアルの作成 ・避難訓練実施 | ・要援護者名簿作成及び要援護者マップの作成、更新 ・個別支援計画、支援者用マニュアルの作成 ・避難訓練実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 要援護者登録人数 | 1,504 人 | 2,000 人 | 2,500 人 |

(3) 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援（福祉課）

- ◆地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉活動団体などの活動に対する支援を行います。
- ◆社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの養成に努めます。



第4節 高齢者福祉の充実

1. 施策の方向性

高齢者がいつまでも元気で生きいきとした生活ができるよう、市民・行政・関係機関の連携により、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や就業・生きがいの支援を行います。

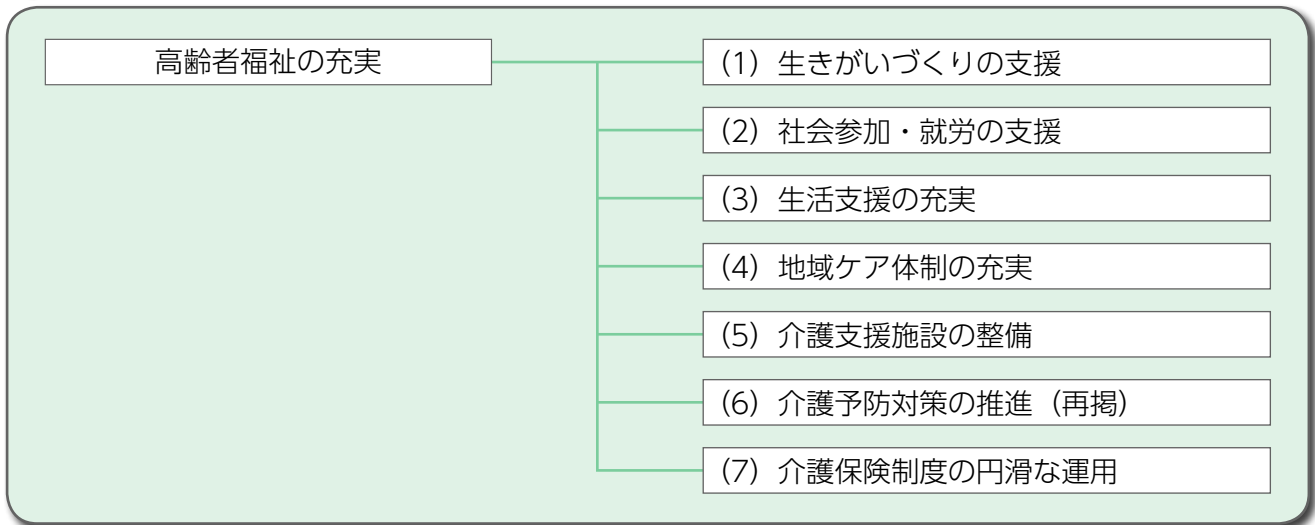
また、介護の必要な高齢者やその家族に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実や、施設や在宅におけるサービスの提供に取り組みます。

2. 現状と課題

- ◆本市の高齢化率（65歳以上の割合）は、平成25年4月現在21.78%で、年々増加しています。高齢化の進展に伴い、一人暮らしや認知症の高齢者が増加しており、高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるような支援の充実が求められています。
- ◆現在、3カ所の地域包括支援センターが、4圏域において様々な相談に対応していますが、早期の支援につなげ、きめ細かく対応できるよう、相談体制の強化や、地域における見守りや支えあいの仕組みづくりに努める必要があります。
- ◆認知症の高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用の必要性が高まっています。
- ◆シルバー人材センターは、就労を希望する高齢者に対して就業の機会を通じた健康や生きがいのため、民間の業務や公共施設の管理等を受託しています。老人福祉センターは、利用者数も増えており、コミュニティ大学などの活動も活発に行われています。
- ◆本市の要支援・要介護認定者数が増加していることから、虚弱高齢者や要支援と認定された高齢者の状態の悪化を防ぎ、できるだけ介護が必要な状態にならないようにする介護予防の取組みを強化していく必要があります。
- ◆介護が必要な人が、住みなれた地域で自立した生活を続けられるよう、地域密着型施設の整備を計画的に進めています。今後も、日常生活の場で医療や介護等の支援が一体的に提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進していく必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 生きがいづくりの支援（高齢者福祉課、交流センター、公民館）

- ◆老人福祉センターの利用促進や高齢者学級の充実に努めるとともに、各地域の老人クラブやサークル活動、コミュニティ大学など自主的な活動を支援します。

『高齢者の生きがいづくり支援』（高齢者福祉課、公民館）

コミュニティ大学への支援や高齢者学級の開催などにより、学習の機会、内容を充実します。また、老人福祉センターの施設環境やスポーツ・レクリエーション活動の場を充実します。

| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
|--|--------------------------|--------------------------|---------|
| | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| ・老人福祉センター利用者 34,515人 利用団体 769団体 (平成24年度) | ・学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の促進 | ・学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の促進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 老人福祉センター利用者数 (延べ) | 34,515人 | 39,000人 | 42,000人 |

(2) 社会参加・就労の支援（高齢者福祉課、生涯学習課）

- ◆市民の様々な社会経験や知識・技能を活かすため、市民人材バンクへの登録を促進するとともに地域でのふれあい、仲間づくりなどの充実に努めます。
- ◆高齢者の雇用機会を拡大するため、シルバー人材センターに対する支援を行うとともに、ハローワークとの連携に努めます。

『シルバー人材センター運営補助事業』（高齢者福祉課）

高齢者の雇用機会拡大のため、富士見市シルバー人材センターに対する市委託事業の拡充や民間事業者の利用促進などの支援を行います。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|--|---|---|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市委託件数 33 件 ・民間受託件数 294 件（平成 24 年度） | <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の拡充 ・民間事業者の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の拡充 ・民間事業者の利用促進 |

(3) 生活支援の充実（高齢者福祉課）

- ◆自立した生活を支援するため、一人暮らしや援護が必要な高齢者に対する各種施策を充実します。
- ◆認知症高齢者などのため、成年後見制度の普及や権利擁護などに取り組みます。

『在宅高齢者の支援事業』（高齢者福祉課）

寝具乾燥サービス、緊急時連絡システム機器の貸与、配食サービス、日常生活用具給付、紙おむつ支給などにより、在宅高齢者の日常生活を支援します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|--|--|--|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・各種支援の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援の実施 |

『成年後見センター運営事業』（高齢者福祉課）

成年後見を必要とする高齢者などのため、市民による後見人を養成・支援する成年後見センターを運営します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|---|--|--|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座の開催 ・成年後見センターの設置（平成 25 年 10 月・社会福祉協議会） | <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センターの運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センターの運営 |

(4) 地域ケア体制の充実（高齢者福祉課）

- ◆日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、相談体制などの充実に努めるとともに、関係機関と連携し、地域包括支援センターを中心とした地域のネットワークづくりを進め、高齢者の支援体制を充実します。

| 『地域包括支援センター整備事業』（高齢者福祉課） | | | |
|---|--|----------------|--------|
| 高齢者が住みなれた地域で安心した生活ができるよう、身近な地域ごとに地域包括支援センターを設置します。また、市民の方にわかりやすい名称に変更し、利用しやすい施設にしていきます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・市内4圏域に設置 （民間委託2圏域・市直営2圏域） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・市内4圏域から5圏域化 ・全圏域を民間委託化 ・職員体制の強化 | ・全圏域にて運営（民間委託） | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 地域包括支援センター設置数 | 3カ所 | 5カ所 | 5カ所 |

(5) 介護支援施設の整備（高齢者福祉課）

- ◆介護ニーズの状況を踏まえながら、必要な介護サービス事業・施設の整備を進めます。特に、在宅での生活ができるだけ続けられるよう、地域密着型施設の整備を検討します。

| 『地域密着型施設の整備』（高齢者福祉課） | | |
|---|----------------|----------------|
| 身近な地域で生活できるよう、小規模多機能型居宅介護やグループホームなどの地域密着型施設の整備を検討します。 | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
| ・公募による地域密着型施設の整備 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | ・地域密着型施設の整備の検討 | ・地域密着型施設の整備の検討 |

(6) 介護予防対策の推進（再掲）（高齢者福祉課、健康増進センター）

◆加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。

◆介護予防活動に取り組む市民の自主グループの育成と交流を支援します。

| 『介護予防事業（再掲）』（健康増進センター） | | | |
|--|-----------------|---|---|
| 一般高齢者を対象に、介護予防に関する知識を普及・啓発するとともに、地域包括支援センターなど関係機関と連携しながら、地域で支えあう介護予防活動を進めます。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発事業（各種教室や健康相談など） 地域介護予防活動支援事業（自主グループの育成と活動支援・交流） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上などのための各種教室、健康講座、健康相談会の開催 介護予防自主グループの育成、活動支援、団体間交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上などのための各種教室、健康講座、健康相談会の開催 介護予防自主グループの育成、活動支援、団体間交流の促進 |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 介護予防自主グループ数 | 53 組織 | 70 組織 | 76 組織 |
| 自主グループ活動の登録者数 | 1,136 人 | 1,400 人 | 1,520 人 |

(7) 介護保険制度の円滑な運用（高齢者福祉課）

◆高齢者保健福祉計画に基づき、介護が必要な人とその家族が安心して暮らしていけるよう、介護保険サービスの適切な給付に努めるなど、健全で円滑な制度の運用を行っていきます。

| 『介護保険制度の運用』（高齢者福祉課） | | |
|---|-----------------|---|
| 介護予防事業や入浴、食事などの介護や機能訓練、看護など介護が必要な方の日常生活を社会全体で支えます。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 第 5 期高齢者保健福祉計画の推進 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 介護予防施策の推進 介護サービスの提供 第 6 期高齢者保健福祉計画の策定 |

第5節 障がい者福祉の充実



1. 施策の方向性

障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組みます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、ともに生きともに支えあうまちを目指します。

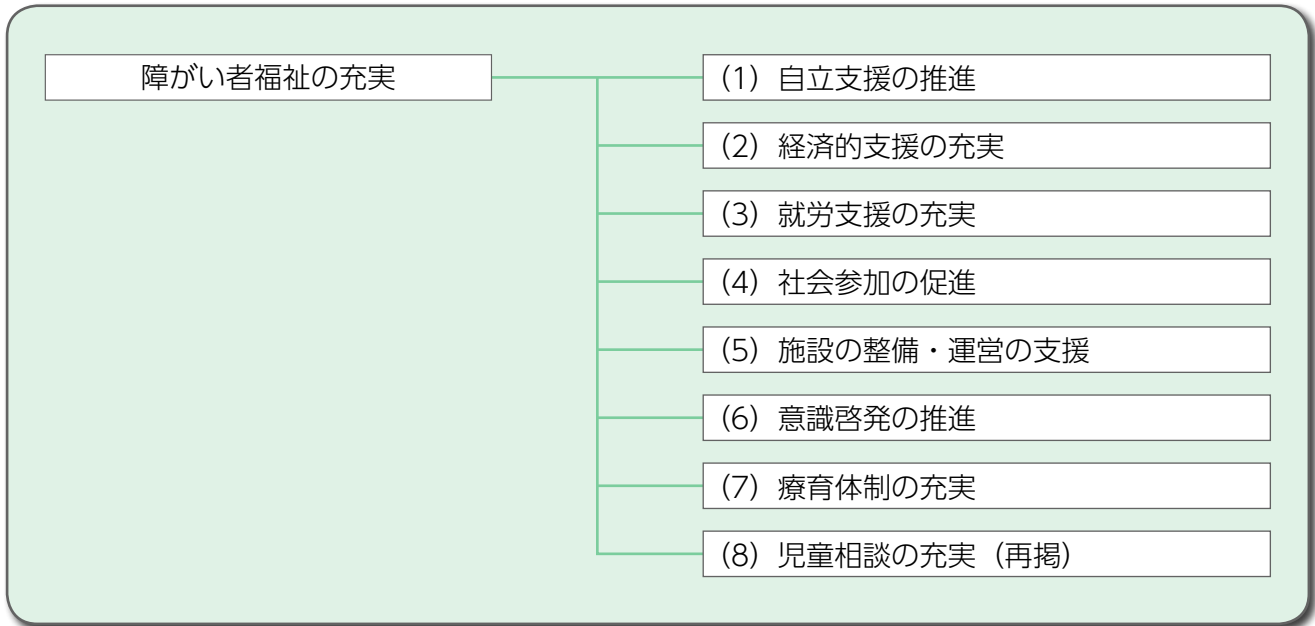


2. 現状と課題

- ◆高齢化の進行などに伴い、障害者手帳（身体、知的、精神）の所持者は年々増加しています。また、近年、発達障がい児・者に関する相談・支援が増えています。
- ◆乳幼児健診などによる障がいの早期発見、みずほ学園での療育や保育所での保育、小・中・特別支援学校での特別支援教育、さらに卒業後の進路指導まで一連の体制を整えています。近年は、発達障がいに関する相談が増えていることから、関係機関の連携強化に取り組んでいます。
- ◆近年、乳幼児の発達の遅れに関して、みずほ学園への相談件数が増加しています。そのため、通園児に限らず、地域で支援を必要とする子どもに対し、児童発達支援センターとして地域療育支援事業の充実に努めています。
- ◆障がい者支援については、個々のニーズに対応した各種支援に取り組んでいますが、就労訓練や、地域での生活を送ることができるグループホームなどの施設の整備・支援が求められています。
- ◆障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されました（平成25年4月1日施行）。難病患者が対象に加えられたほか、障害者支援区分の見直しなどが行われました。
- ◆障害者総合支援法では、障がい者が地域生活で必要なサービスを効果的に活用できるように、「サービス等利用計画」を作成することになったことから、三芳町と共同で開設した「障がい者相談支援センター」において、相談支援、サービス等利用計画の作成を行うこととしています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 自立支援の推進（障がい福祉課）

- ◆地域での自立した生活を支援するため、介護給付や訓練等給付などのほか、相談支援体制の充実や、手話通訳者派遣などのコミュニケーション支援を行います。

『地域生活支援事業』（障がい福祉課）

相談や日常生活用具の給付、手話通訳の派遣、外出時の支援、障がい児の一時預かりなどにより日常生活を支えます。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|---|-----------------|-----------------|----------|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション支援事業 ・ 地域活動支援センター事業 ・ 移動支援事業 ・ 日中一時支援事業 ・ 日常生活用具給付 | ・ 事業の充実、推進 | ・ 事業の充実、推進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 登録手話通訳者数 | 12 人 | 14 人 | 16 人 |

『障がい者相談支援センター運営事業』（障がい福祉課）

障がい者の福祉サービスに関する相談や利用に対する援助を行うため、障がい者相談支援センターを設置・運営します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|-------------------------------------|------------------|------------------|
| ・障がい者相談支援センターの設置（平成 25 年度・三芳町と共同設置） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・障がい者相談支援センターの運営 | ・障がい者相談支援センターの運営 |

（2）経済的支援の充実（障がい福祉課）

- ◆経済的、精神的負担を軽減するため、在宅重度心身障害者手当などの各種手当や医療費の支給を行います。

（3）就労支援の充実（障がい福祉課）

- ◆地域の就労訓練事業所やハローワークなど関係機関と連携し、就労支援センターの充実に努めます。

『就労支援の充実』（障がい福祉課）

障がい者の就労機会の拡充とともに、安心して働き続けることができるよう障害者就労支援センターによる支援を行います。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|------------------|-----------------|-----------------|----------|
| ・障がい者就労支援センターの運営 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・就労支援の推進 | ・就労支援の推進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 登録者数 | 131 人 | 180 人 | 200 人 |

（4）社会参加の促進（障がい福祉課）

- ◆心身に重度の障がいのある方の行動範囲の拡大と社会生活への参加・自立の促進、経済的負担の軽減のため、福祉タクシー利用料補助などを行います。また、単独の外出が困難な障がい児・者にヘルパーが付き添い支援を行う移動支援事業、車での送迎、外出援助等を行う生活サポート事業を実施します。

(5) 施設の整備・運営の支援（障がい福祉課）

- ◆障がい者の生活支援や就労訓練の充実を目指し、障がい者施設の整備や運営に対する支援を行います。

| 『就労訓練事業所の運営支援』（障がい福祉課） | | | |
|---|-------------|-------------|--------|
| 精神障がい者の就労訓練や相談体制を充実するため、就労訓練事業所の運営を支援します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| — | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・運営支援 | ・運営支援 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 市内就労訓練施設利用者数（人） | 20人 | 24人 | 30人 |

| 『放課後等デイサービス施設の整備（再掲）』（障がい福祉課） | | |
|--|-----------------|-------------|
| 特別支援学校に通学している児童の、放課後や夏休みなどにおける生活能力向上のための訓練の場を提供するため、社会福祉法人による施設の建設に対する補助を行います。 | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
| ・社会福祉法人による特別支援学校放課後児童クラブ「あらかると」の運営 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | ・社会福祉法人による施設の建設 | — |

| 『障がい者グループホーム運営補助』（障がい福祉課） | | |
|---|------------------------------|-------------|
| 知的障がい者の地域における生活への移行体制を充実するため、グループホームの運営に対する補助を行います。 | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
| ・社会福祉法人によるグループホームの建設（平成26年度開設予定） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | ・グループホームの開設 ・グループホームの運営補助 | — |

(6) 意識啓発の推進 (障がい福祉課)

- ◆当事者、関係者、市民が参加する自立支援協議会において、市民とともに、障がいに関する意識啓発を進めます。

| 『障がいへの理解と交流の推進』(障がい福祉課) | | |
|--|--|--|
| 障害者支援計画に基づき、広報紙やホームページの活用による障がいへの理解促進や、交流機会の拡充、福祉教育の一層の充実などにより、ノーマライゼーション社会の実現に取り組みます。 | | |
| 現況 (平成 25 年度) | 事業計画 | |
| ・第 3 期障害者支援計画の推進 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙などによる理解促進への取組み ・交流機会の拡充 ・第 4 期障害者支援計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙などによる理解促進への取組み ・交流機会の拡充 |

(7) 療育体制の充実 (みずほ学園)

- ◆関係機関と連携し、障がい児や発達の遅れのある乳幼児を支援するため、機能訓練、親子指導、個別・集団指導を早期から実施します。特に、低年齢児、保育所・幼稚園との併用通園児、医療的ケアの必要な重度障がい児への対応の充実に努めます。

| 『みずほ学園運営事業』(みずほ学園) | | | |
|--|--|---|---|
| 障がいや発達に遅れのある就学前の子どもの早期療育や支援に向けて相談機能などを充実します。 | | | |
| 現況 (平成 25 年度) | 事業計画 | | |
| ・機能訓練や指導の実施 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・機能訓練、指導の実施 | ・機能訓練、指導の実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 利用者数 (入園者と外来利用者の実人数) | 入園延人数 34 名 外来実人数 158 名 (うち市内 87 名) | 入園人数 30 名 外来人数 230 名 (うち市内 160 名) | 入園人数 30 名 外来人数 230 名 (うち市内 160 名) |

(8) 児童相談の充実 (再掲) (障がい福祉課)

- ◆子どもの発育・発達、養育などの問題に対応するため、家庭児童相談員による相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる専門相談、専門医による診断・指導など、支援体制の充実に努めます。

第6節 社会保障の充実

1. 施策の方向性

国民健康保険制度などについては、安定した保険制度により医療を受けることができるよう健全な運営を行います。

生活保護については、受給者の自立を促すなど、適切な運用に努めます。

また、国民年金については、制度の趣旨の理解を促します。

2. 現状と課題

◆生活保護を受給する世帯は、経済・雇用情勢を反映し、全国的に増加傾向にあり、本市においても、状況は同じです。引き続き、適正な審査と給付を行うとともに、生活保護受給者の自立を促すことが求められています。

◆国民年金については、引き続き、関係機関と連携し、制度の周知に努める必要があります。

◆国民健康保険については、引き続き、医療費の適正化と保険税の収納率向上に努めるとともに、都道府県単位での国保事業の広域化について議論の動向を見守る必要があります。

3. 施策の体系図

社会保障の充実

(1) 社会的自立の支援

(2) 国民年金制度の周知の充実

(3) 国民健康保険事業の安定運営と医療制度改革への対応



4. 施策の内容

(1) 社会的自立の支援（福祉課）

- ◆すべての市民が、健康で文化的な生活水準を維持できることを保障し、自立を支援します。

| 『就労支援事業』（福祉課） | | |
|---------------------------|-----------------|-----------------|
| 生活保護受給者の自立に向けた就労活動を支援します。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| ・ 就労支援員の配置 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・ 相談支援の充実 | ・ 相談支援の充実 |

(2) 国民年金制度の周知の充実（保険年金課）

- ◆公的年金の運営主体である日本年金機構と連携し、国民年金制度の周知に努めます。

(3) 国民健康保険事業の安定運営と医療制度改革への対応（保険年金課）

- ◆特定健診事業の推進やジェネリック医薬品の使用推奨などにより、医療費の適正化を目指します。
- ◆国民健康保険や後期高齢者医療制度などの地域医療制度の見直しに的確に対応し、健全な運営を進めます。

第3章

生涯にわたる学習により、
心豊かに輝く人のまち

第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

第1節 人権の尊重



1. 施策の方向性

すべての市民の基本的な人権の保障を基本に据えた取組みを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組めます。

また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく、対等な立場で活動できる男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発と環境づくりを進めます。

さらに、多文化共生の考え方に基づき、様々な国や地域の人々との交流を進めるとともに、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。

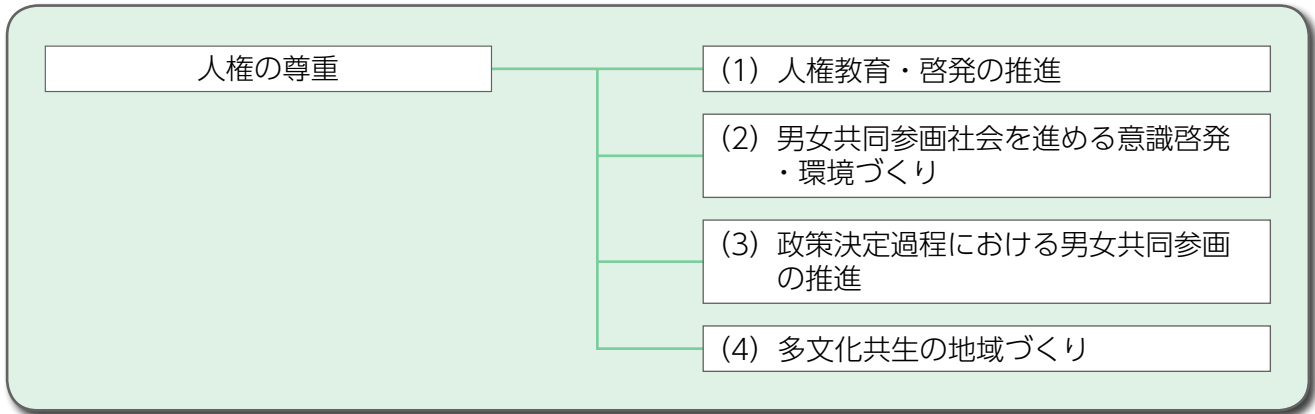


2. 現状と課題

- ◆本市は昭和41年に「人間尊重宣言都市」を宣言し、人権問題に関する教育や啓発活動、相談者の支援に取り組んできました。児童虐待や女性への暴力をはじめ、高齢者・障がい者などの人権問題、同和問題などの解決に向けた、一人ひとりの人権が尊重され守られるまちづくりが求められます。
- ◆平成20年7月に富士見市男女共同参画推進条例を施行しましたが、平成24年度の市民意識調査では「男女共同参画の社会づくり」に関する施策の満足度が全施策で3番目に低く、富士見市男女共同参画プラン（第3次）に基づき、継続的な事業への取組みや啓発が必要です。
- ◆国籍や民族の異なる市民が互いの文化的違いを認め合いながらともに生きる「多文化共生社会」に向けた取組みが求められます。
- ◆グローバル化の進展により、国境の垣根が低くなり、人・もの・情報などの往来が盛んになっていく中、国際交流のあり方を幅広く検討する必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 人権教育・啓発の推進（人権・市民相談課、生涯学習課）

- ◆あらゆる人権問題の解決を目指して、関係機関と連携・協力し、学校、家庭、地域、企業などを対象に、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、尊重し合える社会づくりに向けた人権教育・啓発活動を積極的に進めます。

(2) 男女共同参画社会を進める意識啓発・環境づくり（人権・市民相談課）

- ◆男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女の人権が等しく尊重されるよう市民、企業、学校、地域などに向けた意識啓発を行います。
- ◆多様化する家族形態・就労形態に対応し、家事・育児・介護などにかかわる男女が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できるよう環境づくりに取り組みます。
- ◆ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどの根絶に向けて、男女がともに互いの人権を尊重しあう社会づくりを進めます。

| 『男女共同参画推進事業』（人権・市民相談課） | | | |
|--|-----------------------|--------------------|--------|
| 男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画プラン（第3次）により、各施策を推進します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・男女共同参画プラン（第3次）の推進 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・男女共同参画プラン（第3次）の中間見直し | ・男女共同参画プラン（第3次）の推進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 各種審議会等の女性委員の比率 | 25.4% | 40% | 40% |

(3) 政策決定過程における男女共同参画の推進（人権・市民相談課）

- ◆男女が対等な立場であらゆる分野に参画できるよう、政策決定など様々な意思決定過程に女性の参画を進めます。

(4) 多文化共生の地域づくり（人権・市民相談課、交流センター、生涯学習課、公民館）

- ◆国籍にかかわらず互いの文化的違いを認め合い、同じ地域の一員として協働によるまちづくりに努めます。また、NPO法人などの市民団体と連携し、多言語による行政情報の提供や外国籍市民への日本語指導などを充実します。
- ◆市民団体などによる国際交流を進めるとともに、相互理解の機会を充実します。

第2節 生涯にわたる学習・教育環境の充実

1. 施策の方向性

市民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができるよう、幅広い世代の多様な学習要求に応じた機会や情報の提供、施設間の連携など、学習・教育環境を充実します。また、学んだ成果が家庭や地域に還元され、豊かなまちづくりに活かせる仕組みづくりを進めます。

2. 現状と課題

- ◆公民館、交流センターなどの生涯学習施設では、各ライフステージにおける課題や、少子高齢化など様々な社会状況に応じた課題などに対する学習機会の提供に努めています。
- ◆公民館や交流センターでは、様々な分野の団体・サークル活動が行われ、施設ごとに活動分野を越えた横断的な連絡会を組織し、施設との協働による「公民館まつり」などを開催しています。
- ◆市民の能力や経験を活用する「市民人材バンク制度」や、市職員が行政情報を提供し、市民と市がともに学びあう機会とする「協働によるまちづくり講座」（出前講座）を行っています。こうした取り組みをはじめ公民館や交流センター等で開催する各種学習、イベント等の情報を広く市民に提供し、これらの機会を通じて、市民と市が地域課題の解決に向けて相互理解を深め、市民主体のまちづくりを進めていくことが重要です。
- ◆平成25年度から5年間を計画期間とする「第2次富士見市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの発達段階に合わせた読書環境の整備を家庭、学校、地域と相互協力、連携を図りながら進める必要があります。

3. 施策の体系図

生涯にわたる学習・教育環境の充実

(1) 推進体制の充実

(2) 多様な学習・教育機会の充実

(3) 情報収集・提供、相談機能の充実

(4) 生涯学習関連施設の整備・連携

(5) 図書館サービスの充実



4. 施策の内容

(1) 推進体制の充実（地域文化振興課）

- ◆子どもから高齢者まで幅広い世代にわたる学習・教育活動が展開されるよう、市民参加により「富士見市生涯学習推進基本計画」を進めます。

| 『生涯学習推進事業』（地域文化振興課） | | |
|--|----------------------|-------------|
| 第2次生涯学習推進基本計画に基づき、生涯学習の各施策を市民協働により進めていきます。 | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
| ・第2次生涯学習推進基本計画の推進 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | ・第2次生涯学習推進基本計画の中間見直し | ・計画の推進 |

(2) 多様な学習・教育機会の充実（地域文化振興課、生涯学習課、公民館、交流センター）

- ◆乳幼児期から高齢期に至る各ライフステージや地域及び現代的課題の解決のために、様々な学習・教育の機会を充実します。
- ◆学習・教育の機会を通して人と人がつながり、豊かな地域社会の実現に向けた活動に発展していくための支援を行います。

| 『市民の多様な学習への支援』（公民館、交流センター） | | |
|--|----------------------|----------------------|
| 学習テーマに対応した講師などの紹介や日常生活に即した課題を解決するために各種学級講座を開催し、より豊かな生活のための学習・文化活動を充実します。 | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
| ・講師などの紹介、各種学級講座の開催 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | ・講師などの紹介 ・学級講座の充実 | ・講師などの紹介 ・学級講座の充実 |

(3) 情報収集・提供、相談機能の充実（地域文化振興課、生涯学習課、公民館、交流センター）

- ◆公民館・交流センターだよりをはじめ、市ホームページ等を活用し、生涯学習情報を提供するとともに、生涯学習関連施設ごとに発信する情報を集約し、市民の求めに的確に対応できるように努めています。
- ◆市民の自主的な学習活動を支援するために、公民館、交流センターなどで相談機能の充実に努めます。

| 『生涯学習活動推進援助事業』（地域文化振興課、生涯学習課） | | |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|
| 市内の学習情報が一覧で分かる情報誌を発行します。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| ・市ホームページでの情報提供 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・情報誌の発行 | ・情報誌の発行 |

(4) 生涯学習関連施設の整備・連携（地域文化振興課、生涯学習課、公民館、交流センター）

- ◆各施設の計画的な維持管理を行うとともに、ユニバーサルデザインや情報化社会に対応した設備・機能の整備を進め、市民の誰もが利用しやすい施設を目指します。
- ◆公民館や交流センター、コミュニティセンターなどの生涯学習関連施設が地域の拠点施設としての役割・機能を発揮できるよう、ネットワーク化を進めます。

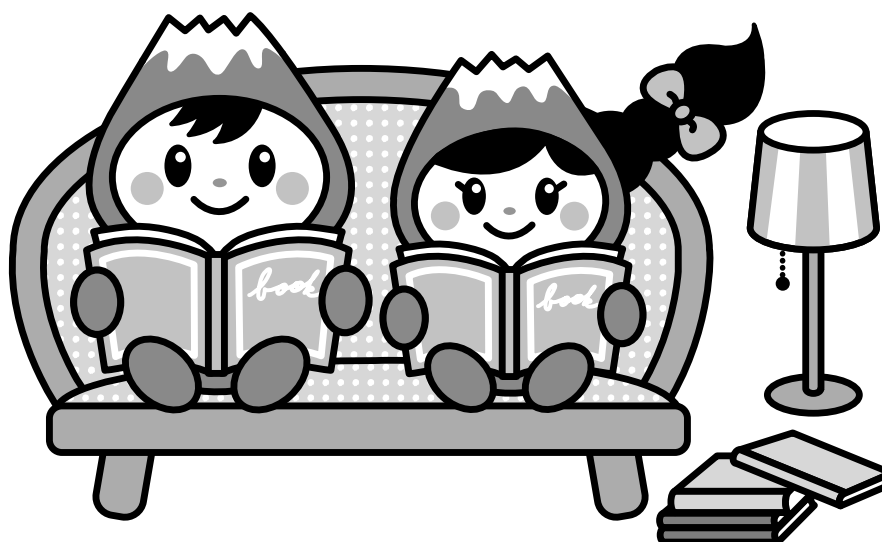
| 『公民館施設維持管理事業』 | | | |
|---|-----------------|-----------------|-----------|
| 安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインなどに配慮しながら、各公民館施設・設備の計画的な改修を進め、地域における生涯学習活動を推進します。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| ・南畑公民館エレベーター設置工事、水谷東公民館耐震化、エレベーター設置、大規模改修 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・施設の改修などの推進 | ・施設の改修などの推進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 利用者数（延べ） | 189,092 人 | 230,000 人 | 240,000 人 |

(5) 図書館サービスの充実（生涯学習課）

- ◆市民ニーズに応えた図書資料や調査・相談機能、配本サービス等を充実し、地域の情報拠点としての機能を高めることに努めます。
- ◆子どもたちが、発達段階に応じた読書の機会を通して豊かな心を養えるよう、家庭への支援や学校をはじめ関係機関、団体との連携を推進します。

| | | |
|---|-------------|-------------|
| 『子ども読書活動推進事業』（生涯学習課） | | |
| 読書に対して積極的な子どもたちを育成するため、「子ども読書活動推進計画」に基づき事業を推進します。 | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
| 子ども司書講座の実施（プレ企画） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | ・子ども司書講座の実施 | — |

| | | | |
|---|---------------------------|----------------|----------|
| 『市民ニーズにあった図書館サービス』（生涯学習課） | | | |
| 市民にとって適切な書籍や資料の充実を図るとともに、電子書籍など新たなサービスについて検討し、地域の情報拠点として利用しやすく役立つ図書館を目指します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・予約サービス、電子メールによる調査相談受付、音楽配信サービス、Webレファレンスの実施 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・利用者サービスの研究、充実 ・空調改修工事 | ・利用者サービスの研究、充実 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 図書館利用者数（延べ） | 162,739人 | 165,000人 | 170,000人 |



第3節 市民文化の創造

1. 施策の方向性

心豊かな生活が実感できるまちづくりを目指して、身近な地域で市民が芸術文化にふれ、自らが参加・創造・発信できるよう、市民文化会館キラリふじみをはじめ市内公共施設を拠点として活用します。さらに、市民との交流や協働の機会の充実により、地域文化の担い手を育成します。

2. 現状と課題

- ◆キラリふじみは、公募による芸術監督制度の導入、事業企画から運営まで総括的に支援する市民組織や市民ボランティアとの協働など、全国の公共ホールの中でも先進的な取り組みをしている文化芸術施設です。
- ◆キラリふじみが展開している個性あふれる多彩な創作活動は、平成20年に県内で初めて総務大臣から表彰されました。また、キラリふじみ制作の創作劇が全国各地で公演されるなど、富士見市からの文化芸術が発信されています。
- ◆文化芸術振興条例に基づき、地域の文化芸術を振興するため、富士見市文化芸術振興基本計画の策定などに取り組んでいます。
- ◆交流センターや公民館では、それぞれの地域特性や施設機能を活かした市民主体の特色ある文化活動を展開しています。
- ◆市民ニーズに合った文化芸術活動の充実や情報発信の工夫が求められています。
- ◆子どもたちの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育み、さらに地域文化の担い手を育成するため、学校と連携して文化芸術活動に接する機会を充実することが大切です。

3. 施策の体系図

市民文化の創造

(1) 文化創造事業の推進

(2) 支援体制の充実



4. 施策の内容

(1) 文化創造事業の推進（地域文化振興課）

- ◆キラリふじみを富士見市の文化創造・発信の核として位置付け、すべての市民が身近に多様な文化芸術にふれられる機会の提供や市民相互の交流、文化の担い手の育成を進めます。
- ◆文化の主役である市民とともに、地域の誇りとなる優れた文化芸術を創造し、全国に向けて発信していきます。
- ◆富士見市から発信された文化芸術が、市内外の人との交流や活動の広がりをつくり、日常生活の充実や心の豊かさが実感できる文化振興を通したまちづくりを進めます。

『文化創造事業』（地域文化振興課）

平成24年度に制定した文化芸術振興条例を文化創造・発信の核とし、条例に基づいた基本計画やアクションプランを策定・推進します。

| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興条例策定 ・個性豊かな芸術文化の創造と提供 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興基本計画の策定、推進 ・文化芸術振興基本計画に基づくアクションプランの策定、推進 ・キラリふじみの改修計画の策定、実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興基本計画の推進 ・文化芸術振興基本計画に基づくアクションプランの推進 ・キラリふじみの改修計画の策定、実施 |

(2) 支援体制の充実（地域文化振興課、生涯学習課、公民館、交流センター）

- ◆市民文化祭をはじめとした各種の文化芸術活動を支援します。
- ◆市内公共施設を利用する文化活動団体・サークルなどの情報提供や、団体相互の交流の機会をつくり、市域全体に文化芸術活動の輪を広げます。

第4節 スポーツ・レクリエーションの推進

1. 施策の方向性

誰もが健康で生きいきとした市民生活を送れるよう、年齢や体力にかかわらずスポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくります。また、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成、情報提供、施設環境の充実に取り組みます。

2. 現状と課題

- ◆昭和52年に「スポーツ振興健康増進都市宣言」を行い、体育協会をはじめ各種団体と連携しながら、運動公園や市民総合体育館等を会場に、市民健康増進スポーツ大会や各種スポーツ大会、スポーツフェスティバルなど、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会をつくってきました。
- ◆全小・中学校の学校体育施設を市民スポーツ団体に開放し、夜間や土曜、日曜日には約160の登録団体（平成25年4月現在）が利用しています。また、学校ごとに運営協議会を組織し、円滑な利用のための調整を行っています。
- ◆市民総合体育館や富士見ガーデンビーチでは、一層市民ニーズに応えた自主事業の展開が求められています。また、施設に対する計画的な維持管理が必要です。
- ◆平成23年8月に制定されたスポーツ基本法により、地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画の策定が求められています。
- ◆バドミントンなどのニュースポーツの普及をはじめ、地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会の充実に努めています。

3. 施策の体系図

スポーツ・レクリエーションの推進

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実

(2) スポーツを楽しむ場の充実



4. 施策の内容

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実（生涯学習課）

- ◆年齢や障がいの有無にかかわらず、市民誰もがスポーツに親しむことを通して、豊かな生活や人と人との交流、地域の活力を生み出すことを目指し、「(仮称) 富士見市スポーツ推進計画」の策定を進めます。
- ◆年齢や障がいの有無にかかわらず市民誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや交流する機会を広げるため、スポーツ推進委員や各種スポーツ団体などと連携した地域スポーツ教室、スポーツイベントなどの事業を充実します。
- ◆地域における自主的なスポーツ活動を進めるため、相談・情報提供などの充実に取り組むとともに、地区体育祭や関係団体などの活動を支援します。

『スポーツ推進計画策定事業』（生涯学習課）

本市のスポーツ振興について、中長期的な視点から進む方向性を明らかにし、関係団体、地域、行政などが連携し取り組むため、スポーツ推進計画を策定します。

| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
|-----------------|--|--|--------|
| | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| — | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進審議会の開催 ・アンケート調査 ・計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 市民意識調査 市民満足度 | 30.7% | 35% (平成27年度末) | — |

『子どもスポーツ大学ふじみ推進事業』（生涯学習課）

子どもたちの健全な発達を促し、将来への可能性を広げていくため、子どもスポーツ大学ふじみを開校します。

| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
|------------|--|--|
| | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| — | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもスポーツ大学ふじみの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもスポーツ大学ふじみの実施 |

| 『生涯スポーツ推進事業』（生涯学習課） | | | |
|---|--|--|----------|
| 日常生活におけるスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を充実します。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 各種スポーツ教室・大会の開催 障がい者へのスポーツ体験の場の提供 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> スポーツ教室・大会などの開催 ニュースポーツや高齢者も楽しめるスポーツの普及 障がい者のスポーツ体験 | <ul style="list-style-type: none"> スポーツ教室・大会などの開催 ニュースポーツや高齢者も楽しめるスポーツの普及 障がい者のスポーツ体験 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 健康増進スポーツ大会及び各種スポーツ教室・大会参加者数（延べ） | 6,877 人 | 7,000 人 | 7,200 人 |

(2) スポーツを楽しめる場の充実（生涯学習課）

- ◆市民が身近な場所で安全にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、市民総合体育館や富士見ガーデンビーチ、運動公園などの施設について、市民ニーズに対応した環境整備を進めます。
- ◆学校体育施設の開放については、自主的に行われている学校体育施設開放運営協議会と連携して取り組みます。

| 『社会体育施設維持管理事業』（生涯学習課） | | | |
|--|--|--|-----------|
| 市民の日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため、市民総合体育館、ガーデンビーチ、運動公園などの施設環境を充実します。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 社会体育施設の改修 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 市民総合体育館の外壁点検調査、移動式バスケットゴール更新 ガーデンビーチの設備改修 | <ul style="list-style-type: none"> ガーデンビーチの設備改修 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 市民総合体育館の年間利用者数（延べ） | 127,195 人 | 140,000 人 | 150,000 人 |

第5節 文化財の保存と活用



1. 施策の方向性

市の歴史・文化資産を大切に保存、継承するとともに、郷土への愛着を深めるための取組みを進めます。また、市民との協働により、まちを活性化する資源として積極的な活用に努めます。

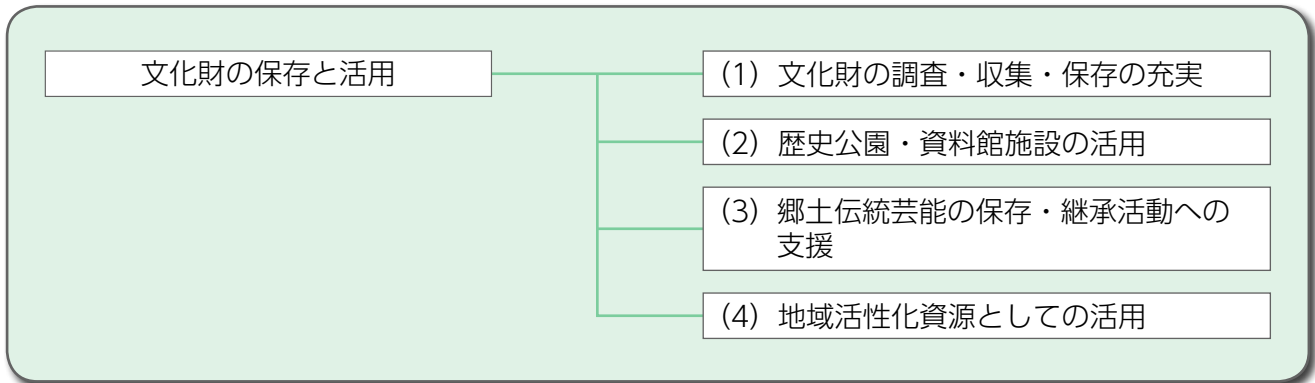


2. 現状と課題

- ◆市内には国指定文化財 1 件、県指定文化財 2 件、市指定文化財 29 件のほか、59 カ所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）や石造物・古文書・民俗などの有形・無形の文化財が数多く残されています。文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で不可欠な市民共有の財産として、適切に保存・継承するとともに、歴史的、文化的、教育的資産として様々な角度から活用する施策が求められています。
- ◆水子貝塚資料館と難波田城資料館では、市民学芸員と協働して展示ガイドや体験学習などの事業を行っています。また、資料館友の会では、文化財を活用した取組みを主体的に進めています。難波田城資料館では、地元住民で構成される難波田城公園活用推進協議会が売店運営や各種イベント等を行っています。
- ◆学校や家庭、地域などで様々な学習機会を利用し、市民が郷土の歴史や文化に対する郷土意識を育むことが必要です。
- ◆水子貝塚公園（国指定史跡「水子貝塚」）や難波田城公園（県指定旧跡「難波田氏館跡」）を周辺の景観や地域の特性と一体となった観光資源としての活用を図るために、市民協働による事業の推進や情報の発信をより一層進めていくことが必要です。また、歴史文化資源である復元住居や古民家などの計画的な保全・修繕が必要です。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 文化財の調査・収集・保存の充実（生涯学習課、資料館）

- ◆埋蔵文化財や有形・無形の文化財の調査・収集を着実に実施し、多様な歴史文化資源として保存・活用するための施策を進めます。

『文化財総合目録作成事業』（生涯学習課）

市全域における有形・無形の多様な歴史文化資源の全体像を把握するため、総合目録を作成します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|-------------------|--------------------------------------|-----------------|
| ・文化財総合目録作成市民会議の開催 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・文化財総合目録作成市民会議の開催 ・総合目録（概要版含む）の作成 | ・目録の活用 |

(2) 歴史公園・資料館施設の活用（生涯学習課、資料館）

- ◆市民との協働により、水子貝塚公園の復元住居や難波田城公園の古民家など歴史的建造物などの活用を促進し、学習機会を充実します。
- ◆市民の憩いや交流の場として活用します。

『水子貝塚公園・難波田城公園運営事業』（資料館）

資料館や歴史公園を活用し、市民学芸員や資料館友の会などとの連携により郷土学習機会の提供と学習活動の支援に努めます。また、広報やホームページなどにより積極的に情報を発信します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--|--|---|----------|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・体験学習など主催事業を開催 ・協力団体との協働による事業の実施 ・復元住居改修工事（水子貝塚）、城跡ゾーン塗装修繕（難波田城）など | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・協力団体との協働の充実 ・施設を活用した事業の充実 ・復元住居改修工事（水子貝塚）、水堀土砂改修工事（難波田城）など、施設設備の修繕 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・協力団体との協働の充実 ・施設を活用した事業の充実 ・復元住居改修工事（水子貝塚）など、施設設備の修繕 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| <水子貝塚資料館> 入館者数（延べ） | 40,472 人 | 42,500 人 | 42,500 人 |
| <難波田城資料館> 入館者数（延べ） | 49,082 人 | 50,500 人 | 51,500 人 |

(3) 郷土伝統芸能の保存・継承活動への支援（生涯学習課）

- ◆市内の伝統的な囃子や獅子舞など郷土芸能の保存、継承、後継者育成などを支援します。
- ◆市民の郷土伝統芸能への理解を深めるため発表の機会をつくり、郷土意識の高揚に取り組みます。

(4) 地域活性化資源としての活用（生涯学習課、地域文化振興課）

- ◆市内の歴史公園や点在する指定文化財を整備・活用し、市民の地域への愛着を高めるとともに、市外にもその魅力を発信し、当市のイメージアップと市外からの来訪者を増やし、地域の活性化に取り組みます。

第4章

にぎわいと活力を
つくる人のまち

第4章 にぎわいと活力を つくる人のまち

第1節 農業の振興



1. 施策の方向性

優良農地の保全を図り、生産技術の向上と安定した経営基盤づくりを進め、新規就農者を含めた農業の担い手が安心して農業を継続できる環境づくりに努めます。

市内で生産された品質と安全性の高い新鮮な農産物が、市内を中心に消費される取組みを推進するほか、農業を身近に感じられるよう、生産者との交流や気軽に農業にふれあえる環境づくりを進めます。

また、農産物のブランド化など農の魅力づくりに努めます。

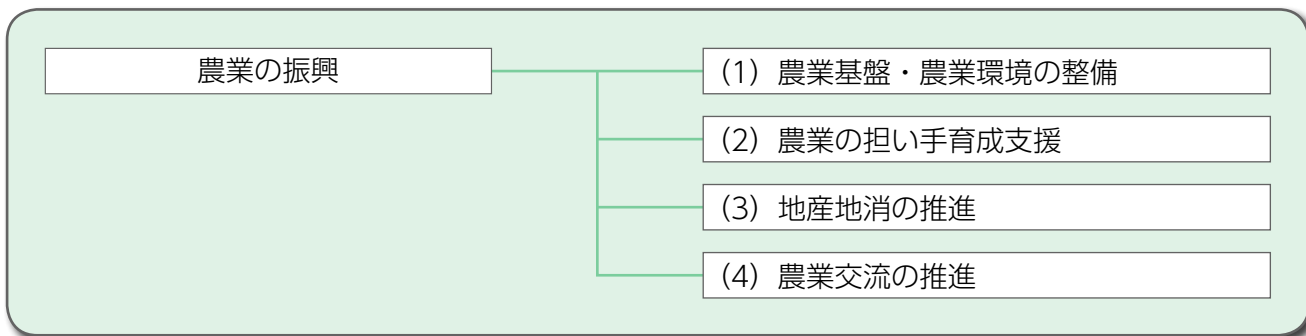


2. 現状と課題

- ◆平成22年の農林業センサスによると、市内の農家数は減少傾向にあり、販売農家においては、平成17年度の601戸から平成22年度には563戸に減少しています。また、経営耕地面積も平成17年度の564ヘクタールから平成22年度には547ヘクタールに減少しています。
- ◆市内東部地域の稲作地帯においては大規模ほ場整備により優良な農地が確保され、農作業受託組織による農地利用の集積が進んでいる一方、農業者の高齢化や後継者不足が進んでいることから、地域が一体となった取組みとして後継者の育成や新規就農者の確保策を進めるとともに農地の有効利用が求められています。
- ◆地産地消推進計画の取組みとして、地場産品ショップの「ゆい」、臨時農産物直売所「つきいち」の開設をはじめ、学校給食で梨ゼリー・米粉デザート等地元食材を使用した給食づくりを行っています。今後、安定的に供給するための体制整備が必要です。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 農業基盤・農業環境の整備（産業振興課）

- ◆農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保に努めます。
- ◆農地の利用集積を促進するとともに、農作業受委託制度の活用などにより経営規模の拡大と生産性の向上に対する支援を行います。
- ◆農業集落における良好な環境の保全を推進するため、安全な農業基盤の整備など道路や水路の改修をはじめ、地域が積極的に行う菜の花祭り等の地域環境の向上活動への支援を行います。

『人・農地プラン策定事業』（産業振興課）
 集落・地域において徹底した話し合いを行い、人と農地の問題を解決するための人・農地プランを作成し、農地集積や新規就農者を支援します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|--------------|--------------------------------|-----------------|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| — | ・人・農地プランの策定 ・農地集積支援、新規就農者支援 | ・農地集積支援、新規就農者支援 |

『農道改修整備事業』（産業振興課）
 将来にわたり優良な農業基盤を保全するため、主要な農道の舗装整備を行い、農業環境の向上を進めます。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|--------------|-----------------|-----------------|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| — | ・農道改修整備 | ・農道改修整備 |

(2) 農業の担い手育成支援（産業振興課）

- ◆農業後継者の確保と新規就農希望者の拡大を推進するため、県や農業関係団体などとの連携による取り組みを進めます。
- ◆意欲ある農業の担い手である認定農業者に対する支援を行います。

『新しい農業の担い手のコーディネート』（産業振興課）

新規に就農を希望する人に対して、国や県、各種団体との連携により、就農に必要な情報を提供します。また、利用可能な農地や農業実習の受入れ情報などを提供できるコーディネート体制づくりを進めます。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--------------|------------------------------|---------------------------|----------|
| ・ 関係機関との連携 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・ 就農情報の提供 ・ コーディネートの体制づくり | ・ 就農情報の提供 ・ コーディネートの実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 新規就農者数 | 0 人 | 2 人 | 2 人 |

(3) 地産地消の推進（産業振興課）

- ◆農業生産者の育成と農産物の供給体制の充実を図り、学校給食などへの供給や直売体制の拡充に努めます。
- ◆地元農産物を広く周知するための仕組みづくりや商業関係者などとの連携により、地域内消費はもとより、消費拡大を促進するための体制づくりを進めます。

| 『地産地消推進事業』（産業振興課） | | | |
|---|---|--|--------|
| 推奨農産物の選定や地場産品ショップの開設などにより地元農産物のPRに取り組みます。また、地産地消や食糧自給率向上に向けて取り組むとともに、直売所の整備を検討します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地元農産物消費拡大用シール・のぼり旗によるPR ・地場産品ショップ開設 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地元農産物消費拡大用シール・のぼり旗によるPR ・地場産品ショップの運営 ・直売所の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・地元農産物消費拡大用シール・のぼり旗によるPR ・地場産品ショップの運営 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 学校給食センターにおける地元農産物利用率（重量ベース） | 36.2% | 37% | 38% |

（4）農業交流の推進（産業振興課）

- ◆農業への理解を深めるため、市民農園や体験農園・観光農園の活用などにより、農業とふれあう機会を拡充するとともに、市民と生産者との交流を促進します。

| 『市民農園等推進事業』（産業振興課） | | | |
|---|---|---|--------|
| 市民農園や体験農園の開設支援や情報提供を行うとともに、農業に興味のある市民と農業とのコーディネート体制づくりを進めます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の運営 ・体験農園開設支援 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の運営 ・体験農園開設支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の運営 ・体験農園開設支援 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 体験農園の開設数 | — | 5カ所 | 5カ所 |

第2節 商工業の振興

1. 施策の方向性

商工業の持続的発展によるにぎわいと活力のあるまちを目指し、安定した経営基盤づくりや後継者育成などへの支援を充実するとともに、地域内消費を推進します。

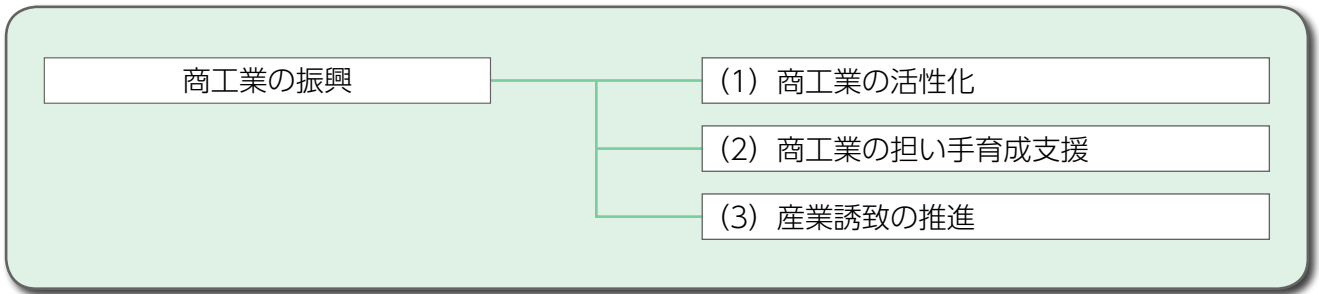
交通利便性などを活かして、企業が進出しやすい環境整備や情報発信を進めます。また、人々の交流の場や雇用の場を創出します。

2. 現状と課題

- ◆地域の特性を生かした産業振興を図り、地域経済の発展と市民生活の向上を図るため、市の産業振興に関する基本方針を定める（仮称）産業振興条例の策定を進めています。
- ◆平成 15 年度に富士見市商業活性化ビジョンを策定し、各種施策を進めていますが、少子・高齢化などによる市民の消費動向の変化や大規模商業施設の開業予定など、市内商業を取り巻く環境は大きく変化しています。このため、特に、地域特性を生かした商業活性化への目標・具体的施策を定め、活力ある地域づくりを進めるため、第 2 次商業活性化ビジョンの策定を商業者とともに進めています。
- ◆平成 19 年の商業統計調査によると、市内の卸売店・小売店の事業所数は平成 3 年の 841 をピークに減少に転じており、平成 19 年には 598 となっています。また、年間商品販売額は、平成 9 年に約 996 億円だったものが、平成 19 年には約 682 億円まで減少しています。
- ◆平成 22 年に県が実施した消費者動向調査によると、市民の主な買物場所として市内の店舗を利用する割合は約 40%にとどまっており、市外への消費流出がうかがえます。
- ◆市内消費の拡大に向けて、プレミアム付き市内共通商品券の発行や農商工連携事業、市内業者により住宅改修工事を行う場合の補助等に取り組んでいます。
- ◆商店会が実施する活性化事業に対して支援を行っていますが、今後、ますます消費者ニーズに応えられる取組みが求められています。また、商店会が設置し維持管理している商店街街路灯は、防犯面における役割も果たしているため、平成 21 年度から電気料の全額補助を行うとともに、使用電気料の軽減や環境面への配慮も期待できる LED 化を進めています。
- ◆平成 21 年の経済センサス基礎調査によると、従業者 4 人以下の事業所が市全体の約 63%を占めており、今後も中小企業の安定した経営を確保するための各種支援策が求められています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 商工業の活性化（産業振興課）

- ◆市内商業をめぐる現状、課題を整理し、商業活性化への将来目標と具体的施策を定め、活力ある地域づくりを目指す第2次商業活性化ビジョンの策定を商業者とともに進めます。
- ◆消費者ニーズに対応した、地域に根ざした魅力や個性のある商店、商店街づくりの推進を商業者や専門家などと連携して取り組みます。
- ◆農商工の連携や商店街活性化のための取組みを支援するとともに、情報提供の充実や販売機会の拡充を進めます。

| 『商工業推進事業』（産業振興課） | | | |
|--|---|---|--------|
| 商業の活性化に向け、第2次商業活性化ビジョンを策定します。また、各商店街のイベントや一店逸品運動などの取組みの支援や、商店街街路灯のLED化や電気料などに対する補助を行います。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第2次商業活性化ビジョンの策定 ・商店街活性化補助 ・商店街街路灯整備補助・電気料補助 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・第2次商業活性化ビジョンの策定、施策の実施 ・各商店会などへの支援 ・街路灯関連補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2次商業活性化ビジョンに基づく施策の実施 ・各商店会などへの支援 ・街路灯関連補助 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 市内店舗の利用割合 | 約40% | 50% | 50% |

『^{たく}住み続け宅なる改修費補助事業』(産業振興課)

市民が市内業者による住宅改修工事を行う場合に補助を行い、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化に取り組みます。

| 現況 (平成 25 年度) | 事業計画 | | |
|---------------|-----------------|-----------------|----------|
| ・改修費補助の実施 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・改修費用への補助 | — | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 補助件数 (年間) | 71 件 | 100 件 | — |

(2) 商工業の担い手育成支援 (産業振興課)

◆各種融資制度により、経営基盤の安定化支援を行うとともに、商工会と連携し、経営相談や起業希望者への支援などに取り組みます。

(3) 産業誘致の推進 (まちづくり推進課、産業振興課)

◆交通利便性の高い立地環境を活かし、地域の活性化と雇用の創出に取り組み、地域の特性に応じた様々な産業の誘致を進めます。

◆新たな雇用の創出や、良好な経済循環を促すことを目指し、都市型産業の誘致等の検討を進めるなど、企業立地の促進を図ります。

『産業誘致推進事業』(まちづくり推進課、産業振興課)

関係機関との連携や企業進出のための条件整備に取り組み、企業や商業施設などを誘致します。

| 現況 (平成 25 年度) | 事業計画 | |
|---------------|------------------------------|------------------------------|
| ・大規模商業施設の誘致 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・企業誘致に向けた条件整備 ・産業系土地利用の推進 | ・企業誘致に向けた条件整備 ・産業系土地利用の推進 |

第3節 勤労者福祉の充実

1. 施策の方向性

誰もが安心して働くことができるよう、国や県などと連携し、情報提供や就労相談体制を充実します。

また、勤労者の福利厚生の充実に努めます。

2. 現状と課題

- ◆厳しい雇用情勢への対応と市民の利便性の向上のため、国と連携して、富士見市ふるさとハローワーク（地域職業相談室）を開所しました。今後は、就業・就労支援の総合的な拠点としての取組みが求められています。
- ◆近隣自治体や公共職業安定所との共催により、若者向け就職面接会や障がい者就職面接会を実施し就労支援を行っています。今後も、より多くの企業参加を促進するとともに、就労希望者に対する情報の提供等、より多くの就業希望者が参加できる環境整備に努めています。
- ◆週2回実施している内職相談については、平成24年度には276人の求職者に対して134件の斡旋実績がありました。引き続き、内職相談の充実を図るとともに、ふるさとハローワークとの連携による、就労機会に関する情報の積極的な提供が求められています。
- ◆中小企業退職金共済掛金補助制度は、加入促進を図るためのより一層の情報の提供が求められています。

3. 施策の体系図

勤労者福祉の充実

(1) 就労機会の拡充

(2) 福利厚生の充実



4. 施策の内容

(1) 就労機会の拡充（産業振興課）

- ◆雇用の安定に向け、国、県の機関や広域的連携により、就職面接会や技術講習会などを実施し、就労の支援に取り組みます。
- ◆雇用情勢や就労形態の多様化などに対応するため、国と共同で設置した富士見市ふるさとハローワーク等を通じて、就労機会に関する情報提供の充実を図ります。
- ◆市民ニーズに対応し、引き続き、内職相談業務を実施します。

| 『就労支援事業』（産業振興課） | | | |
|---|--|--|--------|
| 2市1町の連携により各種就職面接会を実施します。また、ふるさとハローワークとの連携等職業相談体制を充実します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・内職相談の実施 ・就職面接会の実施 ・ふるさとハローワークの開設 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・内職相談の実施 ・就職面接会の実施 ・ふるさとハローワークとの連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・内職相談の実施 ・就職面接会の実施 ・ふるさとハローワークとの連携 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| ふるさとハローワークを通じての就職件数 | 101件 (1月7日～3月31日) | 600件 | 650件 |

(2) 福利厚生充実（産業振興課）

- ◆労働者の福利厚生の向上のため、中小企業退職金共済掛金補助制度の情報提供と活用を進めます。

第4節 地域活性化の推進

1. 施策の方向性

水と緑の豊かな自然、特色ある公園、シンボリックな文化施設、眺望、地場産品、ものづくりの技など、本市固有の資源の魅力を引き出し、高めるとともに、情報を発信することにより、多くの人を訪れ、活力のあるまちづくりを進めます。また、近隣自治体などとも連携することで、地域の活性化につながるネットワークの構築に努めます。

2. 現状と課題

- ◆本市は、首都 30km 圏内という立地条件にあり、肥沃な田園地帯、緑地や湧水などの自然環境、水子貝塚公園や難波田城公園などの史跡に日常的に接することができます。これらの恵まれた環境を地域の活性化を図るための新たな資源として、積極的に活用する必要があります。
- ◆市民の文化芸術の発信拠点となっている市民文化会館キラリふじみは、芸術監督制を導入し、市民ボランティアの活動などにより、市民参加・協働による事業運営を進めています。
- ◆市内事業所などの商品を紹介する一店逸品運動や、農商工連携事業を進めていますが、今後は、さらに魅力ある取組みが求められています。
- ◆本市の新たなにぎわいを創出するため、様々な手法を用いて、より多くの人々が何度でも訪れたいとなるよう、魅力ある地域情報を市内外の人に発信していくことが必要です。

3. 施策の体系図

地域活性化の推進

(1) 富士見ブランドの推進

(2) 地域資源の創出・活用

(3) 情報発信の充実

(4) 産業誘致の推進（再掲）



4. 施策の内容

(1) 富士見ブランドの推進（産業振興課、地域文化振興課）

- ◆農業や商工業関係団体と連携し、優良な農産物や地元産品、新たな商品づくりの検討などにより「富士見ブランド」を育成・創出します。また、積極的に情報を発信します。
- ◆シンボリックな文化芸術施設であるキラリふじみが創作するオリジナリティあふれる文化芸術事業を活用し、本市の知名度の向上とイメージアップを目指します。

| 『富士見ブランド推進事業』（産業振興課） | | |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|
| 農業や商工業団体と連携し、富士見ブランドを創出、推進します。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| ・富士見ブランドの検討・創出 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・富士見ブランドの育成・創出 | ・富士見ブランドの育成・創出 |

(2) 地域資源の創出・活用（地域文化振興課）

- ◆河川、湧水、斜面林などの自然、歴史公園や古の道などの地域に根付いた資源、市の花「ふじ」や山崎公園の花菖蒲、市内の桜の名所や南畑地域を彩る菜の花、富士見江川・新河岸川沿いのコスモスなど、季節ごとに咲く花を「時を伝えるネットワーク」として結びつけ、地域資源の創出と活用を進めます。
- ◆富士見川越道路沿いのサイクリング道路などの活用により、市内外の人が自転車で気軽に当市の魅力にふれあえる場づくりを進めます。

| 『時を伝えるネットワーク事業』（地域文化振興課） | | |
|--|-----------------|-----------------|
| 自然・歴史資源、季節ごとに咲く花などを「時を伝えるネットワーク」として整備し、新たな地域資源として、PR と活用に努めます。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| ・桜のオーナー制度の実施 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・桜のオーナー制度の実施 | ・植樹場所等の検討・実施 |

『サイクルネットワークの活用』（地域文化振興課）

富士見江川沿道を整備し、富士見川越道路や新河岸川沿道のサイクリング道路とのネットワーク化に取り組みます。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| ・富士見江川右岸の堤防上をサイクリングコースとして整備 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・サイクリングロードの補修等整備 ・ネットワークの活用 | ・サイクリングロードの補修等整備 ・ネットワークの活用 |

『マスコットキャラクター活用事業』（地域文化振興課）

市制施行 40 周年を記念して誕生した市のマスコットキャラクター「ふわっぴー」を活用し、富士見市の特産品や地域資源の PR を行います。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|--|--|--|
| ・各種イベント参加 ・ゆるきゃら® サミット in 羽生に参加 ・ふわっぴーポロシャツを作成 ・デザインの活用 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・広域イベントへの積極的参加 ・ふわっぴーグッズ作成 ・地域活性化組織の設立 | ・広域イベントへの積極的参加 ・ふわっぴーグッズ作成 ・地域活性化事業の推進 |

(3) 情報発信の充実（地域文化振興課）

- ◆市内外からの注目を高め、訪問者を増加させるため、市民によるイベントや祭り、地域資源や富士見ブランド、時を伝えるネットワークなどを、ホームページや市民協働の取り組みなどを通じて積極的に情報発信します。
- ◆昭和 31 年 9 月 30 日の三村合併により誕生した「富士見」の市名にちなみ、富士山がきれいに見える場所の紹介など「富士見」にかかる情報発信に努めていきます。



| 『富士見のいいところ広め隊』（地域文化振興課、秘書広報課） | | | |
|---|---------------------------|---------------------------|--------|
| <p>富士見市のあらゆる地域資源のほか、富士見ブランド、時を伝えるネットワーク、キラリふじみの独創的な活動などの情報を、ホームページを始めとする様々な手法により、対外的に発信していく体制をつくります。</p> <p>また、ロケーションサービスの実施により、富士見市の魅力を市内外に広めます。</p> | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・各種情報提供・ロケーションサービスの実施 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・各種情報提供 ・ロケーションサービスの実施 | ・各種情報提供 ・ロケーションサービスの実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 撮影実施件数 | 15件 | 20件 | 20件 |

（4）産業誘致の推進（再掲）（まちづくり推進課、産業振興課）

- ◆ 交通利便性の高い立地環境を活かし、地域の活性化と雇用の創出に取り組み、地域の特性に応じた様々な産業の誘致を進めます。
- ◆ 新たな雇用の創出や、良好な経済循環を促すことを目指し、都市型産業の誘致等の検討を進めるなど、企業立地の促進を図ります。

| 『産業誘致推進事業（再掲）』（まちづくり推進課、産業振興課） | | | |
|--|------------------------------|------------------------------|--|
| <p>関係機関との連携や企業進出のための条件整備に取り組み、企業や商業施設などを誘致します。</p> | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・大規模商業施設の誘致 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・企業誘致に向けた条件整備 ・産業系土地利用の推進 | ・企業誘致に向けた条件整備 ・産業系土地利用の推進 | |

第5章

安全・安心、快適な地域を
つくる人のまち

第5章 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

第1節 計画的な土地利用の推進



1. 施策の方向性

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

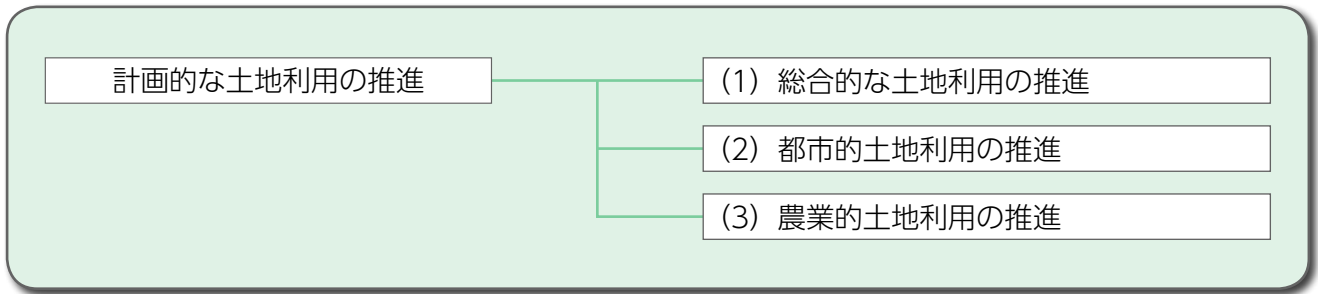


2. 現状と課題

- ◆市の面積 1,970ha のうち市街化区域は 43.1% (849.0ha) を占めています。市街地は、東武東上線のみずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺を中心として土地区画整理事業による整備を行い、地区計画制度により、地区の特性に応じた良好な生活環境の保全に取り組んでいます。
- ◆都市基盤整備の十分でない中で市街化が進行した地区もあることから、住環境の整備・改善を検討する必要があります。
- ◆建築可能な建物の用途を定める用途地域 (849.1ha) のうち、住居系が 806.6ha (用途地域の 95.0%) を占めています。
- ◆市街化区域面積に対する生産緑地地区の割合は、10.06%を占めており、貴重な緑地空間となっています。
- ◆市街化調整区域は、市域の 56.9% (1,121ha) を占めており、首都 30km 圏内にありながら農地が広がっている状況は、大きな特徴となっています。
- ◆本市は、豊かな自然環境を残しつつ、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきましたが、今後は、交通アクセスなどの立地条件を活かした土地利用を推進するとともに、地域の実情にあった秩序ある土地利用について検討する必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 総合的な土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ◆活気と魅力があり、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指し、地域ごとの特性を活かしながら良好な居住環境の形成を進めます。
- ◆自然環境との調和に配慮しつつ、市民生活の利便性向上が高まる土地利用を計画的に進めます。

(2) 都市的土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ◆駅周辺は、引き続き、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を進めます。
- ◆新たな市街地形成が予定されている地域は、自然環境との調和に配慮しつつ、快適な住環境と良好な都市機能を創出するため、地域特性に応じた手法によるまちづくりを進めます。

(3) 農業的土地利用の推進（産業振興課）

- ◆市街化調整区域においては、豊かな生産力とともに、治水など多面的な機能を持つ農地を保全するため、農業振興地域整備計画の適切な運用を行います。
- ◆市街化区域においては、生産緑地制度により、緑地機能や農業生産活動の維持に努めます。

○土地利用の区分

基本構想で掲げる土地利用の基本方針を踏まえ、市域を次のとおり区分し、計画的な土地利用を進めていきます。

<まちなか居住地域>

みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺地区は、市の顔にふさわしい拠点として、都市機能を集積し、多様な人々の交流とにぎわいのある魅力的な市街地の形成を進めます。

水子・諏訪地区（旧暫定逆線引き地区）は、地区計画などを活用し、周辺の自然と調和した良好な居住環境の形成を進めます。

その他の地区では、各地区の実情を踏まえながら、道路・公園などの都市基盤施設の整備に努めるとともに、点在する緑地などの自然を活かし、居住環境の維持・向上に取り組みます。

<田園・居住地域>

農業生産基盤が整備された優良農地が広がっている地域では、今後も農地としての利用を維持し、本市の原風景ともいえる田園・自然環境の保全に努めます。

既存の集落では、地域社会の持続性を維持するため、道路・下水道などの都市基盤施設が整っている一定の区域に、周辺環境と調和したゆとりとうるおいのある居住環境の形成を進めます。

<歴史・文化・スポーツの交流ゾーン>

本市固有の歴史的・文化的資源や水辺を大切に守りながら、歴史・文化やスポーツ・レジャーに親しめる場として活用します。

<新しい活力の創出ゾーン>

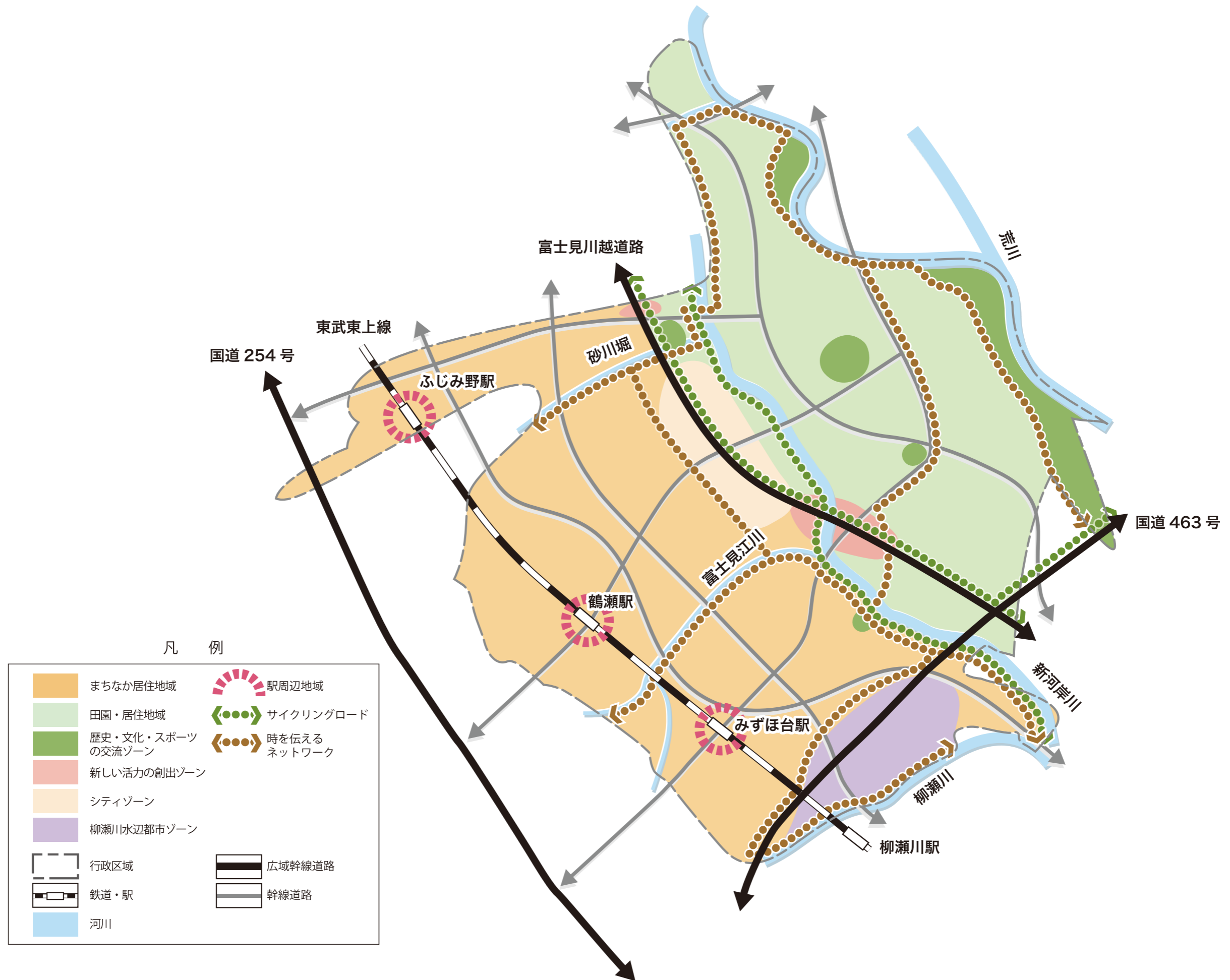
富士見川越道路沿道では、都市の活力を向上させるため、周辺環境に配慮しながら、計画的に都市的土地利用への転換を誘導します。

<シティゾーン>

本市のほぼ中央に位置し、富士見川越道路と鶴瀬駅東通線が交差する区域一帯は、市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、周辺環境に配慮しながら、地理的条件を活かし、商業・業務機能などを誘導します。

<柳瀬川水辺都市ゾーン>

市の南部を横断する国道 463 号沿道及びその周辺部は、交通の利便性を活かし、地域の発展と活性化に役立つ魅力的な土地利用を進めます。



第2節 水と緑の保全と活用



1. 施策の方向性

斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として、市民と行政の協働による整備と活用を進めます。

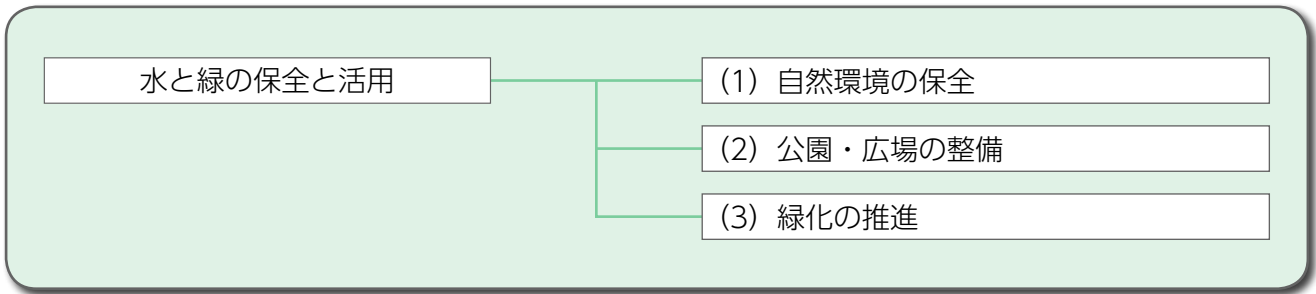


2. 現状と課題

- ◆急激な都市化の進展により、樹林地や田畑の面積は、平成2年の933.6haから平成23年度には717haまで減少していますが、今もなお、水と緑に恵まれた良好な田園・自然環境が残されています。この自然環境・景観を次世代に継承するため、市民緑地（2カ所、0.6ha）、緑の散歩道（8カ所、1.8ha）の制度や緑地保全基金などの活用により、緑地の保全に努めています。
- ◆公園は自然環境の保全、スポーツ・レクリエーション活動の拠点、災害時の一時集合場所など様々な機能を有し、快適な市民生活を送る上で重要な役割を担っています。
- ◆本市の公園面積は、土地区画整理事業地内の公園整備などを積極的に進めた結果、平成13年度の約22haから平成24年度には約38haと大きく増加しました。一方、昭和30年代から40年代に開発された既成市街地には、用地確保が困難なことから公園が整備されていない地域があり、その整備が課題となっています。
- ◆びん沼自然公園、水子貝塚公園や難波田城公園などの特色を活かした公園は、多くの人々が訪れるよう、一層の周知と活用が求められています。
- ◆既存の公園は地域ニーズに合わせた機能を持たせていく必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 自然環境の保全（まちづくり推進課）

- ◆市民緑地、緑の散歩道、保存樹林などの制度と併せ、緑地保全基金の活用により緑地の保全を行います。
- ◆緑地や湧水の維持保全に向けて市民と連携し、協働による自然環境保全の仕組みづくりに努めます。

| 『緑化推進事業』（まちづくり推進課） | | |
|--|---|---|
| 市民緑地や緑の散歩道などの制度や緑地保全基金の活用により、緑地保全に努めます。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全基金 483,205 千円 ・ 市民緑地 5,871㎡ ・ 緑の散歩道 18,114㎡ ・ 保存樹林 4,008㎡ (平成 24 年度末) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全の推進 ・ 緑地保全基金の積立 ・ 基金による緑地の取得 ・ 保存樹木及び樹林に対する助成の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全の推進 ・ 緑地保全基金の積立 ・ 基金による緑地の取得 ・ 保存樹木及び樹林に対する助成の推進 |

(2) 公園・広場の整備（まちづくり推進課）

◆地域の特色を活かした、公園や広場の整備を進めます。

◆公園づくりの段階から市民と行政による協働を進め、より身近で愛着が感じられる公園を目指します。

| 『公園整備事業』（まちづくり推進課） | | | |
|--|--|--|----------|
| 遊び場やレクリエーションの場など市民の憩いの場として、また、都市防災、景観の観点から公園整備を進めます。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・街区公園 26 箇所 (50,747㎡) ・近隣公園 4 箇所 (50,224㎡) ・地区公園 1 箇所 (47,044㎡) ・歴史公園 2 箇所 (58,063㎡) ・都市緑地 13 箇所 (174,496㎡) (いずれも平成 24 年度末) ・上沢公園整備 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・南むさしの公園整備 ・鶴瀬駅西口土地区画整理地内第 2 公園整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・鶴瀬駅西口土地区画整理地内第 1 公園整備 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 市民一人当たり公園面積 | 3.57㎡ | 3.65㎡ | 3.70㎡ |

(3) 緑化の推進（まちづくり推進課）

◆道路、駅周辺、公園、学校などの公共施設の緑化を推進します。

◆地区計画や緑地協定の活用のほか、生垣設置への補助などにより個人住宅の緑化を促進します。

| 『いつでも花いっぱい緑いっぱい事業』（地域文化振興課、まちづくり推進課、産業振興課、教育政策課） | | | |
|--|---|---|--|
| 桜、ふじ、菖蒲、紫陽花、コスモス、菜の花、レンゲソウなど、季節ごとにきれいな花を楽しむ取組みを行います。また、道路、駅周辺、公園や学校などの公共施設の緑化を進めるほか、住宅の生垣設置に対する支援を行い、緑に囲まれたまちづくりを進めます。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・桜のオーナー制度 ・生垣設置補助 ・山崎公園菖蒲田の改良 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・桜のオーナー制度 ・花の管理への支援 ・生垣設置補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・桜のオーナー制度 ・花の管理への支援 ・生垣設置補助 | |

第3節 循環型社会の形成と生活環境の保全

1. 施策の方向性

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を推進します。

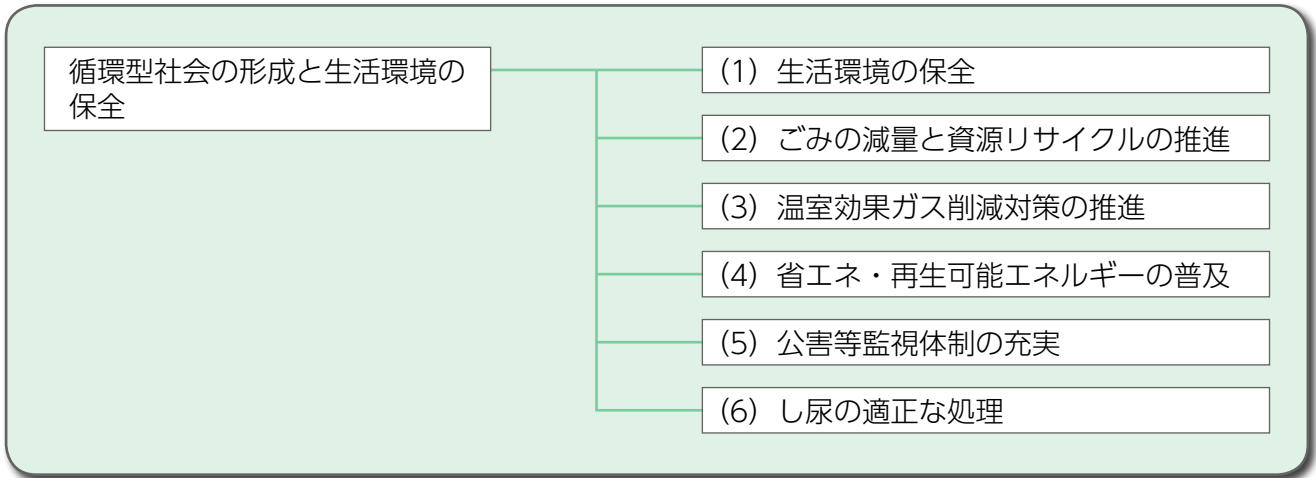
さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。

2. 現状と課題

- ◆温室効果ガスの増加による地球温暖化が世界的な問題になっていることから、市は地球温暖化対策推進法に基づき、平成18年に地球温暖化対策実行計画を策定し、行政の事務事業や公共施設における温室効果ガスの排出抑制に努めています。平成23年には、基準年（平成16年）との比較で約21%の削減を達成しました。また、東日本大震災以降は、太陽光発電の固定価格買取制度等をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進が図られ、省エネ、節電を取り入れたライフスタイルへの見直しが求められています。そのような中、さらなる地球温暖化対策を推進するために、平成25年度から富士見市全域において市民や事業所との連携を強化し、温室効果ガスの削減と再生可能エネルギー導入を進めています。
- ◆平成21年に改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）が施行され、一定以上のエネルギーを使用している工場や事業場などにおける省エネルギー対策をさらに強化していく必要があります。
- ◆良好な環境の維持、創出に対する取組みは、環境問題を取り巻く状況の変化に合わせ、「第2次富士見市環境基本計画」に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携・協働して積極的に推進します。
- ◆環境問題に対する意識が高まる中、資源循環型社会への転換が求められていることから、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ分別の徹底や減量化をさらに進める必要があります。
- ◆「富士見市をきれいにする条例」の理念である、きれいで安全なまちづくりを推進するために策定された「富士見市美化推進計画」に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携しながら環境美化に取り組んでいるほか、「美化推進重点区域」及び「路上喫煙禁止区域」を定め、投げ捨てや路上喫煙への対策を積極的に進めています。
- ◆核家族化や少子高齢化が進展する中で、所有者の高齢化などの理由により空き家が増える傾向にあり、災害や犯罪の抑止、地域の良好な環境の維持のために対策が求められています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 生活環境の保全（環境課、安心安全課）

- ◆環境基本条例や富士見市をきれいにする条例の理念に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、環境に対する意識を高め、環境の保全、創造に関する施策を計画的に進めます。
- ◆不法投棄を防止するため、パトロールの実施や情報の提供を行います。また、関係機関と連携し、不法投棄物の回収や処理を行います。
- ◆老朽化した空き家について、空き家等の適正管理に関する条例を制定し、近隣住民や地域、関係機関と連携して、空き家の適正管理に向けた取組みを推進します。

『環境基本計画の推進』（環境課）

人と自然が共生できる豊かな環境の創造を目指して、環境基本計画に基づく施策を市民、事業者、行政で進めます。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|---|------------------|------------------|
| ・富士見市第2次環境基本計画策定（平成25年3月） ・富士見市環境施策推進市民会議との連携による、環境家計簿調査や環境問題街頭啓発キャンペーンの実施 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・環境基本計画に基づく施策の推進 | ・環境基本計画に基づく施策の推進 |

| 『美化推進事業』（環境課） | | | |
|--------------------------------------|--|--|----------|
| 美化推進計画に基づき、市民、事業者、行政の連携による環境美化を進めます。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| ・美化推進重点区域、路上喫煙禁止区域の指定 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・富士見市をきれいにする日に市内クリーン事業の実施 ・路上喫煙禁止区域における啓発活動 | ・富士見市をきれいにする日に市内クリーン事業の実施 ・路上喫煙禁止区域における啓発活動 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 市内クリーン事業の参加団体数（延べ） | 83 団体 | 95 団体 | 100 団体 |

（2）ごみの減量と資源リサイクルの推進（環境課）

- ◆リデュース（減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（不要なものは断る）を基本として、資源の有効活用などを進め、引き続き、ごみの減量化を進めます。
- ◆一般廃棄物会計基準の導入によるごみ処理コストの把握やごみ収集体制の見直しにより、ごみ処理全体のコスト削減と効率化に取り組みます。

| 『ごみ収集事業』（環境課） | | | |
|---|----------------------------|-----------------------|----------|
| ごみ処理コストを他団体と比較できる一般廃棄物会計基準の導入により、ごみ処理に係る費用を分析し、情報提供を行うとともに、ごみ処理全体のコスト削減と効率化に取り組みます。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| 収集体制 ・可燃ごみ（民間委託） ・ビン（民間委託） ・カン（直営・民間委託） ・不燃ごみ（直営・民間委託） ・ペットボトル（民間委託） ・資源プラスチック（民間委託） ・粗大ごみ（直営） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・一般廃棄物会計基準の導入 ・収集体制の見直し | ・収集体制の見直し | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| ごみの総排出量（t） | 29,905t （平成 23 年度） | 29,563t （平成 27 年度） | — |

(3) 温室効果ガス削減対策の推進（環境課）

- ◆地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電設備の導入促進、壁面緑化などを推進し、市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガスの削減と併せて省エネルギー化を促進します。

| 『「減らせ！CO ₂ 」推進事業』（環境課） | | | |
|---|---|---|---------|
| 中期的な温室効果ガス削減目標を定め、市民・事業者・行政の連携により地球温暖化対策を進めます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画（区域施策）策定（平成24年度） 公共施設における温暖化対策の推進（太陽光発電、壁面緑化、LED照明の推進、低公害車導入など） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設における温暖化対策の推進 太陽光発電システム設置奨励金の交付 地球温暖化対策実行計画（区域施策）の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設における温暖化対策の推進 太陽光発電システム設置奨励金の交付 地球温暖化対策実行計画（区域施策）の推進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 市長部局管理施設エネルギー使用量概算（原油換算値） | 1,672kℓ | 1,606kℓ | 1,574kℓ |

(4) 省エネ・再生可能エネルギーの普及（環境課）

- ◆太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、照明器具のLED化など、環境と共生し持続可能なエネルギー利用を推進していきます。

(5) 公害等監視体制の充実（環境課）

- ◆大気中の二酸化窒素や大気、土壌のダイオキシン類、河川の水質、自動車騒音、空間放射線量などについて定期的に測定を行い、その結果を公表し、市民・事業者・行政が一体となって公害等監視体制を充実します。

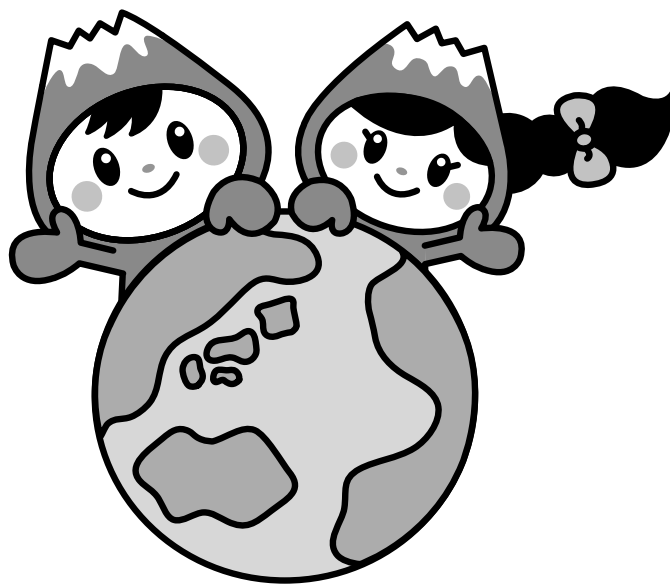
『大気・土壌・河川などの環境調査』（環境課）

二酸化窒素に関する大気調査、ダイオキシン類に関する大気及び土壌調査、水質の汚濁状況、自動車騒音、空間放射線量などに関する調査を実施します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|--|-----------------|-----------------|
| ・環境調査の実施 （市内 85 地点） ・空間放射線量測定（53 施設） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・環境調査の実施 | ・環境調査の実施 |

(6) し尿の適正な処理（環境課）

- ◆入間東部地区衛生組合における、し尿処理業務を継続しながら、処理施設の老朽化対策に努めます。



第4節 市街地の整備



1. 施策の方向性

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

既成市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。

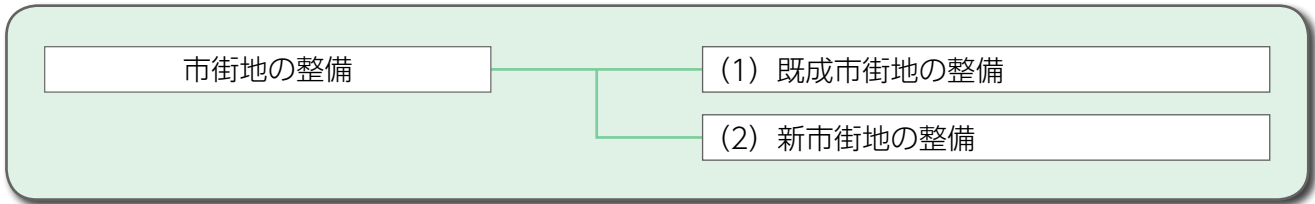


2. 現状と課題

- ◆市街地は、都市基盤整備により計画的な土地利用が進められている地区と、昭和30年代から40年代にかけての急激な人口増加により、都市基盤が十分に整備されないまま開発が進んだ地域とに大別できます。
- ◆既成市街地の鶴瀬駅東口及び西口地区は、土地区画整理事業により居住環境の整備、宅地の利用増進を図るとともに、魅力ある商業集積の促進や災害に強いまちづくりを進めています。また、ふじみ野駅周辺、針ヶ谷地区及び鶴瀬西のつるせ台地区は、地区計画により良好な居住環境の保全に努めています。
- ◆既成市街地は、建物が密集し、狭い道路が多く、公園・緑地などのオープンスペースが不足していることから、防災機能の強化などのため、地域の実情に応じた整備を検討する必要があります。
- ◆市街化区域へ編入した水子・諏訪地区は、地区計画制度や小規模土地区画整理事業等により計画的なまちづくりを進めています。
- ◆シティゾーン及び柳瀬川水辺都市ゾーンは、地域振興と都市機能を充実するため、整備を推進する必要があります。シティゾーンでは、大規模商業施設の整備が進められています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 既成市街地の整備（まちづくり推進課、鶴瀬駅西口整備事務所、鶴瀬駅東口整備事務所）

- ◆ 快適な都市環境を形成するため、地区計画の活用や土地区画整理事業などの手法により、地域の実情に応じた基盤整備を進めます。

『鶴瀬駅西口土地区画整理事業』（鶴瀬駅西口整備事務所）

鶴瀬駅西口の駅周辺 22.5ha について、土地区画整理事業により、都市基盤整備と宅地の利用増進を図り、快適かつ機能性の高いまちづくりを進めます（事業期間：平成 4～28 年度）。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--|--|---|----------|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物移転 ・ 道路整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前広場整備 ・ 建物移転 361 棟 / 361 棟（100%） ・ 道路整備 7,234m / 7,234m（100%） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算金事務 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 建物移転 | 345 棟 | 361 棟 | — |
| 道路築造 | 6,408m | 7,234m | — |

『鶴瀬駅東口整備事業』（鶴瀬駅東口整備事務所）

鶴瀬駅東口駅前広場を含む都市計画道路鶴瀬駅東通線周辺の4.9haについて、土地区画整理事業により、都市基盤整備と宅地の利用増進を図り、良好な市街地形成と商業・業務・住宅の調和したまちづくりを進めます（事業期間：平成12～30年度）。

| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
|--|--|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・建物移転 ・道路整備 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備 1,319m/1,635m（80.7%） ・建物移転 93棟/99棟（93.9%） | <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場整備 ・道路整備 1,635m/1,635m（100%） ・建物移転 99棟/99棟（100%） | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 建物移転 | 70棟 | 93棟 | 99棟 |
| 道路築造 | 866m | 1,319m | 1,635m |

（2）新市街地の整備（まちづくり推進課）

- ◆快適な市民生活の実現と都市機能充実のため、土地利用構想に定めた各ゾーンについて、地域特性に合った整備手法により、計画的な整備を進めます。
- ◆水子・諏訪地区は、地区計画制度や小規模土地区画整理事業等により、都市機能向上のための整備を計画的に進めます。

『水子地区のまちづくり』（まちづくり推進課、道路治水課、下水道課、交通・管理課、建築指導課）

市街化区域再編入に伴い、地区計画などに基づく基盤整備を進めます。

| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
|---|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の適正運用 ・公共下水道（汚水・雨水）の整備 ・道路の整備 ・都市計画道路整備の推進 ・小規模土地区画整理事業の推進 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の適正運用 ・公共下水道（汚水・雨水）の整備 ・道路の整備 ・都市計画道路（水子鶴馬通線（水子工区）・富士見橋通線）整備の推進 ・小規模土地区画整理事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の適正運用 ・公共下水道（汚水・雨水）の整備 ・道路の整備 ・都市計画道路（水子鶴馬通線（水子工区）・富士見橋通線）整備の推進 ・小規模土地区画整理事業の推進 | |

『シティゾーン整備推進事業』（まちづくり推進課）

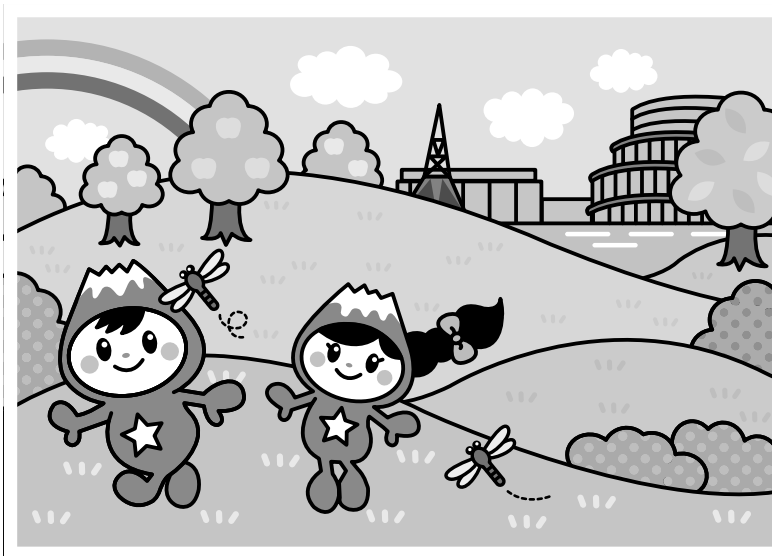
市役所周辺地区を市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、商業・業務機能を有するゾーンとして整備します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|---------------|---|-----------------|
| ・大規模商業施設の工事着手 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・山室・勝瀬地区の整備完了 （商業・業務機能） ・その他ゾーンの整備手法の 調査研究 | ・土地利用構想等の検討 |

『リブレーヌ都市整備事業』（まちづくり推進課）

国道 463 号の沿道に位置し、柳瀬川駅に近接しているという交通の利便性を活かし、地域の発展と活性化に資する魅力的なまちづくりを進めます。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|--------------|-----------------|-----------------|
| ・事業推進策の検討 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・事業推進 | ・事業推進 |



第5節 道路・交通環境の整備

1. 施策の方向性

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。

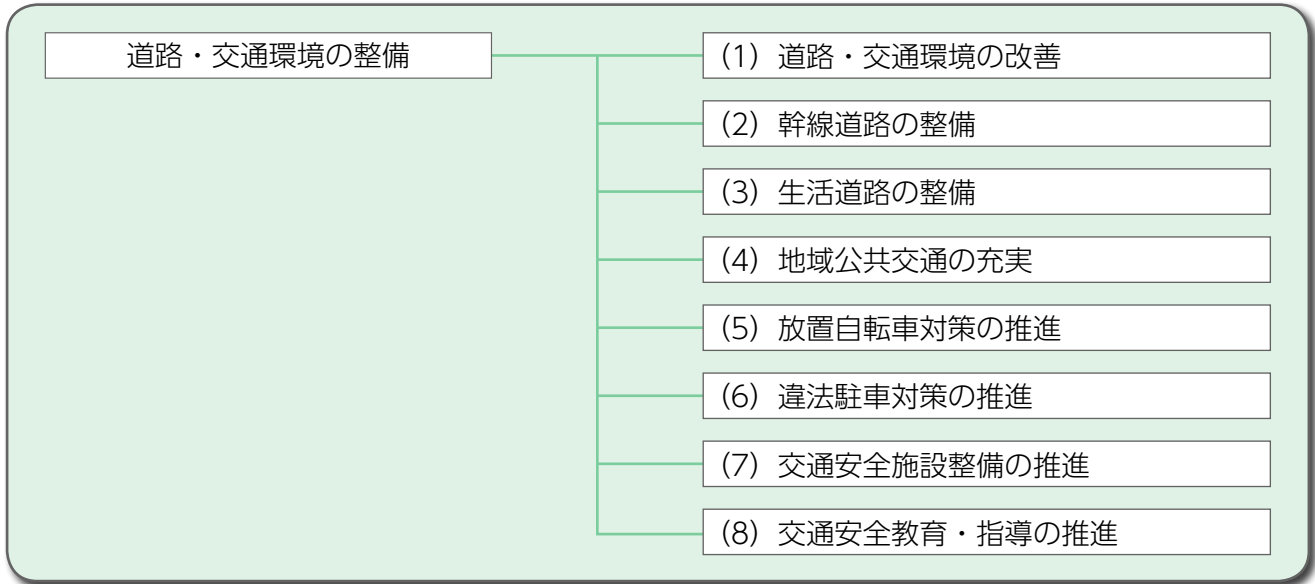
2. 現状と課題

- ◆平成 24 年度に実施した市民意識調査では、依然として「安全で快適な道路の整備」に対する不満度が高く、誰もが安全で快適に利用できる道路の整備が引き続き求められています。
- ◆幹線道路は、歩道や右折車線等について整備が求められています。
- ◆都市計画道路などの幹線道路は、土地区画整理事業などによって一部の整備が進んでいますが、移動の円滑化や地域活性化等のため、計画的に整備を進める必要があります。
- ◆大規模商業施設の開業による交通環境の変化を踏まえた道路改良などに取り組んでいます。
- ◆生活道路は、高齢化社会の進行などを踏まえ、狭い道路の解消やバリアフリー化などが求められており、安全な歩行空間の確保や安心して自転車が利用できる環境を整備する必要があります。
- ◆災害に強い道路網の確保を図るため、老朽化した道路や橋の維持管理を進める必要があります。
- ◆市内の交通事故件数は平成 16 年をピークに減少傾向にありますが、引き続き交通安全に関する教育や啓発を進める必要があります。
- ◆駅周辺では、放置自転車や路上駐車対策のほか、まちの美観の向上と歩行者などの安全確保のため、駐輪指導により市立自転車駐車場（11カ所）などの利用促進や、違法駐車の解消などを近隣自治体や関係機関と連携し進めています。
- ◆交通安全施設については、通学路等の安全対策として整備を進めていますが、老朽化による事故を未然に防ぐため、点検や改修を計画的に行う必要があります。

- ◆市内循環バスは、路線の見直しなどにより利用者が増加していますが、大規模商業施設の開業に伴い路線バスが拡充された場合には、市内循環バス路線の見直しを行い、引き続き、利用者ニーズを踏まえた運行に努める必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 道路・交通環境の改善（道路治水課）

- ◆道路整備の基本方針により、市内の道路・交通環境の改善を計画的に進めます。

(2) 幹線道路の整備（道路治水課）

- ◆幹線道路は、重点路線の選定や優先順位を定め、計画的な整備を進めます。
- ◆老朽化した道路や橋については、点検や改修を計画的に行い、維持管理に努めます。

『幹線道路整備事業』（道路治水課）

市内の1、2級幹線道路の拡幅や線形の改良により道路網を整備するとともに、国道や県道との交差点などの改良については、国や県と連携・調整し、整備に努めます。

| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
|---|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 市道第72号線 〔旧県道三芳富士見〕鶴馬地内・富士見川越道路交差点付近（用地購入・工事） 市道第5116号線 〔水子地内・山王坂交差点改良〕（工事） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 市道第72号線 〔旧県道三芳富士見〕鶴馬地内・富士見川越道路交差点付近（用地購入・工事） 市道第5210号線ほか 〔鶴瀬西地内・区画整理地境界〕（用地購入・工事） 市道第5101号線 〔勝瀬交差点～勝瀬苗間通り1号線〕（測量・物件補償・用地購入） | <ul style="list-style-type: none"> 市道第5212号線 〔鶴瀬東1丁目地内・旧変電所前〕（用地購入・工事） 市道第5101号線 〔勝瀬交差点～勝瀬苗間通り1号線〕（物件補償・用地購入・工事） | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 改良済み延長と整備率 （道路総延長） 1級 26,258m 2級 22,679m 合計 48,937m （平成23年度末） | <ul style="list-style-type: none"> 1級幹線道路 17,597m(67%) 2級幹線道路 6,186m(27%) 計23,783m(49%) （平成23年度末） | <ul style="list-style-type: none"> 1級幹線道路 17,897m(68%) 2級幹線道路 6,626m(29%) 計24,523m(50%) | <ul style="list-style-type: none"> 1級幹線道路 18,467m(70%) 2級幹線道路 6,821m(30%) 計25,288m(52%) |

『都市計画道路整備事業』（まちづくり推進課）

交通の円滑化や地域の活性化を図るため、都市計画道路を整備します。

| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
|--|-------------|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> みずほ台駅東通線整備方針検討 水子鶴馬通線整備方針検討（水子工区） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | ・事業推進 | ・事業推進 |

| 『住宅市街地総合整備事業（道路整備）』（道路治水課） | | | |
|--|--|-------------|--------|
| 鶴瀬西・上沢地区の道路整備を行い、防災機能の向上と生活環境の改善を進めます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 市道第904号線 [鶴瀬西3丁目地内・つるせ台小～旧上沢小] (用地購入・一部区間工事) | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 市道第904号線 [鶴瀬西3丁目地内・つるせ台小～旧上沢小] (用地購入・工事) | — | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 市道904号線 整備延長 600m | 0m | 600m | — |

| 『火葬場関連整備事業』（道路治水課） | | | |
|---|---|-------------|--------|
| 火葬場・斎場の整備（平成20年開設済・入間東部地区衛生組合）に伴う周辺環境整備を行います。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 市道第5111号線 [下南畑地内・県道交差点～富士見川越道路付近] (用地購入・工事) | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 市道第5111号線 [下南畑地内・県道交差点～富士見川越道路付近] (用地購入・工事) | — | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 市道第5111号線 整備延長 540m | 0m | 540m | — |

| 『道路橋長寿命化修繕事業』（道路治水課） | | | |
|--|---|---|--|
| 道路橋の修繕計画を策定し、長寿命化と計画的な維持管理に努めます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 主要37橋の長寿命化修繕計画策定（点検・コスト算定） 橋長15m未満18橋 富士見橋耐震補修工事（負担金） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 富士見橋耐震補強工事（負担金） 勝瀬陸橋耐震補強工事 旧富士見江川仮橋（上下流）耐震補強工事 渡戸橋耐震補強工事 寿橋耐震補強工事 | <ul style="list-style-type: none"> 木染橋耐震補強工事 伊佐島橋修繕工事 | |

(3) 生活道路の整備（道路治水課）

- ◆市民の生活に最も密接な生活道路は、狭あいな道路の解消や歩道整備、舗装補修等の維持管理など、安全安心な歩行空間づくりを進めます。

| 『生活道路整備事業』（道路治水課） | | | |
|---|---|--|---------------------|
| 道路の拡幅整備などにより、安心して移動できる道路空間づくりを進めます。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市道第 225・228 号線 [勝瀬地内・榛名神社参道～勝瀬中脇]（工事） ・市道第 846 号線 [羽沢 3 丁目地内・旧 NTT 裏]（工事） ・市道第 45・1203 号線 [水子地内]（補償・工事） ・市道第 765 号線 [鶴馬地内・イムス富士見総合病院脇]（用地） ・市道第 42 号線 [水子地内]（測量） ・市道第 886 号線 [渡戸 3 丁目地内・西渡戸公園]（設計） ・市道第 1309 号線 [水子（六道）地内]（工事） | <ul style="list-style-type: none"> ・市道第 228 号線 [勝瀬地内・榛名神社参道～勝瀬中脇]（工事） ・市道第 480・498 号線 [南畑新田地内]（工事） ・市道第 1391 号線 [東大久保地内]（工事） ・市道第 765 号線 [鶴馬地内・イムス富士見総合病院脇]（工事） ・市道第 325 号線 [勝瀬地内・勝瀬西郵便局西側]（工事） ・市道第 42 号線 [水子地内]（工事） ・市道第 886 号線 [渡戸 3 丁目地内・西渡戸公園前]（工事） ・市道第 43 号線 [水子地内]（工事） ・市道第 37 号線 [関沢 3 丁目地内]（工事） ・市道第 328 号線 [勝瀬地内・勝瀬小東]（工事） ・市道第 1105 号線 [水子地内・本郷中西]（工事） | <ul style="list-style-type: none"> ・市道第 1200 号線 [水谷東 1 丁目地内・さくら記念病院付近]（工事） ・市道第 1391 号線 [東大久保地内]（工事） | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 生活道路改良済み延長 m (%) 幹線を除く道路 実延長 349,636m | 174,932m (50.0%) | 178,413m (51.0%) | 178,818m (51.1%) |

| 『歩道整備事業』（道路治水課） | | | |
|--|--|--------------------|----------|
| バリアフリー化に努めながら、歩道と車道の分離などにより地域の特性に考慮した歩行空間を整備します。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | | 事業計画 | |
| ・市道第 8 号線 [上沢 1 丁目]（工事） ・市道第 5135 号線 [水子地内・前沼公園前] （工事） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・市道第 8 号線 [上沢 1 丁目]（工事） ・市道第 1195 号線 [水谷東 2 丁目地内・前沼公園前]（工事） | | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 歩道整備済み延長 m (%) 道路延長 398,573m | 39,767m (10.0%) | 40,702m (10.2%) | — |

（4）地域公共交通の充実（交通・管理課）

- ◆路線バスや循環バス等の連携・充実により、利便性の高い交通網を目指します。
- ◆駅ホームにおける視覚障がい者の安全対策として、ホームからの転落や列車との接触による事故等を防止するため、内方線付き点状ブロックの設置を推進します。

| 『駅ホーム改善事業』（交通・管理課） | | |
|---|-----------------------------------|-----------------|
| 鉄道事業者が行う市内 3 駅のホームに内方線付き点状ブロック設置を支援します。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| — | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・鶴瀬駅、ふじみ野駅、みずほ台駅での内方線付き点字ブロック設置支援 | — |

(5) 放置自転車対策の推進（交通・管理課）

- ◆ 駅周辺における駐輪需要に対し、各駅の特성에応じた自転車駐車場の整備に努めます。
- ◆ 地域住民及び関係機関の協力を得ながら、駅周辺などの自転車放置禁止区域における指導を強化します。

| 『駅前自転車対策事業』（交通・管理課） | | |
|--|---|---|
| 駅周辺の自転車の放置を解消し、まちの美観と交通の安全性向上に取り組みます。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内 3 駅周辺自転車放置禁止区域指定 ・ 市立自転車駐車場（11カ所） ・ ふじみ野駅東西口自転車駐車場ラック入替えによる駐輪台数増加（433台） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 放置自転車解消に向けた駐輪場整備の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 放置自転車解消に向けた駐輪場整備の検討 |

(6) 違法駐車対策の推進（交通・管理課）

- ◆ 違法駐車車両の解消のため、実情に応じた交通指導や交通規制の強化を警察に要請するとともに、運転者へのマナー遵守を促します。

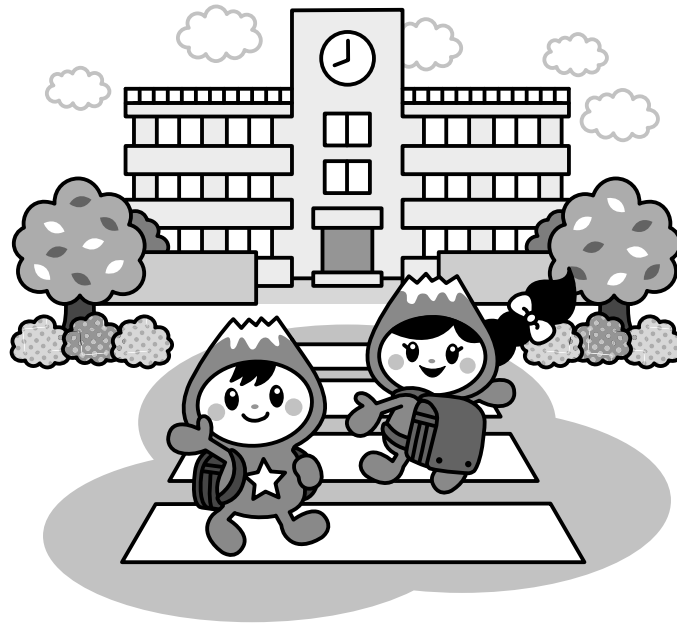
(7) 交通安全施設整備の推進（道路治水課）

- ◆ 交通状況や危険箇所の把握に努めながら、道路照明灯や道路標識、道路反射鏡などの整備に努めます。
- ◆ 道路の安全対策のため、信号機及び横断歩道を設置できるよう、警察署と連携・調整します。

| 『道路附属物維持管理事業』（道路治水課） | | |
|---------------------------------------|---|---|
| 道路附属物（道路標識・道路照明灯・道路反射鏡）を総点検し、改修を進めます。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| — | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路附属物総点検 ・ 改修工事の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 改修工事の実施 |

(8) 交通安全教育・指導の推進（交通・管理課）

- ◆保育所、幼稚園、小中学校を対象とした交通安全教室や高齢者の事故防止対策などの講習会を開催するとともに、市民・行政・警察が一体となって、交通安全運動や交通事故防止運動を展開します。



第6節 上下水道の整備



1. 施策の方向性

安全で安心な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら、特定環境保全公共下水道や合併浄化槽などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。

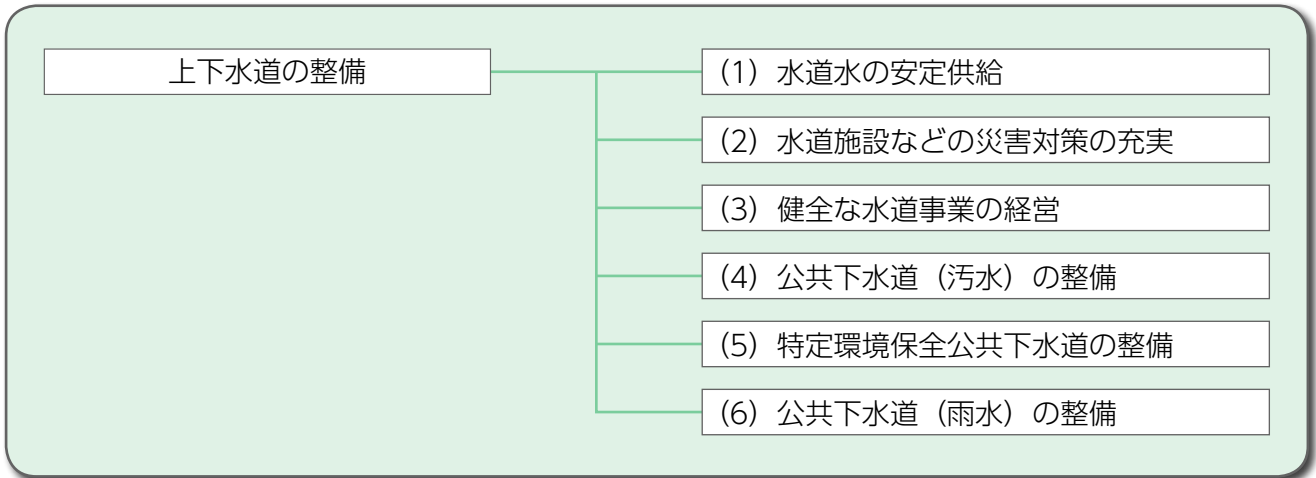


2. 現状と課題

- ◆現在総給水量の8割が県営水道から供給されています。
- ◆安全で確実な給水体制を維持するため、老朽管の更新や給配水施設の耐震化を計画的に進めています。
- ◆市街化区域内は、鶴瀬駅東西口の土地区画整理事業施行区域及び水子地区の公共下水道整備を進めています。また、処理区域内の未接続世帯解消を進める必要があります。
- ◆市街化調整区域内は、河川の水質を保全し衛生的で快適な生活環境を保つため、特定環境保全公共下水道の整備を進めています。
- ◆雨水対策としては、これまで、桜井、別所、砂川堀、権平川、柳瀬川の各雨水幹線を整備するとともに、流末のポンプ場整備などを進めてきました。引き続き、都市化の進展による市街地での冠水被害など都市型災害に対応するため、別所雨水幹線の整備延伸や新たに尺地雨水幹線の整備を行うとともに、ポンプ場機能の保全と拡充を計画的に進める必要があります。



3. 施策の体系



4. 施策の内容

(1) 水道水の安定供給（水道課）

◆水道水を安定的に供給するため、配水管や機械・電気設備などを計画的に更新するとともに、水質・水圧管理に努めます。

(2) 水道施設などの災害対策の充実（水道課）

◆浄水場や基幹管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時の応急体制を充実します。

『給配水施設整備事業』（水道課）

老朽管などによる漏水に対処するため、水道管の更新を行うとともに、地震による被害を最小限に抑えるため、浄水場などの耐震工事をを行います。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|
| | ・老朽管の更新 ・配水池耐震工事 （東大久保浄水場） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| ・老朽管の更新 | | ・老朽管の更新 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 基幹管路の耐震化率 | 36% | 40% | 42% |

(3) 健全な水道事業の経営（水道課）

- ◆利用者サービスの向上とともに、収入の確保及び経費の削減に努めることで、健全な水道事業経営を目指します。

(4) 公共下水道（污水）の整備（下水道課）

- ◆既成市街地などにおける公共下水道の整備を計画的に進め、計画区域内の完全整備を目指すとともに、水洗化を促進します。

| 『公共下水道（污水）の整備』（下水道課） | | | |
|--|---|-------------------------|----------|
| 市街化区域における生活排水の適正処理を促進するため、処理計画区域内の整備完了を目指します。また、供用開始区域においては、水洗化率の向上を目指します。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| ・公共下水道処理 区域面積 932ha （整備済 721.4ha） （平成 22 年度） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・鶴瀬駅西口・鶴瀬駅東口土 地区画整理地内や、水子地 区などの整備 | ・鶴瀬駅東口土地区画整理地 内などの整備 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 普及率 | 95.1% (平成 23 年度) | 98% | 99% |

(5) 特定環境保全公共下水道の整備（下水道課）

- ◆農業集落の生活環境向上と河川・水路などの汚濁防止のために、特定環境保全公共下水道の整備を計画的に進めます。

| 『特定環境保全公共下水道の整備』（下水道課） | | | |
|--|--|--|----------|
| 農業集落における生活排水の適正処理を促進するため、特定環境保全公共下水道の整備を進めます。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 特定環境保全公共下水道処理区域面積 247ha（整備済 115.2ha）（平成 21 年度） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 特定環境保全公共下水道の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 特定環境保全公共下水道の整備 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 普及率 | 56.2% （平成 23 年度） | 71% | 78% |

(6) 公共下水道（雨水）の整備（下水道課）

- ◆水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの雨水排水対策施設の整備を計画的に進めます。

| 『公共下水道（雨水）整備事業』（下水道課） | | | |
|---|--|--|---|
| 市街地の開発に伴う都市型水害対策のため、雨水排水施設の計画的な整備を進めます。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道（雨水）排水区域面積 552ha | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 鶴瀬駅西口土地区画整理地内 鶴瀬駅東口土地区画整理地内 水子地区（別所雨水ポンプ場耐震化含む） 山室・勝瀬地域 | <ul style="list-style-type: none"> 鶴瀬駅東口土地区画整理地内 水子地区（別所雨水ポンプ場耐震化含む） | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 公共下水道（雨水）整備済区域面積 | <ul style="list-style-type: none"> 事業認可区域 552ha 整備済区域 239.4ha (43.4%) | <ul style="list-style-type: none"> 事業認可区域 575ha 整備済区域 247ha (43%) | <ul style="list-style-type: none"> 事業認可区域 575ha 整備済区域 270ha (47%) |

第7節 防災・防犯対策の充実



1. 施策の方向性

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助けあえる体制づくりを進めます。

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。



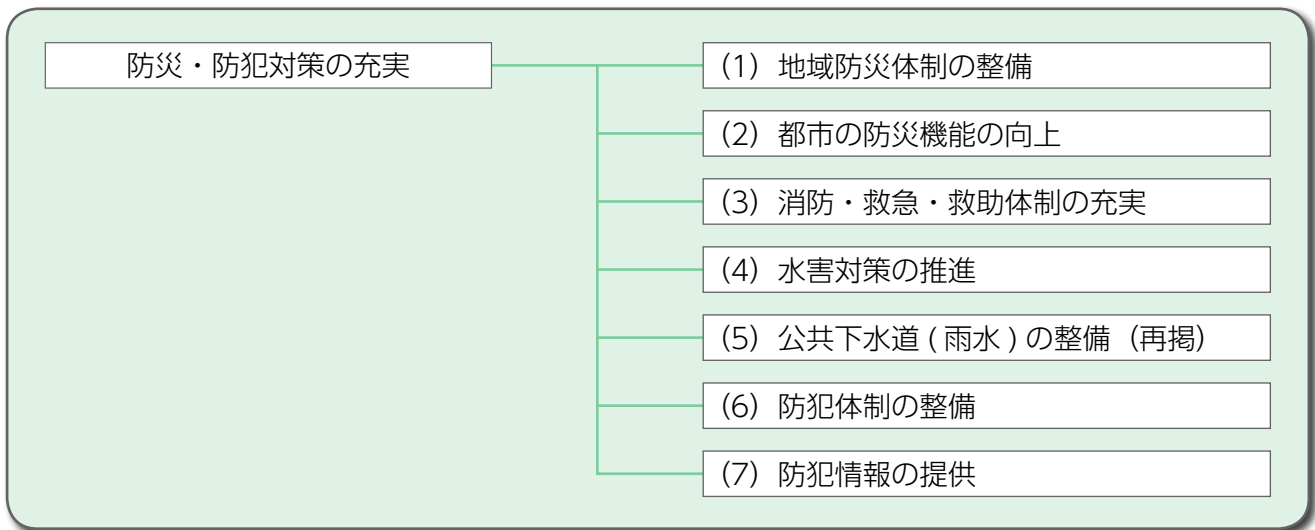
2. 現状と課題

- ◆東日本大震災の教訓などを踏まえ、防災体制の強化が求められており、情報収集・伝達の強化、帰宅困難者対策、備蓄品の充実、自主防災組織の体制の強化、大規模停電発生時の対応など地域防災計画に基づいた防災対策について総合的に取り組んでいく必要があります。
- ◆災害時における避難所運営の充実・強化を図るため、小・中学校の冷暖房設備の整備に併せ、全11小学校及び中学校1校では、災害時に避難所の備蓄燃料として活用することを想定し、熱源にLPガスを採用し、災害対応用のガスバルクタンクを設置しました。
- ◆地域における防災活動の中心となる自主防災組織は、平成25年3月末現在で35団体が活動しており、今後もその育成と支援を進めるとともに、新たな組織の結成に対する支援を進める必要があります。
- ◆平成24年度末現在、様々な分野の24団体と災害協定を締結しています。
- ◆高齢者や障がい者など災害時要援護者の支援は、自主防災組織や地域の助け合いネットワークなどの住民組織と行政の連携による取組みが進められています。
- ◆河川改修や排水ポンプなどの整備により、大雨や台風などによる浸水被害は減少しているものの、近年多発している集中豪雨などによる都市型水害への対策が必要です。
- ◆昭和56年以前の建築物は、木造住宅等の耐震診断により、現状の把握と安全な住宅への改修を進めるため、耐震診断及び改修補助制度の活用を促す必要があります。

- ◆本市における犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、近年は、児童の登下校時を狙った犯罪や高齢者に対する詐欺など、犯罪内容が多様化しており、市民への啓発活動や地域ぐるみの見守り活動が重要となっています。
- ◆自主防犯組織は平成24年度末現在、全町会に組織されており、地域の防犯活動が行われています。また、青色防犯パトロール車両を使用した防犯パトロール活動は、市内全域で実施されています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 地域防災体制の整備（安心安全課）

- ◆総合的な防災体制を確立するため、地域防災計画に基づき、防災意識の向上や自主防災活動の育成支援、広域的な援助協力体制を構築するとともに、飲料水などの備蓄や防災資機材の整備などの充実に努めます。
- ◆災害時における高齢者や障がい者などの支援体制を、地域と連携しながら確立します。

『防災対策事業（自主防災組織の結成・育成支援）』（安心安全課）

地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成支援を行います。また、防災リーダーを育成する取り組みを開始し、自主防災組織の育成支援を行います。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|---------------------------|--|------------------------|-----------------|
| ・自主防災組織結成補助金と育成（運営）補助金を交付 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・自主防災組織の結成支援・育成（運営）の支援 ・富士見市防災リーダーの育成 | ・自主防災組織の結成支援・育成（運営）の支援 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 組織率 | 61.4% | 100% | 100% |
| 防災リーダー数（育成率） | — | 171 人 (100%) | 171 人 (100%) |

『防災対策事業（防災行政無線のデジタル化等）』（安心安全課）

国の防災行政無線デジタル化施策により、市の防災行政無線をアナログ方式からデジタル方式へ変更します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|-------------------|-------------------------------------|-----------------|
| ・アナログ方式の防災行政無線を運用 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・デジタル防災行政無線の設計・工事 ・PHS、衛星携帯電話等導入 | ・デジタル防災無線の運用 |

『防災対策事業（災害時備蓄品）』（安心安全課）

大規模災害に備え、各避難所に食料や毛布などの備蓄を行います。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|-------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| ・災害時備蓄品の管理・整備を実施中 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・備蓄品保管方法（倉庫等）の検討 ・福祉避難所備蓄品の推進 | ・備蓄品保管（倉庫等） ・福祉避難所備蓄品の推進 |

| 『災害時要援護者支援事業（再掲）』（福祉課、安心安全課） | | | |
|---|--|--|--------|
| 高齢者や障がい者など災害時における要援護者の情報を収集・整備し、平常時より関係者と情報共有し、個別支援計画や支援者用マニュアルを作成します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 避難支援プラン全体計画の策定（平成24年3月） 災害時要援護者登録の開始（平成24年度） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 要援護者名簿作成及び要援護者マップの作成、更新 個別支援計画、支援者用マニュアルの作成 避難訓練実施 | <ul style="list-style-type: none"> 要援護者名簿作成及び要援護者マップの作成、更新 個別支援計画、支援者用マニュアルの作成 避難訓練実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 要援護者登録人数 | 1,504人 | 2,000人 | 2,500人 |

(2) 都市の防災機能の向上（道路治水課、まちづくり推進課、安心安全課、建築指導課）

- ◆災害に強いまちづくりを推進するため、防災空間や防災機能としての道路や公園などの整備を進めるとともに、避難場所となる公共施設の非構造部材の耐震化に取り組みます。
- ◆住宅の安全性を高めるため、木造住宅等の耐震診断や耐震改修を促進します。

| 『耐震改修促進事業』（建築指導課） | | | |
|---|---|---|--------|
| 耐震診断・耐震改修工事に対する助成を行います。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断補助の実施 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断補助の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断補助の実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 住宅耐震化率 | 81% (平成20年10月) ※5年おきに調査 | 95% | 95% |

(3) 消防・救急・救助体制の充実（安心安全課）

◆入間東部地区消防組合と連携し、より高度な消防・救急・救助体制を確立します。

◆消防団車庫の建替えや車両の更新を計画的に進めます。

| 『富士見市消防団活性化事業』（安心安全課） | | | |
|---|--|--|----------|
| 老朽化が進む消防団分団車庫の建替えや消防自動車の更新を進めます。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| 富士見市消防団 （全 8 分団） ・車庫建替え（移設） 5 分団終了 ・消防自動車更新 6 分団終了 （平成 24 年度） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成年 29 度～ 30 年度 | |
| | ・車庫建替え （第 3・8 分団） ・消防自動車更新 （第 5 分団） | — | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 達成率（％） | 車庫建替え 62.5% 自動車更新 62.5% | 車庫建替え 100% 自動車更新 100% （平成 27 年度完了 予定） | — |

(4) 水害対策の推進（安心安全課、道路治水課）

◆河川の治水機能を維持向上させるため、河川や水路及び排水ポンプの整備などを計画的に進めます。

◆低地部での雨水による浸水被害の発生を防止するため、宅地内浸透処理や一時的貯留などにより、雨水の流出抑制を進めます。

◆洪水時の浸水状況を想定した洪水ハザードマップや地形、災害履歴などの災害危険情報を市民に提供し、水害に対する意識を高めます。

◆集中豪雨などによる都市型水害の対策を進めます。

| 『浸水対策事業』（道路治水課） | | |
|---|---|---|
| 集中豪雨等による都市型水害が発生している地域において浸水被害を防止するため、浸水対策工事を進めます。併せて、ポンプ場のポンプや非常通報装置の交換・設置を進めます。 | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
| ・浸水対策工事（山室2丁目、諏訪1丁目） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・浸水対策工事（水谷東2丁目、羽沢2丁目、山室2丁目、鶴瀬西3丁目） ・ポンプ交換、非常通報装置設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ交換、非常通報装置設置 |

（5）公共下水道（雨水）の整備（再掲）（下水道課）

◆水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの雨水排水対策施設の整備を計画的に進めます。

| 『公共下水道（雨水）整備事業（再掲）』（下水道課） | | | |
|---|--|--|---|
| 市街地の開発に伴う都市型水害対策のため、雨水排水施設の計画的な整備を進めます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・公共下水道（雨水）排水区域面積 552ha | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・鶴瀬駅西口土地区画整理地内 ・鶴瀬駅東口土地区画整理地内 ・水子地区（別所雨水ポンプ場耐震化含む） ・山室・勝瀬地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・鶴瀬駅東口土地区画整理地内 ・水子地区（別所雨水ポンプ場耐震化含む） | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 公共下水道（雨水）整備済区域面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業認可区域 552ha ・整備済区域 239.4ha (43.4%) | <ul style="list-style-type: none"> ・事業認可区域 575ha ・整備済区域 247ha (43%) | <ul style="list-style-type: none"> ・事業認可区域 575ha ・整備済区域 270ha (47%) |

(6) 防犯体制の整備（安心安全課、道路治水課）

- ◆ 犯罪の防止を図るため、自主防犯組織に対し、防犯パトロール用品の配布、ボランティア保険の加入などの支援を行い、市民と行政の協働による防犯活動を進めます。
- ◆ 市民青色防犯パトロール隊による防犯パトロール活動を進めます。
- ◆ 犯罪の防止や安全で安心して生活できる環境を確保するため、防犯灯の適切な設置及び改修に努めます。

| 『防犯対策事業』（安心安全課） | | | |
|---|---|---|----------|
| 自主防犯組織による防犯パトロールへの支援を行うとともに、防犯に対する研修を充実し、地域における防犯体制の強化に努めます。 | | | |
| 計画策定時の状況と現況 | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯組織へのパトロール用品配布などの支援 ・ 自主防犯活動リーダー研修の実施 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯組織への支援 ・ 自主防犯活動リーダー研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯組織への支援 ・ 自主防犯活動リーダー研修の実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 自主防犯活動リーダー研修受講者数（1 回あたりの受講者数） | 123 人 | 130 人 | 130 人 |

(7) 防犯情報の提供（安心安全課）

- ◆ 地域における防犯体制を強化するため、警察との連携により、地域の犯罪情報を地域・学校・家庭に提供し、情報の共有化を進めます。

第8節 消費生活・市民相談の充実

1. 施策の方向性

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。

2. 現状と課題

- ◆消費生活相談件数は平成16年度をピークに減少傾向にある一方、相談内容は多様化、複雑化していることから、様々な相談内容に対応できる体制の強化が求められています。
- ◆消費者被害を未然に防ぐため、消費生活に関する情報の提供や、消費生活講座の開催などを通じて、トラブルに巻き込まれないよう、消費者の意識啓発を行っています。
- ◆平成24年に消費者教育の推進に関する法律が施行され、消費者の自立を支援するため、消費者教育を総合的かつ一体的に推進する取組みや体制づくりが求められています。

3. 施策の体系図

消費生活・市民相談の充実

(1) 消費生活・市民相談の充実

(2) 消費者への意識啓発

4. 施策の内容

(1) 消費生活・市民相談の充実（人権・市民相談課）

- ◆多様化する相談内容に対応するため、専門知識を有する相談員などによる相談体制の充実に努めます。また、相談員に対する研修の充実に努めます。

(2) 消費者への意識啓発（人権・市民相談課）

- ◆市民が消費者被害にあわないよう、消費生活に関する情報提供や啓発に取り組みます。

第6章

市民参加・協働により、
豊かな自治をつくる人のまち

第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

第1節 市民自治の推進



1. 施策の方向性

市の情報を市民にわかりやすく提供することにより情報の共有化を進め、市民が市政に参加しやすい環境をつくり、市民の声を的確に反映した行政運営に努めます。

多様化する地域の課題にきめ細かく対応していくため、市民、NPO、市民団体が活動しやすい環境を整えるとともに、連携を深め、協働のまちづくりを進めます。また、身近な課題への取組みを、生活に身近な地域から進められる体制を整備します。

さらに、コミュニティの醸成に向けて、町会など地域を支える活動を支援します。

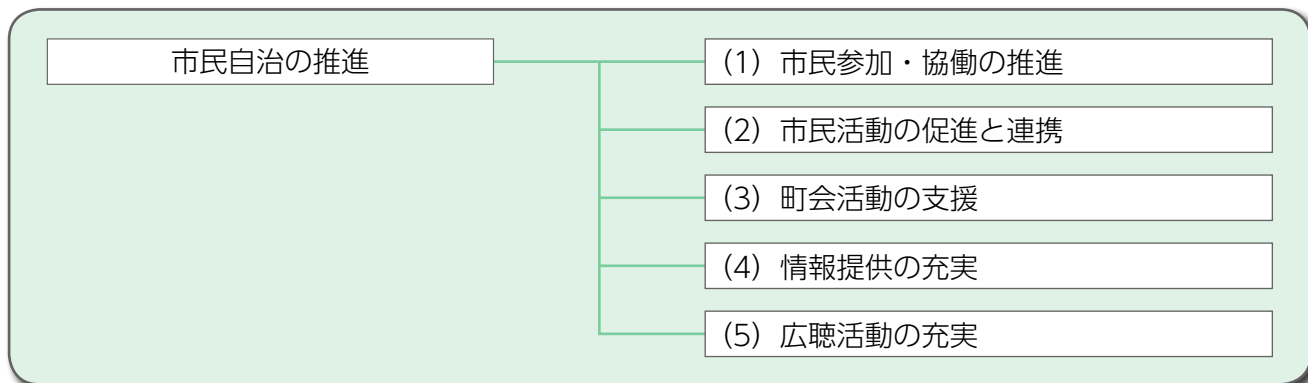


2. 現状と課題

- ◆平成16年3月に制定した自治基本条例に基づき、市民参加と協働によるまちづくりに取り組んできました。多様化、複雑化する課題やニーズに対応するため、市民と市が情報を共有し、連携しながら取り組んでいくことが必要です。
- ◆富士見市に事務所があるNPO法人は、平成25年4月現在で23団体あり、様々なまちづくり活動などを行っています。団体の活動促進のためのPRや情報交換などを行い、地域活動の担い手としての広がりを図ることが必要です。
- ◆市内には55の町会があり、地域の特徴を活かした様々な活動が行われています。地域を基盤とするコミュニティの形成は、市民の日常生活を支える重要な要素ですが、町会への加入率の低下や役員の後継者不足となっているところもあるため、地域力の向上に向けた支援を行う必要があります。
- ◆身近な地域の課題を解決し、より暮らしやすい地域づくりを進めていくため、地域住民が主体となり行政等と連携して取り組んでいくまちづくり協議会活動が一部の地域で先導的に行われており、こうした取組みを活かしていく必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 市民参加・協働の推進（協働推進課）

- ◆市民の知恵と力を生かした、市民との協働によるまちづくりを進めるため、自治基本条例の普及啓発を行うとともに、審議会などへの市民参加やパブリックコメントの実施など、市民が市政に参加できる環境づくりを進めます。
- ◆市民団体や NPO 法人などとの連携による事業が促進されるよう、協働の仕組みづくりを進めます。
- ◆地域まちづくり協議会の組織化を促進し、行政との連携により地域課題を解決できる市民主体のまちづくりをともに進めます。

| 『地域まちづくり協議会推進事業』（協働推進課） | | |
|---|-----------------|-----------------|
| 地域の身近な問題解決に向けて、地域が主体となって取り組む組織づくりを進めます。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| ・ 庁内委員会にて検討 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・ 地域まちづくり協議会の推進 | ・ 地域まちづくり協議会の推進 |

| 『協働事業提案制度』（協働推進課） | | |
|---------------------------|-----------------|-----------------|
| 行政との協働事業に関する市民提案制度を創設します。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| ・ 庁内委員会や市民懇談会にて検討 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・ 協働事業提案制度の実施 | ・ 協働事業提案制度の実施 |

(2) 市民活動の促進と連携（協働推進課）

- ◆市民、市民団体、NPO 法人などが行う主体的なまちづくり活動を支援するとともに、ネットワークづくりを進めます。

| 『まちづくり団体支援事業』（協働推進課） | | |
|---|--|--|
| 市民、市民団体、NPO 法人などが行う主体的なまちづくり活動を支援します。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 講座や交流会の開催 ・ NPO の活動内容を市ホームページにて PR | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 講座や交流会の開催 ・ まちづくり団体の育成、支援及び団体間の連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 講座や交流会の開催 ・ まちづくり団体の育成、支援及び団体間の連携強化 |

(3) 町会活動の支援（協働推進課）

- ◆防犯、防災など様々な町会活動を支援するとともに、町会への加入率向上を図るなど、町会との連携を進めます。
- ◆町会・自治会活動の拠点となる地域立集会所の維持管理に対する支援を行います。

| 『町会活動支援事業』（協働推進課） | | |
|--|--|--|
| 各地域の実情に応じて、町会活動の活性化を支援します。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の主体的な活動の支援 ・ コミュニティ活動の促進に向けた情報提供、啓発活動 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の主体的な活動の支援 ・ コミュニティ活動の促進に向けた情報提供、啓発活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の主体的な活動の支援 ・ コミュニティ活動の促進に向けた情報提供、啓発活動 |

(4) 情報提供の充実（秘書広報課、政策企画課、財政課、総務課）

- ◆行政情報を迅速に分かりやすく提供するとともに、市民と市の情報共有や双方向の情報交換を進めるため、広報紙やホームページをはじめ様々な媒体が活用できるように研究していきます。
- ◆地域懇談会などにより対話を重ねながら、市民の意見を反映したまちづくりを進めます。
- ◆個人情報の保護に留意しながら、情報公開を一層推進し、透明性の高い行政運営を進めます。

| 『情報共有化の推進』（秘書広報課、政策企画課、財政課、総務課、地域文化振興課） 市民と行政における様々な行政情報の共有化を進めます。 | | | |
|--|--|--|-----------|
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算編成過程の公開 ・ 財政運営判断指標の公表 ・ 協働によるまちづくり講座 ・ タウンミーティングの開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、ホームページによる情報提供の充実 ・ 協働によるまちづくり講座の充実 ・ 情報公開の充実 ・ タウンミーティングの開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、ホームページによる情報提供の充実 ・ 協働によるまちづくり講座の充実 ・ 情報公開の充実 ・ タウンミーティングの開催 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| ホームページアクセス件数 | 643,183 件 | 652,200 件 | 663,300 件 |

(5) 広聴活動の充実（秘書広報課）

- ◆市長へのメールや懇談会など、多くの市民の声を聴くための機会拡充に努めます。
- ◆寄せられた市民の声を市政に反映させるため、庁内での情報の共有化を進めるとともに、対応状況をわかりやすくホームページなどで公開します。

第2節 計画的な総合行政の推進

1. 施策の方向性

社会状況の変化や、それらに伴う市民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくため、行政評価制度を活用し、事務事業の見直しなどを進めます。また、情報通信技術や民間活力の活用により市民の利便性の向上などに取り組み、様々な角度から行財政運営の改革・改善を推進し、市民満足度の向上や成果を重視した行政運営を総合的かつ計画的に進めます。

わかりやすい情報の提供や行政の透明性の向上とコミュニケーションの積み重ねなどにより、市民と行政の信頼関係を深めていきます。

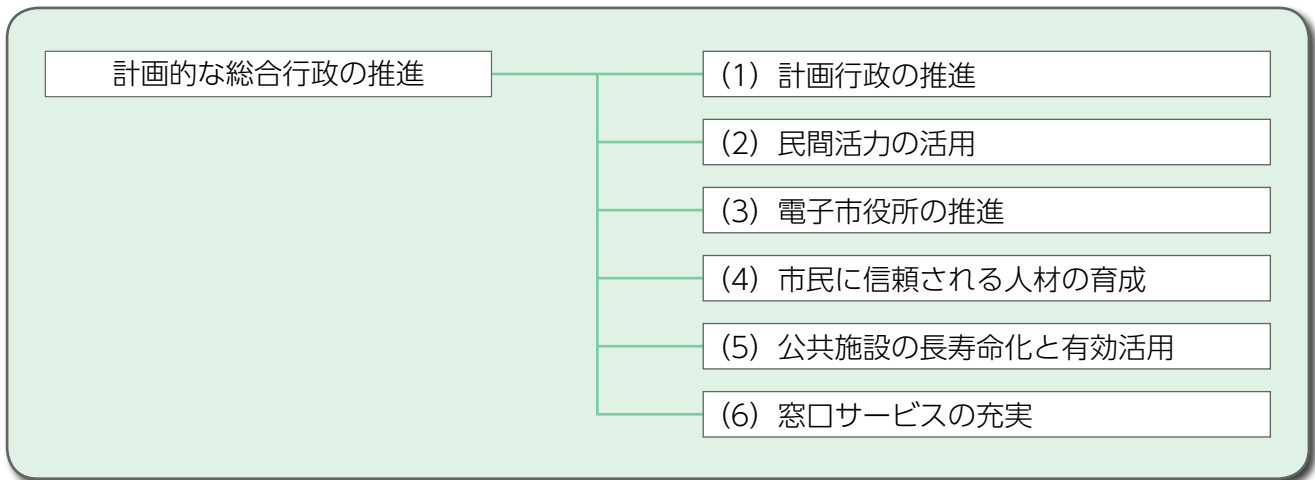
2. 現状と課題

- ◆少子高齢化の進展や経済情勢の変化、減災・防災対策、地域主権の拡充など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、限られた資源を有効に活用し、時代の変化を的確に捉えた効果的な施策の推進に努める必要があります。
- ◆事務事業を見直し、業務の改善につなげるため、事務事業評価に取り組んでいます。
- ◆民間活力の導入については、指定管理者制度やPFIなど最も適した手法を選択しながら取り組んできました。今後も市民サービスの向上と効率的な行政運営を推進していくため、新たな公共の担い手となりうる主体との連携・協働など多様な手法を検討していく必要があります。
- ◆市役所の窓口サービス改善のため、休日開庁や出張所の業務時間延長、総合的な窓口整備などに取り組んできました。平成24年度に実施した市民意識調査結果では、窓口サービスの改善に満足している人が前回調査より8.9ポイント増加して60%となっています。今後も、市民の多様な生活スタイルに合わせた窓口サービスの改善に取り組んでいく必要があります。
- ◆市内6カ所の出張所のうち、ふじみ野出張所については、地域における行政サービスのさらなる向上をめざし、ふじみ野駅東口に建設を予定している多目的公共施設内への移転を計画しています。
- ◆コンピュータシステムの運用は行政サービスの提供に必要不可欠なものであり、セキュリティに万全を期するとともに、停電時にも必要最小限の事務が継続できるよう対策を講じています。今後も、情報通信技術を活用した市民サービスの拡充を推進するとともに、災害時への対応などを強化していく必要があります。

- ◆平成 25 年 5 月、「社会保障制度と税の一体改革」の一環として成立した「社会保障・税番号制度」の導入（平成 27 年度中導入予定）に対応し、市電算システムの改修のほか、関係条例の改正等に取り組んでいく必要があります。
- ◆公共施設の老朽化に対応し、修繕や大規模改造工事等を行っていますが、各公共施設の状況を踏まえた効率的な管理運営の検討や、施設の長寿命化に向けた改修工事等を計画的に進めていく必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 計画行政の推進（政策企画課）

- ◆地方分権が進む中で、自主自立の魅力あるまちづくりを目指すため、総合計画に基づき、行政評価、予算、組織が連動した行政運営を進めます。
- ◆利便性と効率性を向上させるため、事務事業の見直しなどの行財政改革に取り組みます。

| 『計画行政推進事業』（政策企画課） | | | |
|--|--|---|--------|
| 第5次基本構想・基本計画に基づく施策を推進し、総合的かつ計画的に行政運営を進めます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・第5次基本構想中期基本計画の策定（計画期間・平成26年度～30年度） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 行政評価を活用した基本計画の進行管理 第14回市民意識調査 中期基本計画の見直し、後期基本計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 後期基本計画の推進 第15回市民意識調査 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 市民意識調査の「住みごこち」に関する設問において、住みよいと回答した市民の割合 | 69.9% | 72.0% | 75.0% |

| 『行財政改革推進事業』（政策企画課） | | | |
|--|---|--|--|
| 行財政改革大綱に基づき、徹底して行財政改革に取り組み、質の高い行政運営を行います。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 第5次行財政改革大綱に基づく行動計画の推進 事務事業評価の実施 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 行財政改革の推進 第6次行革大綱等の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 行財政改革の推進 | |

（2）民間活力の活用（政策企画課）

- ◆市民サービスの向上に向けて、施設の運営方法や業務の内容に応じ、適切な手法による民間活力の導入を進めます。

（3）電子市役所の推進（情報システム課）

- ◆各種電子申請や市民生活に身近な情報提供など、利用者の視点に立ったICTの活用を推進するとともに、情報セキュリティの徹底を進めます。
- ◆コンピュータシステムの高度化を進め、安全で安定的な情報システムの運用を推進するとともに、災害時におけるシステムの早期復旧に努めていきます。
- ◆公共施設予約システムなど市民生活に身近なシステムを構築し、市民の利便性向上に努めます。

| 『ICT 推進事業』（情報システム課） | | | |
|---|----------------------------|----------------------------|----------|
| いつでも、どこからでも市役所の各種申請・手続きができるように、インターネットを利用したサービスを提供し、利便性の向上を目指します。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| ・電子申請共同システム（参加市町村 54 団体）に参加 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・電子申請の拡大 ・公共施設予約システムの稼働 | ・電子申請の拡大 ・公共施設予約システムの運用 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 電子申請利用件数 | 544 件 | 1,000 件 | 1,000 件 |

| 『電子計算組織推進事業』（情報システム課） | | | |
|--|---|-------------------------------|--|
| 電子計算組織について、庁内で使用しているサーバーの更新や各種システム改修等を計画的に推進します。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| ・サーバーの計画的更新の検討 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・OS 切り替えに伴うサーバー更新作業の実施 ・クラウド方式導入によるデータのバックアップ体制強化 ・社会保障・税番号制度（平成 27 年度開始予定）に対応させるためのシステム改修の調整 | ・社会保障・税番号制度に対応させるためのシステム改修の調整 | |

(4) 市民に信頼される人材の育成（職員課）

- ◆質の高い行政運営を推進するため、様々な研修などにより、職員の意識改革や能力向上を進めるとともに、能力や実績を重視した人事管理を行い、適正な職員配置に努めます。

『人事管理・研修事業』（職員課）

効率的で質の高い行政サービスを継続して提供するために、人材育成基本方針に基づき、人事評価制度を導入するなど、職員の意識改革や能力向上に取り組み、併せて職員の規律確保を徹底します。また、定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を進めます。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|--------------|--|---|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| — | <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価の段階的導入 ・評価の実施 ・人材育成基本方針の実施 ・定員適正化計画の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価の実施 ・人材育成基本方針の実施 ・定員適正化計画の実施 |

(5) 公共施設の長寿命化と有効活用（管財課）

- ◆公共施設の老朽化が進む中で、施設の有効活用などそのあり方や長寿命化に向けた検討を行うとともに、大規模改修など施設の維持管理にかかる費用の平準化を図るため、計画的な改修工事を進めていきます。

『施設保全管理事業』（管財課）

施設の保全管理と長寿命化に向けた検討を行い、建物の計画的な改修を推進します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|--------------------|---|--|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| ・公共施設の過去の保全データの再確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設保全に関する基本・長期計画の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設保全計画の推進 |

(6) 窓口サービスの充実（政策企画課、各窓口担当課）

- ◆市民の多様な生活スタイルに合わせて、現在実施している休日開庁などの取扱業務や実施方法の改善に取り組み、利便性の高い窓口サービスの提供に努めます。
- ◆ふじみ野出張所は、ふじみ野駅東口に複合施設として新設移転し、住民の利便性と快適性の向上につながる拠点として整備します。

| 『窓口サービス改善事業』（政策企画課、各窓口担当課） | | |
|---|--|--|
| 市民サービスの向上を目指し、窓口サービスの改善を行います。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎の休日開庁実施（毎月 1 回・臨時開庁） ・毎週木曜日に窓口延長を実施 ・西出張所の平日時間外開庁の実施（月 1 回） ・総合的窓口の導入 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口サービスの充実 ・休日開庁の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口サービスの充実 ・休日開庁の実施 |

| 『ふじみ野出張所等多目的公共施設整備事業』（政策企画課） | | |
|--|---|--|
| 現在のふじみ野出張所を移転し、利便性の高い行政サービスの提供とともに、コミュニティの活性化を推進するため、多目的な複合施設として整備します。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設的设计 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の建設 ・施設の開設、運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営 |



『ふじみ野出張所等多目的公共施設整備事業』

第3節 健全な財政運営

1. 施策の方向性

市の特性を活かした魅力あるまちづくりなどにより、市税をはじめとする自主財源の安定的な確保に努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、計画的な行政運営を行うことで、健全な財政運営を進めます。

2. 現状と課題

- ◆健全な財政運営を維持できるよう、中長期視点での計画的な行政運営に努めていく必要があります。
- ◆自主財源比率は、県内市平均に比べて低いため、自主財源を安定的に確保するための施策を引き続き展開することが重要な課題になっています。
- ◆財政健全化判断比率は、いずれも基準を満たしていますが、引き続き、将来の債務負担の減少に努める必要があります。
- ◆平成24年4月に施行した健全な財政運営に関する条例に基づき、健全な財政の維持・向上を図るため、弾力的かつ持続可能な財政基盤の整備と計画的な施策の実施が求められます。

3. 施策の体系図

健全な財政運営

(1) 財政運営の健全化

(2) 自主財源の確保



4. 施策の内容

(1) 財政運営の健全化（財政課）

- ◆財務諸表や条例に基づく財政運営判断指標などの分析、中期財政計画を踏まえ、事業の見直しや選択により、健全な財政運営に努めます。
- ◆広報紙やホームページなどにより分かりやすい財政資料の提供に努めます。

| 『健全な財政の維持・向上』（財政課） | | | |
|---|-------------|-------------|-------------------|
| 健全な財政運営に関する条例に基づき、弾力的かつ持続可能な財政構造の確立を図ります。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・中期財政計画の策定及び財政運営判断指標の公表 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・事務事業等の見直し | ・事務事業等の見直し | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 財政力指数 | 0.749 | — | 0.800 (平成29年度) |
| 経常収支比率 | 91.1% | — | 88%以下 (平成29年度) |

(2) 自主財源の確保（財政課、収税課）

- ◆計画的な土地利用を推進し、企業の誘致などにより魅力あるまちづくりを進め、新たな財源の確保に努めます。
- ◆市税などの納付方法の充実や徴収業務の強化、納税啓発の推進などにより、収納率の向上に努めます。
- ◆市有財産の有効活用や広告収入などの自主財源の確保に努めるとともに、受益者負担の適正化に努めます。

第4節 広域行政の推進



1. 施策の体系図

情報化の進展や市民の日常生活圏域の拡大などに対応するため、他の自治体や県との連携により、市民サービスの拡充や行政の効率化に取り組みます。



2. 現状と課題

- ◆市では、現在、消防、火葬場・斎場、し尿処理、ごみ処理の分野について、事務の効率化のため、近隣市町で構成する一部事務組合（入間東部地区消防組合、入間東部地区衛生組合、志木地区衛生組合）により共同処理をしています。
- ◆職員の人材育成や後期高齢者医療事務を効率的、効果的に行うため、広域連合で共同処理をしています。
- ◆ふじみ野市、三芳町との間で図書館、体育館の相互利用を行っているほか、ふじみ野市、三芳町、志木市、さいたま市、その他県内外の自治体と災害時の相互応援協定を締結しています。
- ◆ふじみ野市との間で児童・生徒の一部の教育事務の受・委託を行っています。
- ◆近隣市町との間で協定を締結し、上下水道の整備を行っています。
- ◆ふじみ野市、三芳町と共同で市内3駅の自転車対策に取り組んでいます。
- ◆広域幹線道路の整備を促進するため、関係自治体と連携して課題解決に向けた取り組みを行っています。



3. 施策の体系図

広域行政の推進

(1) 広域行政の推進



4. 施策の内容

(1) 広域行政の推進（政策企画課）

- ◆ 消防、火葬場・斎場、し尿処理、ごみ処理の分野については、引き続き一部事務組合において共同処理することにより、事務の効率化を進めます。
- ◆ 今後も県や他の自治体と広域的に連携し、市民サービスの向上と事務の効率化を進めます。

第 3 部 第 5 次基本構想

第1章 本市の将来像

第1節 まちづくりの基本理念

●人間尊重と市民生活優先のまちづくり

私たちは、市民一人ひとりの人権が尊重されるとともに、市民の福祉の向上を目指して、市民の誰もが富士見市に住んでよかったと心から実感できる市民生活優先のまちづくりを進めます。

●ともに考え、ともに行動する市民協働のまちづくり

私たちは、豊かな自治の実現を目指して、様々な行政課題や身近な地域の課題解決に向けて、市民と行政の相互理解と信頼関係を深め、お互いの知恵と力を出しあう協働によるまちづくりを進めます。

●人と自然が共生するまちづくり

私たちは、水と緑に恵まれた自然環境を次世代に継承していくとともに、地球環境保全のため、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指し、自然と共生するまちづくりを進めます。



第2節 将来都市像

基本構想の基本理念に基づき、私たちが目指すまちの姿を次のように定めます。

ひととまちがキラリとかがやく 市民文化交流都市

～人と人との絆きずなと和わ 地域が主役のまちづくり～

富士見市は、恵まれた自然環境と先人が培ってきた歴史、文化を礎に、社会情勢の変化に合わせ、福祉や教育、都市基盤整備など市民生活に必要な各種の施策を行うとともに、多様な市民活動に支えられながら発展してきました。

このまちづくりをさらに豊かなものにしていくために、様々な社会経験や見識、価値観を持つ市民（ひと）がまちづくりの主体となり、市民同士や市民と行政がお互いに連携し、支えあうことで、活気や笑顔にあふれ（キラリとかがやく）、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうという思いを込め、将来都市像を「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市」とします。

また、私たちが今必要としているのは、地域の力を活かし、地域のまちづくりを進める仕組みです。市民相互の交流により信頼の絆が結ばれ、人と人とのふれあいの輪（和）を広げることで地域の和を深め、身近な課題などを地域が主役となって取り組み、『住み続けたい、住んでみたいまち』を創っていくことを目指し、「～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～」を設定しました。

なお、「キラリ」は、歴史、自然、地場産品、ものづくりの技術など本市を彩る地域資源を活かすことによるまちの個性の輝き、自然環境の特徴である河川（荒川・柳瀬川・新河岸川）の水面の輝き、また、富士見市の象徴的な施設である市民文化会館キラリふじみを表すことで、将来都市像における本市の固有性を表現しています。



第3節 基本目標

1 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

子どもを安心して生み育て、将来の社会を担う人として健全に育成するため、地域全体で支えながら、総合的な子育て支援体制の確立に努めます。また、子どもたち一人ひとりに、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む教育を学校・家庭・地域が一体となって推進します。

2 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、健康に対する意識を高め、生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた取組みを推進するとともに、医療供給体制の充実に努めます。また、関係者・関係機関の連携による地域福祉推進体制を構築するとともに、高齢者や障がい者への日常生活支援、社会参加支援、介護サービスの提供などを推進します。

3 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が平等で心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。また、生きがいとうるおいのある生活を実感できるよう、生涯にわたって、学習、スポーツ、芸術文化、歴史に親しめる環境を整備します。さらに、市民一人ひとりの学習・文化活動の成果が協働による元気なまちづくりにつながる仕組みづくりを進めます。

4 にぎわいと活力をつくる人のまち

にぎわいと活力のあるまちづくりを進めるため、消費者に親しまれる商店街づくりや都市近郊農業の育成などにより、産業の持続的な発展を目指すとともに、新たな産業機能の誘導を図ります。また、豊かな自然、歴史、文化などの地域資源の積極的な活用と連携により、魅力を高め、にぎわいと個性あるまちづくりを進めます。

5 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

快適な生活環境を創出するため、水と緑の保全と活用を進め、次世代に継承していくとともに、地域の特性などに応じた計画的な都市基盤整備を進めます。また、地球環境保全のため、市民と行政の協働のもと、循環型社会の確立と地球温暖化対策を推進します。さらに、市民や地域、行政の連携による、防災対策や防犯対策の充実に努め、誰もが安心して生活することができるまちづくりを進めます。

6 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

市民と行政がまちづくりのパートナーとして知恵と力を出しあいながら、協働による元気なまちづくりを進めます。また、豊かなコミュニティづくりを促進するため、市民の主体的なまちづくり活動を支援します。

市民生活を支える質の高い行政サービスを持続的に提供できるよう、計画的かつ効率的で開かれた行財政運営を進めます。

第4節 目標年度と人口

1 計画の期間

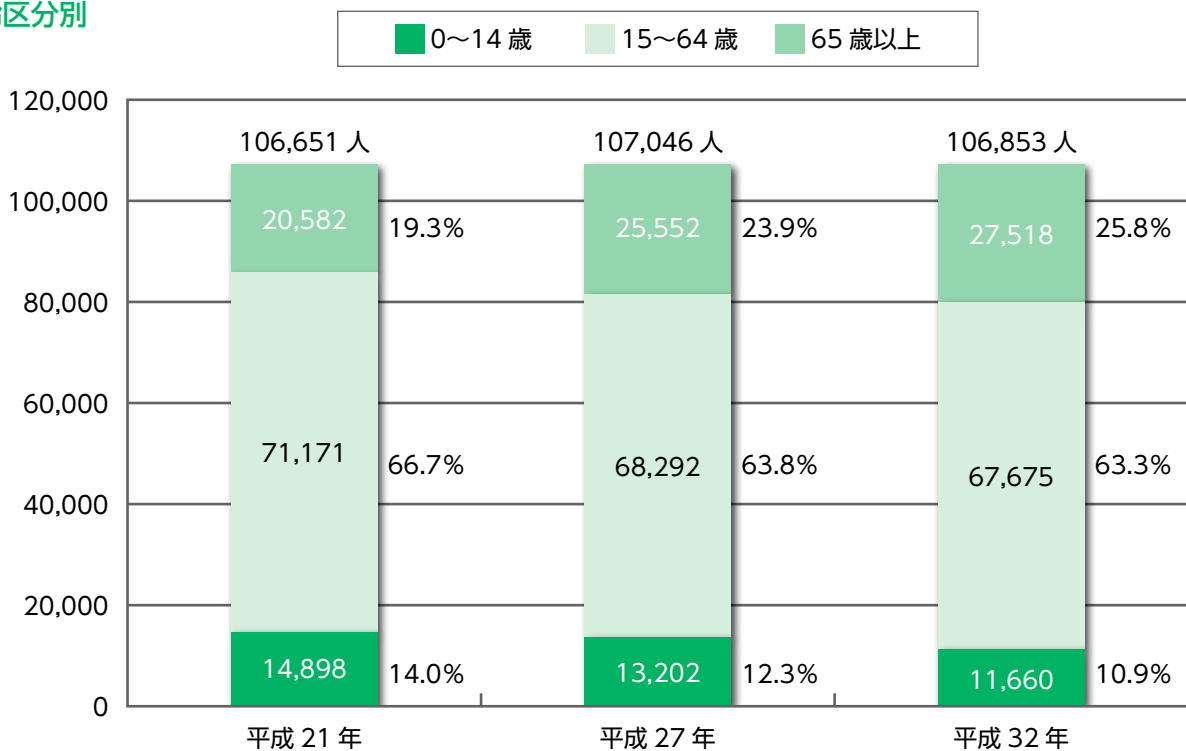
本構想の計画期間は、平成23年度（2011）から、平成32年度（2020）までの10年間とします。

2 将来人口

平成32年度の富士見市の人口は、107,000人と想定します。

【参考】 コーホート要因法による推計を基本に、今後見込まれる開発要因を加えて推計しています。将来人口は、これに第5次基本構想で掲げる施策効果を踏まえ、107,000人としています。

年齢区分別





第5節 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

土地は、市民の快適で安全・安心な生活を支えるとともに、地域固有の自然や歴史・文化を守り育て、まちの活力を生み出すかけがえのない財産です。

土地利用は、良好な居住環境の維持・向上、地域らしさを創出する自然環境の保全・活用、活力とにぎわいのある産業経済活動の場の形成、魅力的な都市景観の形成などに配慮しながら、総合的かつ計画的に進めることが大切です。

本市は、首都 30km 圏に位置し、水と緑豊かな自然に恵まれ、市内の 3 駅を中心に住宅が広がり商業などの都市機能が集積し、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきました。

しかし、近年、少子高齢化、経済の低迷などの社会情勢を背景に、商店などの事業所の減少や後継者不足などが深刻化しており、都市や産業の活力低下が懸念されています。また、自然環境と居住環境の調和や都市基盤の整備など課題は様々ありますが、災害などに強い安全・安心なまちづくり、居住と産業のバランスがとれたまちづくりを望む市民の声が多くなっています。

このような現状と課題を踏まえ、本市の地域特性を最大限に活かし、「ひととまちがキラリとかがやく」魅力的なまちづくりを着実に進めるため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

(1) 安全で快適な暮らしをつくる

本市の地理的・交通的条件、自然環境や市街地の整備状況などを踏まえ、災害に対する安全性や生活利便性の向上など、誰もが生活しやすい土地利用を図ります。

土地利用の推進にあたっては、移動の円滑化や防災機能の向上などを図るため、道路整備や公園などの都市基盤整備を地域の実情に応じた手法により進めます。

(2) 都市の魅力・活力をつくる

魅力とにぎわいを創り出し、まちの活力を高めるため、商業・業務などの都市機能の集積と、良好なまち並みづくりを進めます。

また、国道沿道などにおいて、新たな産業の立地や集積を促進します。

地域活力の維持・創出を図るため、田園環境や農業生産基盤を維持しながら、自然環境と調和した秩序ある計画的な土地利用を進めます。

(3) 自然と共生し、後世に引き継ぐ

低地部に広がる田園地帯や点在する緑地、湧水などの自然環境は、富士見らしさを醸し出し、生活にやすらぎと潤いを与えるとともに、地球環境にもやさしい貴重な資源です。

これらの多面的な機能を持続するため、適正な保全と活用に努め、後世に引き継ぎます。

2 広域・地域の空間ネットワーク

市内外の移動の円滑化や地域資源のネットワーク化を目指し、利用しやすい道路空間の確保を図ります。

<交通の軸>

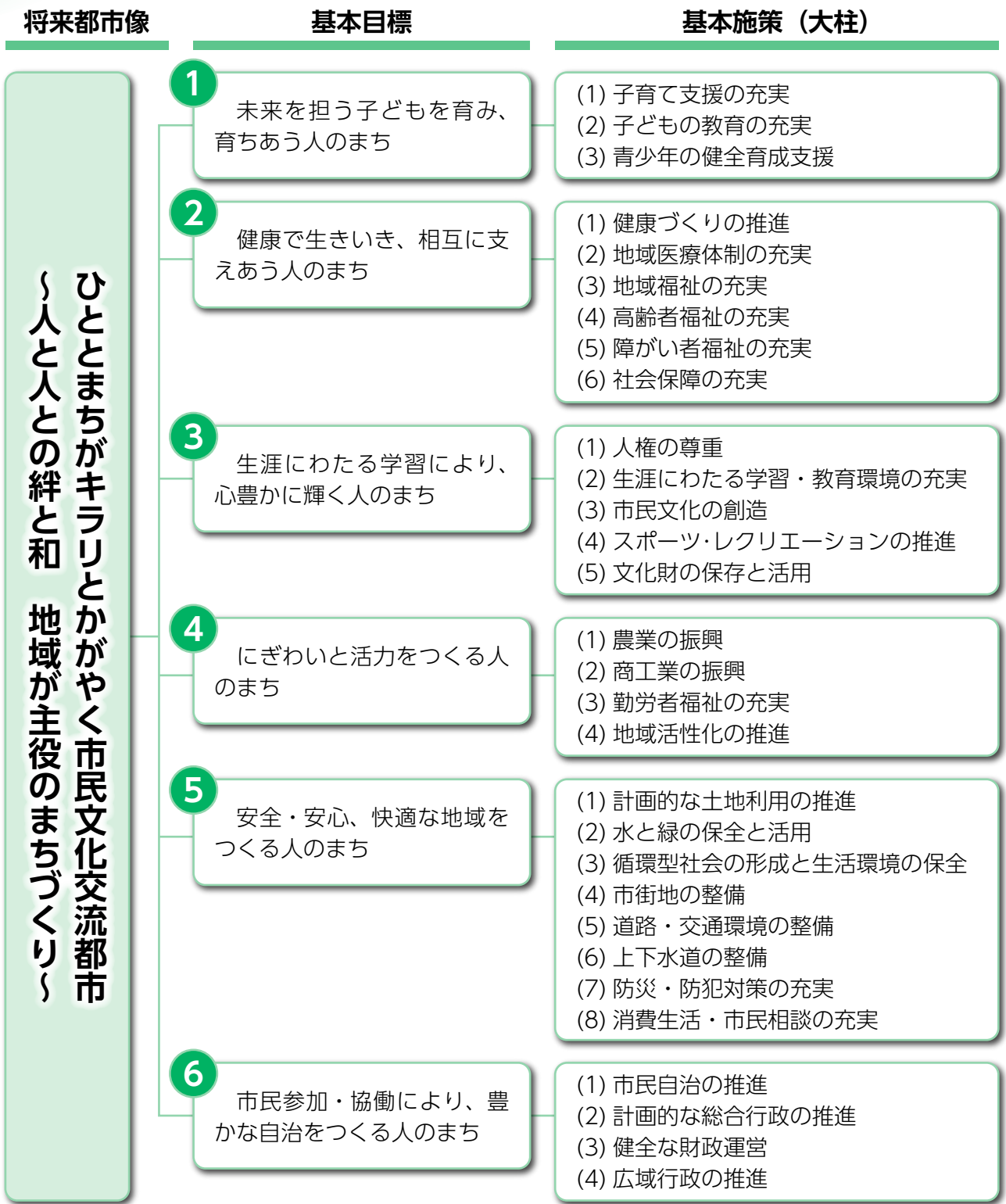
本市の交通軸は、市域のほぼ中央を富士見川越道路が、また市域の西部を国道 254 号と東武東上線がそれぞれ縦断しています。さらに市の南東部には、国道 463 号が横断しています。都市間を結ぶ広域幹線道路の整備促進や、それを補完し地域の拠点を結ぶ幹線道路などの整備を進め、交通の利便性や安全性を高めます。

<時を伝えるネットワーク>

市内には、河川、斜面林、歴史公園、古の道など観光資源や地域に根付いた資源があります。これらを骨格とするネットワークを形成し、自然や周辺の地域資源とふれあえる場づくりを進めます。

第2章 施策の大綱

【施策体系図】





第1節 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

子どもを安心して生み育て、将来の社会を担う人として健全に育成するため、地域全体で支えながら、総合的な子育て支援体制の確立に努めます。また、子どもたち一人ひとりに、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む教育を学校・家庭・地域が一体となって推進します。

(1) 子育て支援の充実

子どもを安心して生み育て、健やかに子どもが成長できる環境を整えるため、健診や相談の充実、親子のふれあいや学習の場の提供、地域・市民による子育て支援体制の充実に取り組みます。また、保育所や放課後児童クラブの整備により、仕事と家庭の両立を支援します。

また、発達の遅れや障がいのある子どもの将来の生活適応能力の向上や障がいなどの軽減を目指して、発育・発達支援の充実努めます。

(2) 子どもの教育の充実

一人ひとりの子どもが豊かな心や生きる力を育めるよう、基礎的・基本的な知識と技能の習得や体力の向上に取り組むとともに、心の教育を充実します。また、学校・家庭・地域との連携を深めながら、地域の教育力を高め、地域での子どもの教育の推進に努めます。

障がいのある子どもの個々の可能性や能力を伸ばすための教育を充実し、自立のための能力形成を目指して、社会参加や交流教育を推進します。

子どもが安全・安心で快適な教育環境のもとで学習できるよう、学校施設・設備の計画的な整備や地域と連携した防犯体制の整備に努めます。

(3) 青少年の健全育成支援

豊かな人間性と自主性を持った青少年を育成するため、家庭や学校をはじめとした地域全体で青少年の居場所づくりや団体活動に対する支援に取り組むとともに、青少年の社会参加を促し、健全育成を推進します。



第2節 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、健康に対する意識を高め、生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた取組みを推進するとともに、医療供給体制の充実に努めます。また、関係者・関係機関の連携による地域福祉推進体制を構築するとともに、高齢者や障がい者への日常生活支援、社会参加支援、介護サービスの提供などを推進します。

(1) 健康づくりの推進

市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施します。

疾病などを予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組むとともに、疾病などの早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病などの予防に重点を置いた対策を推進します。

さらに、市民一人ひとりの健康への自己管理を促すため、特定健診・特定保健指導や各種がん検診などの受診率向上を目指します。

(2) 地域医療体制の充実

市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援するとともに、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供します。また、近隣市町と連携し、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。

(3) 地域福祉の充実

市民一人ひとりがともに支えあう地域社会を目指し、そのための意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組めます。

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも元気で生きいきとした生活ができるよう、市民・行政・関係機関の連携により、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や就業・生きがいつくりの支援を行います。また、介護の必要な高齢者やその家族に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実や、施設や在宅におけるサービスの提供に取り組めます。

(5) 障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組みます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、ともに生きともに支えあうまちを目指します。

(6) 社会保障の充実

国民健康保険制度などについては、安定した保険制度により医療を受けることができるよう健全な運営を行います。

生活保護については、受給者の自立を促すなど、適切な運用に努めます。

また、国民年金については、制度の趣旨の理解を促します。



第3節 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が平等で心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。また、生きがいとうるおいのある生活を実感できるよう、生涯にわたって、学習、スポーツ、芸術文化、歴史に親しめる環境を整備します。さらに、市民一人ひとりの学習・文化活動の成果が協働による元気なまちづくりにつながる仕組みづくりを進めます。

(1) 人権の尊重

すべての市民の基本的な人権の保障を基本に据えた取組みを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組みます。

また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく、対等な立場で活動できる男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発と環境づくりを進めます。

さらに、多文化共生の考え方にに基づき、様々な国や地域の人々との交流を進めるとともに、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。

(2) 生涯にわたる学習・教育環境の充実

市民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができるよう、幅広い世代の多様な学習要求に応じた機会や情報の提供、施設間の連携など、学習・教育環境を充実します。また、学んだ成果が家庭や地域に還元され、豊かなまちづくりに活かせる仕組みづくりを進めます。

(3) 市民文化の創造

心豊かな生活が実感できるまちづくりを目指して、身近な地域で市民が芸術文化にふれ、自らが参加・創造・発信できるよう、市民文化会館キラリふじみをはじめ市内公共施設を拠点として活用します。さらに、市民との交流や協働の機会の充実により、地域文化の担い手を育成します。

(4) スポーツ・レクリエーションの推進

誰もが健康で生きいきとした市民生活を送れるよう、年齢や体力にかかわらずスポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくります。また、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成、情報提供、施設環境の充実に取り組みます。

(5) 文化財の保存と活用

市の歴史・文化資産を大切に保存、継承するとともに、郷土への愛着を深めるための取組みを進めます。また、市民との協働により、まちを活性化する資源として積極的な活用に努めます。



第4節 にぎわいと活力をつくる人のまち

にぎわいと活力のあるまちづくりを進めるため、消費者に親しまれる商店街づくりや都市近郊農業の育成などにより、産業の持続的な発展を目指すとともに、新たな産業機能の誘導を図ります。また、豊かな自然、歴史、文化などの地域資源の積極的な活用と連携により、魅力を高め、にぎわいと個性あるまちづくりを進めます。

(1) 農業の振興

優良農地の保全を図り、生産技術の向上と安定した経営基盤づくりを進め、新規就農者を含めた農業の担い手が安心して農業を継続できる環境づくりに努めます。

市内で生産された品質と安全性の高い新鮮な農産物が、市内を中心に消費される取組みを推進するほか、農業を身近に感じられるよう、生産者との交流や気軽に農業にふれあえる環境づくりを進めます。また、農産物のブランド化など農の魅力づくりに努めます。

(2) 商工業の振興

商工業の持続的発展によるにぎわいと活力のあるまちを目指し、安定した経営基盤づくりや後継者育成などへの支援を充実するとともに、地域内消費を推進します。

交通利便性などを活かして、企業が進出しやすい環境整備や情報発信を進めます。また、人々の交流の場や雇用の場を創出します。

(3) 勤労者福祉の充実

誰もが安心して働くことができるよう、国や県などと連携し、情報提供や就労相談体制を充実します。また、勤労者の福利厚生に努めます。

(4) 地域活性化の推進

水と緑の豊かな自然、特色ある公園、シンボリックな文化施設、眺望、地場産品、ものづくりの技など、本市固有の資源の魅力を引き出し、高めるとともに、情報を発信することにより、多くの人を訪れ、活力のあるまちづくりを進めます。また、近隣自治体などとも連携することで、地域の活性化につながるネットワークの構築に努めます。



第5節 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

快適な生活環境を創出するため、水と緑の保全と活用を進め、次世代に継承していくとともに、地域の特性などに応じた計画的な都市基盤整備を進めます。また、地球環境保全のため、市民と行政の協働のもと、循環型社会の確立と地球温暖化対策を推進します。さらに、市民や地域、行政の連携による、防災対策や防犯対策の充実に努め、誰もが安心して生活することができるまちづくりを進めます。

(1) 計画的な土地利用の推進

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

(2) 水と緑の保全と活用

斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として、市民と行政の協働による整備と活用を進めます。

(3) 循環型社会の形成と生活環境の保全

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を推進します。

さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。

(4) 市街地の整備

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

既成市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。

(5) 道路・交通環境の整備

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。

(6) 上下水道の整備

安全で安心な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら、特定環境保全公共下水道や合併浄化槽などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。

(7) 防災・防犯対策の充実

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助け合える体制づくりを進めます。

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。

(8) 消費生活・市民相談の充実

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。



第6節 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

市民と行政がまちづくりのパートナーとして知恵と力を出しあいながら、協働による元気なまちづくりを進めます。また、豊かなコミュニティづくりを促進するため、市民の主体的なまちづくり活動を支援します。

市民生活を支える質の高い行政サービスを持続的に提供できるよう、計画的かつ効率的で開かれた行財政運営を進めます。

(1) 市民自治の推進

市の情報を市民にわかりやすく提供することにより情報の共有化を進め、市民が市政に参加しやすい環境をつくり、市民の声を的確に反映した行政運営に努めます。

多様化する地域の課題にきめ細かく対応していくため、市民、NPO、市民団体が活動しやすい環境を整えるとともに、連携を深め、協働のまちづくりを進めます。また、身近な課題への取組みを、生活に身近な地域から進められる体制を整備します。

さらに、コミュニティの醸成に向けて、町会など地域を支える活動を支援します。

(2) 計画的な総合行政の推進

社会状況の変化や、それらに伴う市民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくため、行政評価制度を活用し、事務事業の見直しなどを進めます。また、情報通信技術や民間活力の活用により市民の利便性の向上などに取り組み、様々な角度から行財政運営の改革・改善を推進し、市民満足度の向上や成果を重視した行政運営を総合的かつ計画的に進めます。

わかりやすい情報の提供や行政の透明性の向上とコミュニケーションの積み重ねなどにより、市民と行政の信頼関係を深めていきます。

(3) 健全な財政運営

市の特性を活かした魅力あるまちづくりなどにより、市税をはじめとする自主財源の安定的な確保に努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、計画的な行政運営を行うことで、健全な財政運営を進めます。

(4) 広域行政の推進

情報化の進展や市民の日常生活圏域の拡大などに対応するため、他の自治体や県との連携により、市民サービスの拡充や行政の効率化に取り組みます。

第 4 部 資料

第5次基本構想・中期基本計画の計画期間内における財政見通し (一般財源ベース)

1 基本的な考え方

- 計画的な行財政運営を推進するため、今後5年間（平成26年度から30年度）の財政見通しを推計し、基本計画を策定します。
- 財政見通しは、毎年度ローリングを行う実施計画の策定に併せて見直しを行っていきます。

2 財政見通しの算出の前提

- 歳入・歳出とも決算統計に基づく普通会計（注）の一般財源ベースでの試算となっています。
- 推計にあたっては、平成24年度決算額及び平成25年度決算見込額を基準とし、平成26年度以降の見通しを試算しています。
- 基本的に現行制度が継続するものとして試算しています。（消費税率引き上げや社会保障制度改革など国の制度改正による本市財政への影響は、財政見通し作成時点では、不確定であるため、考慮していません。）
- 決算剰余金はないものとして試算しています。（決算に伴う繰入金及び繰越金は見込んでいません。）
- 推計値は、基本的に百万円未満を四捨五入しているため、表上の差し引き等が一致しない場合があります。

注「普通会計」とは、一般会計、鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計、鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計の3つの会計を一つにまとめたものをいいます。

3 推計の考え方

| 区 分 | | 内 容 |
|--------|----------------|--|
| 歳 入 | 市税 | <ul style="list-style-type: none"> ◆個人住民税は、税制改正による影響等を踏まえ推計しています。 ◆法人市民税は、まちづくりの影響等を踏まえ推計しています。 ◆固定資産税、都市計画税は、地価動向、まちづくりの動向及び評価替え等を考慮し推計しています。 ◆その他の税について、市たばこ税は、売渡本数の傾向等を、軽自動車税は、登録台数の状況等を考慮し推計しています。 |
| | 地方交付税等 | <ul style="list-style-type: none"> ◆普通交付税は、交付実績及び国の交付税特別会計の動向等を考慮し推計しています。 ◆臨時財政対策債は、平成26年度以降も制度が継続することを前提に推計しています。 |
| | 地方譲与税・その他の交付金等 | <ul style="list-style-type: none"> ◆これまでの交付実績などを考慮し、平成25年度予算を基準に推計しています。 |

| 区 分 | | 内 容 |
|--------|--|---|
| 歳 出 | 人件費 (職員給与、議員報酬等) | ◆職員の退職、新規採用等を考慮し推計しています。 |
| | 扶助費 (生活保護費、医療、給付金等) | ◆老人福祉費は、65歳以上の人口動向を、児童福祉費は、実績等を、社会福祉費及び生活保護費は国立社会保障・人口問題研究所の統計等を参考に推計しています。 |
| | 公債費 (市の借入金の返済金) | ◆これまでの市債発行額及び今後の発行見込を考慮し推計しています。 |
| | 物件費及び維持補修費 (光熱水費、備品購入費、賃金、委託料、修繕費等) | ◆実績額等を考慮し推計しています。 |
| | 補助費等 (各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金等) | ◆実績額及び一部事務組合への負担金等について設備更新等を考慮し、推計しています。 |
| | 積立金、繰出金 (他会計への支出金) | ◆国民健康保険特別会計は、過去の実績等を、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計は、65歳以上や75歳以上の人口動向等を考慮し推計しています。 |

(単位：百万円)

| 区 | 分 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------------------------------------|----------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 歳入 | 市 税 | 14,047 | 14,048 | 13,843 | 14,090 | 14,117 | 13,895 |
| | 個人住民税 | 6,535 | 6,523 | 6,523 | 6,523 | 6,523 | 6,523 |
| | 法人市民税 | 540 | 540 | 540 | 610 | 610 | 610 |
| | 固定資産税 | 5,105 | 5,139 | 4,979 | 5,165 | 5,202 | 5,025 |
| | 都市計画税 | 969 | 965 | 936 | 943 | 949 | 918 |
| | その他の税等 | 898 | 881 | 865 | 849 | 833 | 819 |
| | 地方交付税 (臨時財政対策債含む) | 5,062 | 5,090 | 5,099 | 5,042 | 5,014 | 4,985 |
| | 地方特例交付金 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 地方譲与税 | 199 | 199 | 199 | 199 | 199 | 199 |
| | その他の交付金等 | 1,472 | 975 | 965 | 965 | 965 | 965 |
| 財政調整基金繰入金 | | 880 | 915 | 225 | 224 | 223 | |
| 一般財源合計(A) ＜対前年増減率＞ (%) | | 21,282 | 21,111 | 20,611 | 20,609 | 20,357 | |
| | | | △ 0.8 | △ 2.4 | 0.0 | △ 1.2 | |
| 歳出 | 人件費 | 4,642 | 4,698 | 4,610 | 4,462 | 4,275 | 4,244 |
| | 扶助費 | 2,370 | 2,406 | 2,448 | 2,496 | 2,547 | 2,599 |
| | 公債費 | 2,894 | 2,877 | 2,909 | 2,826 | 2,910 | 2,913 |
| | 物件費及び維持補修費 | 3,914 | 3,850 | 3,850 | 3,896 | 3,896 | 3,896 |
| | 補助費等 | 3,407 | 3,382 | 3,392 | 3,365 | 3,367 | 3,372 |
| | 積立金・繰出金等 | 2,505 | 2,574 | 2,645 | 2,711 | 2,778 | 2,844 |
| | 経常的経費計(B) ＜対前年増減率＞ (%) | 19,732 | 19,787 | 19,854 | 19,756 | 19,773 | 19,868 |
| | | | 0.3 | 0.3 | △ 0.5 | 0.1 | 0.5 |
| 政策的経費一般財源総額(C) | | 1,495 | 1,257 | 855 | 836 | 489 | |
| 一般財源合計(B+C) ＜対前年増減率＞ (%) | | 21,282 | 21,111 | 20,611 | 20,609 | 20,357 | |
| | | | △ 0.8 | △ 2.4 | 0.0 | △ 1.2 | |
| 基金 | 財政調整基金(年度末残高見込) | 2,850 | 1,974 | 1,061 | 838 | 615 | 393 |
| | 公共施設整備基金(//) | 354 | 355 | 356 | 356 | 357 | 358 |
| | 緑地保全基金(//) | 536 | 589 | 641 | 694 | 747 | 800 |
| | 文化振興基金(//) | 66 | 66 | 66 | 66 | 66 | 67 |

策定の経過

富士見市中期基本計画市民検討会議

| 回数 | 日程 | 検討・協議内容等 |
|-----|--------------|--|
| 第1回 | 平成25年 2月 4日 | <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・市の現状と前期基本計画概要について ・今後の作業内容・スケジュールについて ・市民意識調査結果について |
| 第2回 | 平成25年 2月 25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第1章の進捗状況・課題等について |
| 第3回 | 平成25年 3月 14日 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第2章の進捗状況・課題等について |
| 第4回 | 平成25年 4月 9日 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第3章の進捗状況・課題等について |
| 第5回 | 平成25年 5月 2日 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第4章の進捗状況・課題等について |
| 第6回 | 平成25年 5月 15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第5章の進捗状況・課題等について |
| 第7回 | 平成25年 5月 27日 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第6章の進捗状況・課題等について |

富士見市総合計画審議会

| 回数 | 日程 | 検討・協議内容等 |
|-----|---------------|--|
| 第1回 | 平成25年 7月 11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・中期基本計画策定案の第1・2章の検討 |
| 第2回 | 平成25年 7月 18日 | <ul style="list-style-type: none"> ・中期基本計画策定案の第3・4章の検討 |
| 第3回 | 平成25年 7月 23日 | <ul style="list-style-type: none"> ・中期基本計画策定案の第5・6章の検討 |
| 第4回 | 平成25年 8月 19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・中期基本計画策定案の主要事業の検討 |
| 第5回 | 平成25年 10月 31日 | <ul style="list-style-type: none"> ・中期基本計画策定案に対する意見募集結果について |
| | 平成25年 11月 7日 | <ul style="list-style-type: none"> ・中期基本計画答申 |

中期基本計画検討委員会（庁内委員会）

| 回数 | 日 程 | 検討・協議内容等 |
|--------|-------------------|--|
| 第 1 回 | 平成 25 年 1 月 29 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業内容・スケジュールについて ・市民意識調査結果について ・講義「自治体として今後取り組むべき課題について」首都大学東京 長野基准教授 ・前期基本計画第 1 章の進捗状況・課題等について |
| 第 2 回 | 平成 25 年 2 月 8 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第 1 章の進捗状況・課題等について |
| 第 3 回 | 平成 25 年 3 月 5 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第 2 章の進捗状況・課題等について |
| 第 4 回 | 平成 25 年 3 月 14 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第 3・4 章の進捗状況・課題等について |
| 第 5 回 | 平成 25 年 4 月 12 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第 4・5 章の進捗状況・課題等について |
| 第 6 回 | 平成 25 年 4 月 16 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第 5・6 章の進捗状況・課題等について |
| 第 7 回 | 平成 25 年 5 月 8 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画第 6 章の進捗状況・課題等について |
| 第 8 回 | 平成 25 年 6 月 27 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・中期基本計画策定案の第 1・2 章の検討 |
| 第 9 回 | 平成 25 年 7 月 4 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・中期基本計画策定案の第 3・4 章の検討 |
| 第 10 回 | 平成 25 年 7 月 10 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・中期基本計画策定案の第 5・6 章の検討 |
| 第 11 回 | 平成 25 年 10 月 24 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・中期基本計画策定案に対する意見募集の結果について |

※第 1 回～第 6 回は中期基本計画策定アドバイザー 長野 基 氏（首都大学東京 都市環境学部 准教授）参加

議会関係

| 項目 | 日程 | 検討・協議内容等 |
|-------|------------------|---|
| 全員協議会 | 平成 25 年 8 月 30 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 次基本構想中期基本計画（案）について |

パブリックコメント

実施方法

- (1) 募集期間 平成25年9月10日～平成25年10月9日
- (2) 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- (3) 計画案の閲覧及び用紙の配布場所 市役所本庁舎1回市政情報コーナー、本庁舎2階政策企画課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市ホームページ
- (4) 意見提出方法 郵送、持参、ファックス、電子メール

意見提出件数

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第1章「未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち」 | 10件 |
| 第2章「健康で生きいき、相互に支えあう人のまち」 | 4件 |
| 第3章「生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち」 | 7件 |
| 第4章「にぎわいと活力をつくる人のまち」 | 19件 |
| 第5章「安全・安心、快適な地域をつくる人のまち」 | 11件 |
| 第6章「市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち」 | 13件 |
| 全般 | 2件 |
| 合計 | 66件 |

タウンミーティング

| 日 時 | 会 場 | 参加者 |
|----------------|----------------|-----|
| 平成25年 9月27日(金) | 南畑公民館 | 15人 |
| 平成25年10月 1日(火) | 水谷東公民館 | 30人 |
| 平成25年10月 2日(水) | 鶴瀬コミュニティセンター | 19人 |
| 平成25年10月 3日(木) | 鶴瀬西交流センター | 39人 |
| 平成25年10月 4日(金) | みずほ台コミュニティセンター | 19人 |

富士見市中期基本計画市民検討会議設置要綱

(設置)

第1条 第5次基本構想に基づく中期基本計画（以下「中期基本計画」という。）の検討に当たり、広く市民の提案を求めるため、富士見市中期基本計画市民検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、中期基本計画の検討に関する提言を行うこととする。

(組織)

第3条 会議は、12人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、市内で活動する団体等からの推薦又は公募によるものとし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、中期基本計画に関する検討が終了した日をもって満了とする。

(会議)

第5条 会議に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年11月20日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、中期基本計画の策定の日とその効力を失う。

富士見市総合計画審議会条例

平成元年3月17日

条例第2号

(設置)

第1条 富士見市総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）を策定するため、富士見市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、富士見市総合計画について市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項に係る答申の日をもって終了とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、運営上必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年10月4日条例第16号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 15 日条例第 40 号）抄
（施行期日）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 14 日条例第 38 号）
（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（富士見市基本構想審議会条例の一部改正等に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に富士見市基本構想審議会委員、富士見市立小・中学校学区審議会委員、富士見市放置自転車等対策審議会委員、富士見市下水道事業審議会委員又は富士見市上水道事業審議会委員である者の任期は、第 1 条の規定による改正後の富士見市基本構想審議会条例の規定、第 2 条の規定による改正後の富士見市立小・中学校学区審議会条例の規定、第 3 条の規定による改正後の富士見市自転車等の放置防止に関する条例の規定、第 4 条の規定による改正後の富士見市下水道事業審議会条例の規定又は第 5 条の規定による改正後の富士見市上水道事業審議会委員条例の規定にかかわらず、改正前の富士見市基本構想審議会条例の規定、富士見市立小・中学校学区審議会条例の規定、富士見市自転車等の放置防止に関する条例の規定、富士見市下水道事業審議会条例の規定又は富士見市上水道事業審議会委員条例の規定により委嘱又は任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 25 年 6 月 27 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

富士見市総合計画審議会名簿

| 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|---------|--------------------|
| 会 長 | 新 井 幸 雄 | 富士見市町会長連合会 |
| 副会長 | 加 光 直 美 | 富士見市民生委員児童委員協議会連合会 |
| 委 員 | 岩 田 仁 | NPO 法人ふじみの国際交流センター |
| 委 員 | 加 藤 富美子 | 公募 |
| 委 員 | 川 上 伸 夫 | 社会福祉法人富士見市社会福祉協議会 |
| 委 員 | 齋 木 修 | 埼玉県生態系保護協会富士見支部 |
| 委 員 | 関 根 健 一 | 富士見市 PTA 連合会 |
| 委 員 | 田 尻 円 | 公募 |
| 委 員 | 藤 橋 淳 一 | 富士見市商工会 |
| 委 員 | 南 忍 | 富士見市農業青年会議所 |
| 委 員 | 横 山 政 幸 | 富士見市消防団 |
| 委 員 | 吉 崎 徹 | NPO 法人富士見市民大学 |

※敬称略 50 音順

※富士見市中期基本計画市民検討会議の委員も同じメンバーです。

富 政 第 7 号
平成25年7月11日

富士見市総合計画審議会会長 様

富士見市長 星野 信吾

富士見市第5次基本構想中期基本計画について（諮問）

このことについて、富士見市総合計画審議会条例第2条の規定により、富士見市第5次基本構想中期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

富士見市第5次基本構想中期基本計画についての調査及び審議
(関連資料及び案文等については順次提出します)

2 答申希望時期

平成25年10月

平成25年11月7日

富士見市長 星野 信吾 様

富士見市総合計画審議会
会 長 新井 幸雄

富士見市第5次基本構想中期基本計画について（答申）

平成25年7月11日付、富政第7号をもって貴職より諮問のありましたこのことについて、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおり決定しましたので答申します。

なお、本審議会（中期基本計画市民検討会議を含む）などによる市民の意見を踏まえ、市民参加と協働により、将来都市像である「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市 ～人と人の絆と和 地域が主役のまちづくり～」の実現に向け、本基本計画を推進し市民の期待に応えられるよう要望します。

第 13 回 富士見市民意識調査の概要



1 調査項目

- (1) 調査地域 富士見市全域
- (2) 調査対象 18 歳以上の無作為に抽出した市民 (3,000 人)
- (3) 調査方法 郵送発送・郵送回収
- (4) 調査期間 平成 24 年 9 月 3 日～9 月 18 日
- (5) 回収数 (率) 1,273 人 (42.4%)
- (6) 主な調査内容
 - 住みごころ
 - 定住意識
 - 市の 34 施策に対する評価 (満足度と重要度、不満な理由)
 - 市の 34 施策について今後重点的に取組んでいく施策
 - 暮らしと今後のまちづくりについて (新規の設問)
 - ・災害への備え (東日本大震災前後の変化を把握)
 - ・暮らしに関する相談・支援 (地域包括支援センター等 5 施設) の認知度調査
 - ・地域コミュニティ (近所の付き合いの程度、町会活動への参加意識)



2 結果概要

(1) 総括

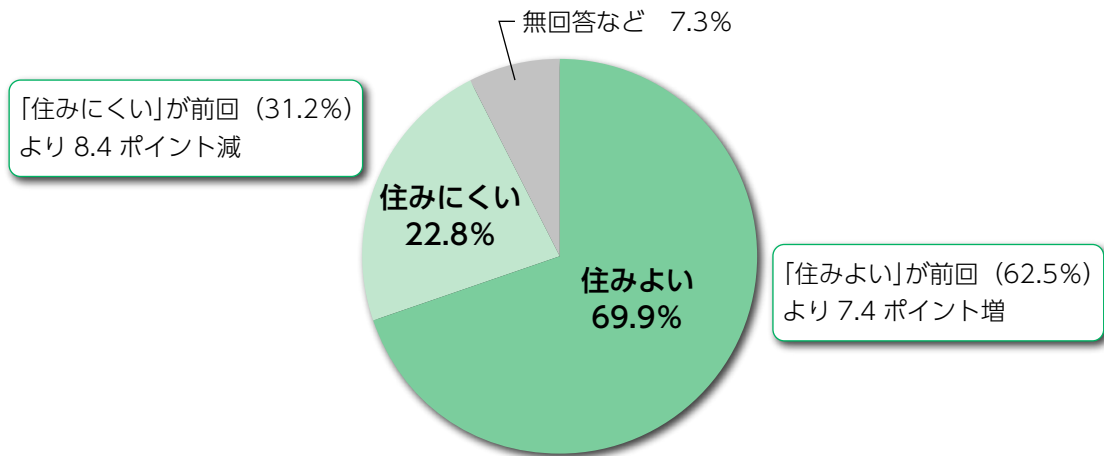
経年変化を調査している「住みごころ」では、69.9%の方が「住みよい」と回答し、「定住意識」では、75.8%の方が「住み続けたい」と回答しており、前回調査よりもポイントは上昇している。

また、市の 34 施策に対する評価では、34 施策中 29 施策で満足度が上昇しており、全体的に多くの施策で満足度が上昇している。

(2) 各調査項目の概要

① 住みごころ

・69.9%が「住みよい」と回答（前回より7.4ポイント増）



- ・住みよい理由の「買い物に便利」「緑や公園が多い」「通勤・通学に便利」の3項目は、平成15年の調査から、調査年により順位の入替えはあるものの、継続して上位3項目となっている。
- ・一方で、住みにくい理由は「買い物に不便である」を挙げる人が最も多くなっている。

■ 住みよい理由の経年変化

| 平成11年 (n=976) | 平成15年 (n=1,056) | 平成18年 (n=786) | 平成21年 (n=861) | 平成24年 (n=890) |
|---------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|
| 買い物に便利 36.5 | 買い物に便利 34.2 | 買い物に便利 35.6 | 緑や公園が多い 29.4 | 買い物に便利 33.9 |
| 通勤・通学に便利 31.0 | 緑や公園が多い 29.8 | 通勤・通学に便利 28.2 | 通勤・通学に便利 29.3 | 緑や公園が多い 28.9 |
| 知人や親類がいる 25.5 | 通勤・通学に便利 27.2 | 緑や公園が多い 27.6 | 買い物に便利 29.3 | 通勤・通学に便利 28.9 |
| 緑や公園が多い 24.8 | まちに愛着がある 22.3 | 知人や親類がいる 25.6 | 知人や親類がいる 25.0 | まちに愛着がある 27.0 |
| まちに愛着がある 21.0 | 知人や親類がいる 21.9 | まちに愛着がある 24.3 | まちに愛着がある 20.2 | 知人や親類がいる 26.3 |
| 近所づきあい 13.9 | 近所づきあい 12.9 | 近所づきあい 13.1 | 近所づきあい 12.0 | 近所づきあい 12.4 |
| 道路や下水道等 9.4 | 道路や下水道等 8.9 | 道路や下水道等 8.5 | 道路や下水道等 10.1 | 道路や下水道等 9.7 |
| 福祉が充実 4.4 | 教育文化等公共施設 5.2 | 教育文化等公共施設 4.5 | 教育文化等公共施設 4.4 | 保健・医療体制 5.5 |
| 保健・医療体制 4.1 | 福祉が充実 4.5 | 福祉が充実 3.1 | 福祉が充実 3.0 | 教育文化等公共施設 4.4 |
| 教育文化等公共施設 3.4 | 保健・医療体制 3.5 | 保健・医療体制 2.7 | 保健・医療体制 2.7 | 福祉が充実 3.5 |

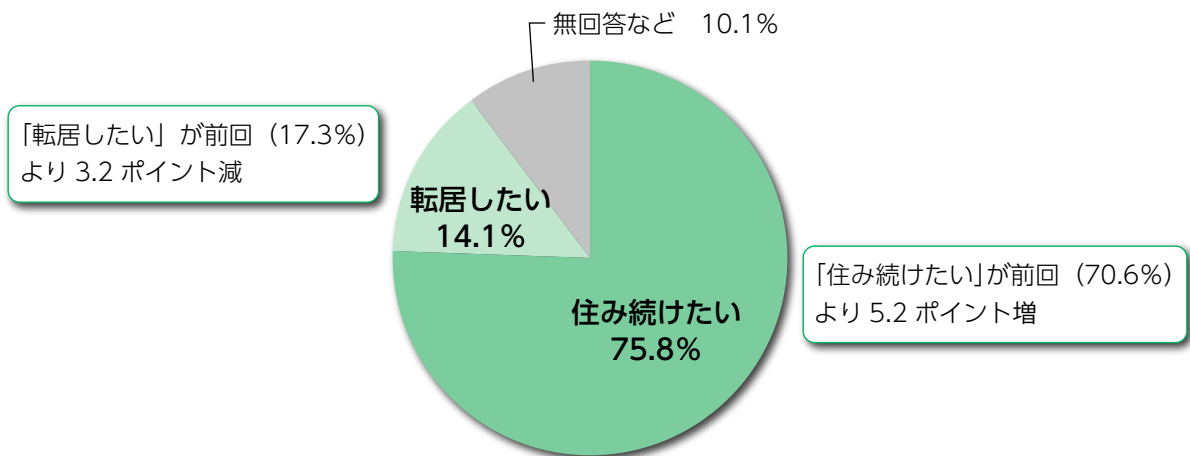
■ 住みにくい理由の経年変化

| 平成11年 (n=591) | 平成15年 (n=442) | 平成18年 (n=423) | 平成21年 (n=430) | 平成24年 (n=290) |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 道路や下水道等 41.2 | 道路や下水道等 39.8 | 道路や下水道等 39.0 | 道路や下水道等 27.2 | 買い物に不便 37.9 |
| 緑や公園が少ない 25.6 | 緑や公園が少ない 22.4 | 保健・医療体制 23.9 | 買い物に不便 27.0 | 道路や下水道等 32.1 |
| 保健・医療体制 19.5 | 買い物に不便 19.9 | 緑や公園が少ない 21.3 | 保健・医療体制 21.6 | 保健・医療体制 20.0 |
| 教育文化等公共施設 17.6 | 保健・医療体制 19.0 | 買い物に不便 18.9 | 緑や公園が少ない 13.7 | 緑や公園が少ない 17.6 |
| 買い物に不便 16.3 | 通勤・通学に不便 14.5 | 福祉 13.7 | 福祉 13.0 | 愛着がない 15.5 |
| 通勤・通学に不便 15.6 | 教育文化等公共施設 12.7 | 教育文化等公共施設 13.2 | 愛着がない 12.6 | 教育文化等公共施設 15.5 |
| 愛着がない 13.4 | 愛着がない 11.3 | 愛着がない 13.0 | 教育文化等公共施設 11.2 | 通勤・通学に不便 15.5 |
| 福祉 10.8 | 福祉 10.2 | 通勤・通学に不便 12.8 | 通勤・通学に不便 10.2 | 福祉 12.1 |
| 知人や親類がいない 6.1 | 近所づきあいが悪い 8.1 | 近所づきあいが悪い 6.9 | 知人や親類がいない 7.4 | 知人や親類がいない 10.0 |
| 近所づきあいが悪い 3.4 | 知人や親類がいない 5.2 | 知人や親類がいない 6.1 | 近所づきあいが悪い 5.6 | 近所づきあいが悪い 5.5 |

注) 網掛けは本調査で回答が最も多い項目。

②定住意識

・75.8%が「住み続けたい」と回答（前回より5.2ポイント増）



③市の34施策に対する評価の概要

・満足度が最も高いのは「広報ふじみの発行」77.4%、不満度が最も高いのは「安全で快適な道路の整備」57.2%、重要度が最も高いのは「ごみの減量化・資源化」の89.8%、重要でないとの回答が最も多いのは「生涯学習の推進」21.9%であった。

満足 上位5施策

| 施策名 () は前回順位 | % | 前回との比較 |
|-----------------|------|--------|
| 広報「ふじみ」の発行 (1) | 77.4 | 7.6 ▲ |
| ごみの減量化・資源化 (2) | 72.4 | 5.4 ▲ |
| 健康づくりの推進 (6) | 64.2 | 12.3 ▲ |
| 窓口サービスの改善 (7) | 60.0 | 8.9 ▲ |
| 公園の整備・緑化の推進 (3) | 58.8 | 4.7 ▲ |

※非常に満足・満足・やや満足を合わせた割合

不満 上位5施策

| 施策名 () は前回順位 | % | 前回との比較 |
|---------------------|------|--------|
| 安全で快適な道路の整備 (1) | 57.2 | 4.5 ▼ |
| 商業の振興 (2) | 45.6 | 8.6 ▼ |
| 医療サービス体制の充実 (5) | 42.2 | 3.7 ▼ |
| 放置自転車・違法駐車対策の推進 (4) | 41.8 | 6.1 ▼ |
| 地域防災力の向上 (6) | 41.6 | 2.7 ▼ |

※非常に不満・不満・やや不満を合わせた割合

重要 上位5施策

| 施策名 () は前回順位 | % | 前回との比較 |
|---------------------------|------|--------|
| ごみの減量化・資源化 (1) | 89.8 | 1.8 ▼ |
| 介護保険事業の推進 (2) | 88.2 | 1.9 ▼ |
| 健康づくりの推進 (4) | 87.7 | 1.8 ▼ |
| 公園の整備・緑化の推進 (14) | 87.5 | 3.6 ▲ |
| 誰もが住みやすいまちづくり(バリアフリー) (5) | 87.3 | 1.9 ▼ |

※非常に重要・重要・少し重要を合わせた割合

重要でない 上位5施策

| 施策名 () は前回順位 | % | 前回との比較 |
|--------------------------|------|--------|
| 生涯学習の推進 (2) | 21.9 | 0.6 ▼ |
| 男女共同参画の社会づくり (1) | 21.3 | 1.9 ▼ |
| 市民文化の創造 (3) | 20.0 | 0.6 ▼ |
| 多様な学習活動・交流の推進 (5) | 18.6 | 0.1 ▼ |
| 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進 (6) | 17.1 | 0.2 ▲ |

※全く重要でない・重要でない・あまり重要でないを合わせた割合

【満足度と重要度の相対的な評価】（上位の各施策）

| | | 満足度 | |
|-----|---|--|---|
| | | 高い | 低い |
| 重要度 | 高 | <ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化・資源化 健康づくりの推進 広報「ふじみ」の発行 | <ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な道路の整備 医療サービス体制の充実 地域防災力の向上 |
| | 低 | <ul style="list-style-type: none"> 図書館サービスの充実 生涯学習の推進 市民文化の創造 | <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の社会づくり 商業の振興 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進 |

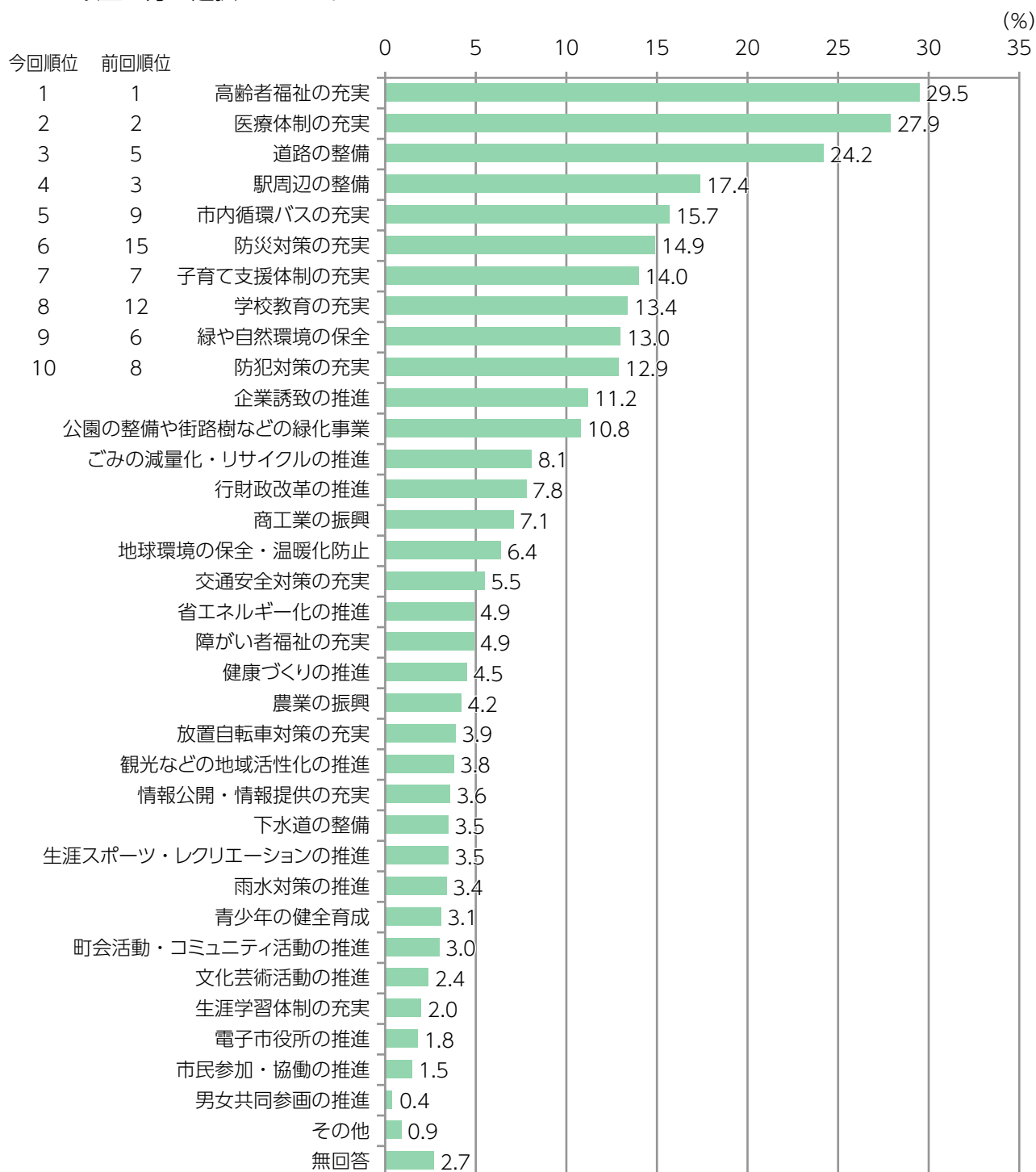
主な施策の前回比較一覧

| 施策名 | 満足度 | | | 不満足度 | | | 重要度 | | |
|-------------------------|------|------|-------|------|------|--------|------|------|-------|
| | 今回順位 | 今回% | 前回比較 | 今回順位 | 今回% | 前回比較 | 今回順位 | 今回% | 前回比較 |
| 1 公園の整備・緑化の推進 | 5 | 58.8 | 4.7 | 10 | 29.0 | ▲ 3.6 | 4 | 87.5 | 3.6 |
| 2 ごみの減量化・資源化 | 2 | 72.4 | 5.4 | 19 | 20.8 | ▲ 5.6 | 1 | 89.8 | ▲ 1.8 |
| 3 地球温暖化対策 | 20 | 32.3 | 1.9 | 6 | 38.5 | ▲ 3.5 | 18 | 80.9 | ▲ 2.8 |
| 4 安全で快適な道路の整備 | 12 | 38.6 | 6.3 | 1 | 57.2 | ▲ 4.5 | 11 | 83.5 | 1.7 |
| 5 放置自転車・違法駐車対策の推進 | 10 | 46.5 | 5.3 | 4 | 41.8 | ▲ 6.1 | 13 | 83.0 | ▲ 2.3 |
| 6 地域防災力の向上 | 17 | 34.8 | 3.1 | 5 | 41.6 | ▲ 2.7 | 7 | 86.4 | ▲ 0.6 |
| 7 医療サービス体制の充実 | 15 | 36.7 | 3.1 | 3 | 42.2 | ▲ 3.7 | 6 | 86.6 | ▲ 3.0 |
| 8 福祉のまちづくり | 11 | 42.2 | 5.1 | 8 | 30.0 | ▲ 5.1 | 9 | 85.7 | ▲ 1.7 |
| 9 保育サービスなどの充実 | 24 | 29.9 | 2.9 | 25 | 17.8 | ▲ 5.1 | 15 | 81.7 | ▲ 2.6 |
| 10 子育て支援環境の充実 | 19 | 33.6 | 2.1 | 34 | 13.3 | ▲ 3.0 | 19 | 80.8 | ▲ 0.5 |
| 11 健康づくりの推進 | 3 | 64.2 | 12.3 | 23 | 19.6 | ▲ 9.0 | 3 | 87.7 | ▲ 1.8 |
| 12 高齢者相談体制の充実 | 27 | 26.8 | 2.7 | 9 | 29.2 | ▲ 4.6 | 10 | 84.9 | ▲ 2.5 |
| 13 介護保険事業の推進 | 27 | 26.8 | 2.2 | 17 | 22.0 | ▲ 2.5 | 2 | 88.2 | ▲ 1.9 |
| 14 誰もが住みやすいまちづくり | 7 | 52.6 | ▲ 0.6 | 11 | 28.3 | 3.0 | 5 | 87.3 | ▲ 1.9 |
| 15 障がい福祉サービスの充実 | 30 | 25.7 | ▲ 3.2 | 33 | 14.4 | ▲ 0.6 | 12 | 83.3 | ▲ 3.1 |
| 16 学校施設の整備 | 26 | 26.9 | ▲ 7.8 | 24 | 18.1 | 0.3 | 15 | 81.7 | ▲ 4.9 |
| 17 学力の向上 | 33 | 22.9 | ▲ 0.1 | 21 | 20.2 | 1.2 | 19 | 80.8 | ▲ 1.6 |
| 18 市民文化の創造 | 9 | 48.0 | 2.9 | 18 | 21.9 | ▲ 3.7 | 30 | 69.4 | 0.3 |
| 19 多様な学習活動・交流の推進 | 13 | 38.0 | ▲ 0.3 | 20 | 20.4 | ▲ 0.9 | 31 | 68.9 | ▲ 1.9 |
| 20 図書館サービスの充実 | 6 | 54.0 | 1.9 | 27 | 16.9 | ▲ 2.9 | 26 | 74.6 | 0.5 |
| 21 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進 | 22 | 30.7 | 3.8 | 13 | 24.9 | ▲ 2.6 | 32 | 68.5 | ▲ 2.0 |
| 22 農業の振興 | 18 | 33.7 | 6.2 | 14 | 23.5 | ▲ 3.7 | 27 | 73.7 | 1.4 |
| 23 商業の振興 | 34 | 21.5 | 4.5 | 2 | 45.6 | ▲ 8.6 | 29 | 72.6 | ▲ 0.4 |
| 24 広聴活動 | 29 | 26.7 | 1.3 | 12 | 27.9 | ▲ 1.5 | 23 | 78.5 | ▲ 1.4 |
| 25 広報「ふじみ」の発行 | 1 | 77.4 | 7.6 | 31 | 15.3 | ▲ 4.7 | 8 | 86.2 | 1.9 |
| 26 市ホームページの運営 | 14 | 36.9 | 9.2 | 26 | 17.4 | 0.8 | 28 | 73.4 | 7.6 |
| 27 情報公開 | 16 | 36.0 | 4.6 | 28 | 16.8 | ▲ 1.4 | 24 | 77.1 | ▲ 0.1 |
| 28 市民参加・協働の推進 | 25 | 29.3 | 2.2 | 21 | 20.2 | 0.4 | 25 | 76.0 | ▲ 1.3 |
| 29 コミュニティ活動の推進 | 8 | 49.4 | 2.8 | 15 | 22.6 | ▲ 2.1 | 21 | 79.1 | ▲ 0.2 |
| 30 生涯学習の推進 | 31 | 25.6 | 0.7 | 32 | 14.7 | ▲ 1.1 | 33 | 63.8 | ▲ 0.9 |
| 31 男女共同参画の社会づくり | 32 | 23.6 | 1.8 | 29 | 15.9 | ▲ 3.1 | 34 | 63.6 | 0.0 |
| 32 行財政改革 | 22 | 30.7 | 9.3 | 7 | 36.6 | ▲ 13.8 | 15 | 81.7 | ▲ 1.4 |
| 33 市民相談の充実 | 21 | 31.2 | 2.4 | 30 | 15.7 | ▲ 5.5 | 22 | 79.0 | ▲ 2.6 |
| 34 窓口サービスの改善 | 4 | 60.0 | 8.9 | 16 | 22.1 | ▲ 9.0 | 14 | 82.7 | 3.3 |

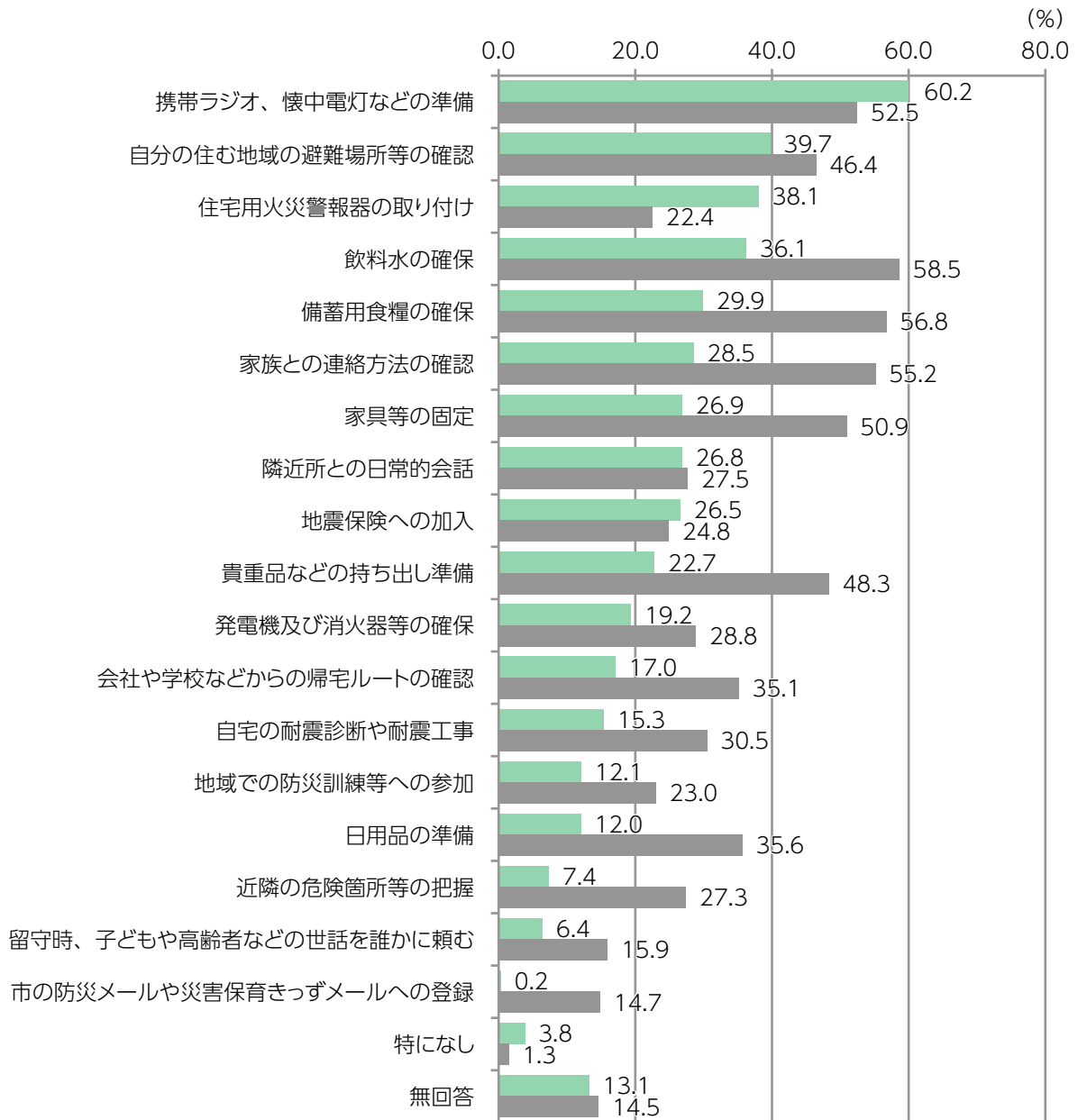
■ は5ポイント以上増減があったもの

④今後のまちづくりで要望の高い施策

・特に力を入れるべき施策として、「高齢者福祉の充実」「医療体制の充実」「道路の整備」を2割以上の方が選択している。

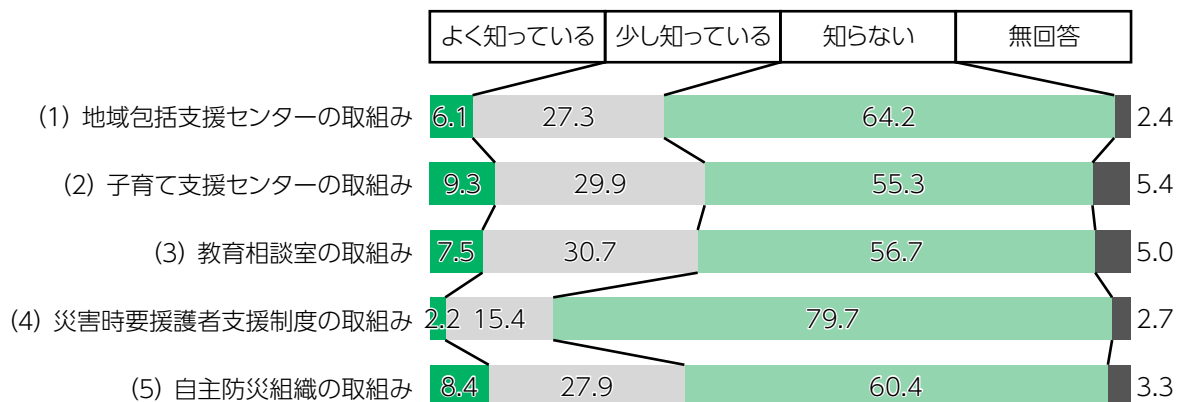


⑤災害への備え（東日本大震災前後の変化を把握）



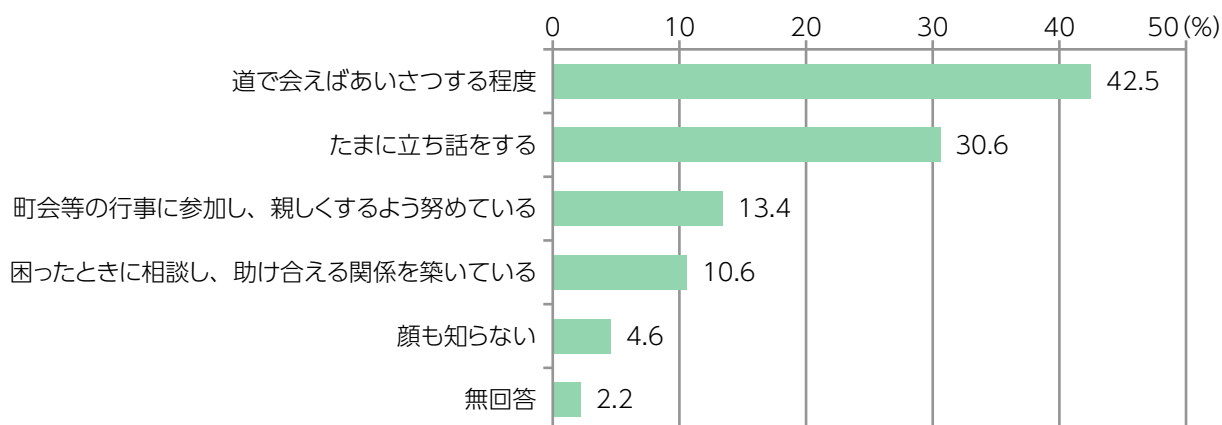
上段…東日本大震災前から行っていた対策 下段…震災を経験して必要性を感じた対策

⑥暮らしに関する相談施設や支援制度の認知度調査



⑦地域での付き合いについて

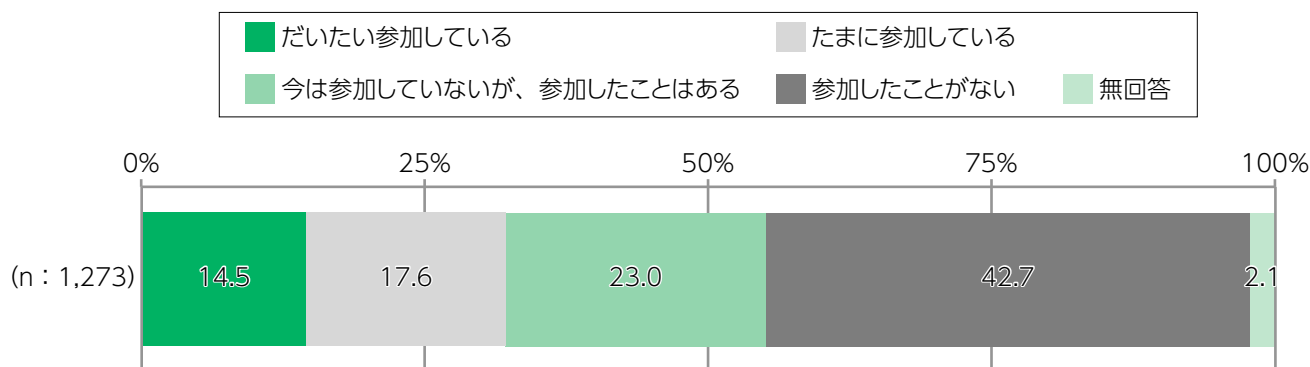
1) 近所の方との付き合い



2) 町会や地域の活動について

地域活動（防災訓練や清掃など）への参加状況

・参加している割合は 32.1%、「参加したことがない」は 42.7%



| | 調査数 | 内訳 (%) | | | | | |
|------|----------------|------------|-----------|----------------------|-----------|------|------|
| | | だいたい参加している | たまに参加している | 今は参加していないが、参加したことはある | 参加したことがない | 無回答 | |
| 全体 | 1,273 | 14.5 | 17.6 | 23.0 | 42.7 | 2.1 | |
| 住居地域 | 勝瀬・ふじみ野東・ふじみ野西 | 130 | 8.5 | 24.6 | 16.9 | 48.5 | 1.5 |
| | 南畑 | 55 | 34.5 | 25.5 | 14.5 | 21.8 | 3.6 |
| | 渡戸・羽沢・山室・諏訪・上沢 | 278 | 11.5 | 17.6 | 30.2 | 39.6 | 1.1 |
| | 鶴瀬東 | 112 | 14.3 | 15.2 | 21.4 | 48.2 | 0.9 |
| | 鶴瀬西 | 232 | 12.1 | 15.5 | 20.7 | 50.4 | 1.3 |
| | 水谷・東みずほ台 | 179 | 16.8 | 12.8 | 15.6 | 54.2 | 0.6 |
| | 針ヶ谷・西みずほ台 | 115 | 12.2 | 12.2 | 32.2 | 42.6 | 0.9 |
| | 水谷東・榎町 | 78 | 29.5 | 23.1 | 23.1 | 23.1 | 1.3 |
| | 無回答 | 94 | 12.8 | 22.3 | 25.5 | 25.5 | 13.8 |

■ は地域の中で最も高い割合

第5次基本構想 前期基本計画 評価一覧

| | | |
|---------------|---|-------------------------------------|
| 評価 の 状況 | A | 目標達成に向けて、順調に進捗しているもの。 |
| | B | 目標達成に向けて、一部に課題等はあるが概ね順調に進捗しているもの。 |
| | C | 目標達成に向けて、一部に課題等があり、進捗に多少の遅れが見られるもの。 |
| | D | 目標達成に向けて、多くの課題等があり、進捗に遅れが見られるもの。 |

| 章 | 大柱 | 施策 | 進捗 状況 | 主要事業 | 進捗 状況 |
|---------------------------------|----|----------------------|----------|--|----------|
| 第1章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち | | | | | |
| 第1節 子育て支援の充実 | | | | | |
| | 1 | 子育て家庭への経済的支援 | A | こども医療費支給事業 | A |
| | 2 | ひとり親家庭などの自立支援 | A | ひとり親家庭への支援 | A |
| | 3 | 地域との連携による子育て支援の充実 | A | ファミリーサポートセンター事業 子育て支援センター運営事業 | A A |
| | 4 | 保育環境の充実 | A | 保育所設備事業 家庭保育室助成事業 | A A |
| | 5 | 放課後児童の健全育成 | A | 放課後児童健全育成事業 | A |
| | 6 | 子育て親子の健康支援 | A | 母子保健事業 | A |
| | 7 | 児童相談の充実 | B | 児童虐待の予防と対策 | B |
| 第2節 子どもの教育の充実 | | | | | |
| | 1 | 教育内容の充実 | B | 情報教育推進事業 小学校の英語活動の充実 | B B |
| | 2 | 学力の向上 | B | 基礎学力の向上 | B |
| | 3 | 心の教育の充実 | B | 体験活動の充実 | B |
| | 4 | 特別支援教育の推進 | B | すこやか支援員配置事業 | A |
| | 5 | 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進 | B | 学校応援団の充実 | B |
| | 6 | 安全・安心な教育環境の整備 | B | 子どもの見守り活動の充実 | B |
| | 7 | 教職員の資質向上 | B | 教職員の教育研究活動の促進 | B |
| | 8 | 大学との教育連携 | B | | |
| | 9 | 教育相談体制の充実 | B | 教育相談事業 | B |
| | 10 | 不登校児童生徒の支援 | B | 適応指導教室通室生への支援事業 | B |
| | 11 | 学校給食の充実 | B | 学校給食センター運営事業 | B |
| | 12 | 学校施設・備品の充実 | A | 学校施設整備事業 | A |
| | 13 | 幼児教育・高校入学などの支援 | A | | |
| 第3節 青少年の健全育成支援 | | | | | |
| | 1 | 青少年関係団体の育成支援 | A | | |
| | 2 | 青少年の自主的な活動に対する支援 | B | 児童館運営事業 青少年健全育成推進事業 | A B |
| 第2章 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち | | | | | |
| 第1節 健康づくりの推進 | | | | | |
| | 1 | 健康づくりの推進 | B | 食育推進事業 市民健康づくり事業 | B B |
| | 2 | がん検診の推進 | B | 健康診査事業 | B |
| | 3 | 感染症などの予防の充実 | B | 感染症等予防対策事業(高齢者肺炎球菌ワクチン接種) 感染症等予防対策事業(子宮頸がんワクチン接種) | B B |
| | 4 | 子育て親子の健康支援 (再掲) | A | 母子保健事業 (再掲) | A |
| | 5 | 介護予防対策の推進 | C | 介護予防事業 | B |

| 章 | 大柱 | 施策 | 進捗状況 | 主要事業 | 進捗状況 |
|-----------------------------------|----|----------------------------|------|----------------------|------|
| 第2節 地域医療体制の充実 | | | | | |
| | | 1 医療機関との連携 | A | | |
| | | 2 救急医療体制の充実 | A | | |
| 第3節 地域福祉の充実 | | | | | |
| | | 1 地域福祉活動の推進と意識啓発 | A | 地域福祉計画推進事業 | A |
| | | 2 災害時における要援護者の支援 | A | 災害時要援護者支援事業 | A |
| | | 3 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援 | A | | |
| 第4節 高齢者福祉の充実 | | | | | |
| | | 1 生きがいづくりの支援 | A | 高齢者の生きがいづくり支援 | A |
| | | 2 社会参加・就労の支援 | A | 富士見市シルバー人材センター運営補助事業 | A |
| | | 3 生活支援の充実 | A | 在宅高齢者の支援事業 | A |
| | | 4 地域ケア体制の充実 | A | 地域包括支援センター整備事業 | A |
| | | 5 介護支援施設の整備 | A | 地域密着型施設の整備 | A |
| | | 6 介護予防対策の推進（再掲） | C | 介護予防事業（再掲） | B |
| | | 7 介護保険制度の円滑な運用 | A | 介護保険制度の運用 | A |
| 第5節 障がい者福祉の充実 | | | | | |
| | | 1 自立支援の推進 | A | 地域生活支援事業 | A |
| | | 2 経済的支援の充実 | A | | |
| | | 3 就労支援の充実 | A | 就労支援の充実 | A |
| | | 4 社会参加の促進 | A | | |
| | | 5 施設の整備・運営の支援 | A | 就労訓練事業所の整備 | A |
| | | 6 意識啓発の推進 | B | 障がい者への理解と交流の推進 | B |
| | | 7 療育体制の充実 | A | みずほ学園運営事業 | A |
| | | 8 児童相談の充実（再掲） | B | | |
| 第6節 社会保障の充実 | | | | | |
| | | 1 社会的自立の支援 | B | 就労支援事業 | B |
| | | 2 国民年金制度の周知の充実 | B | | |
| | | 3 国民健康保険事業の安定運営と医療制度改革への対応 | B | | |
| 第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち | | | | | |
| 第1節 人権の尊重 | | | | | |
| | | 1 人権教育・啓発の推進 | B | | |
| | | 2 男女共同参画社会を進める意識づくり | B | 男女共同参画推進事業 | B |
| | | 3 男女共同参画社会を進める環境づくり | B | | |
| | | 4 政策決定過程における男女共同参画の推進 | B | | |
| | | 5 多文化共生の地域づくり | A | | |
| 第2節 生涯にわたる学習、教育環境の充実 | | | | | |
| | | 1 推進体制の充実 | A | | |
| | | 2 多様な学習・教育機会の充実 | A | 市民の多様な学習への支援 | A |
| | | 3 情報収集・提供、相談機能の充実 | A | | |
| | | 4 生涯学習関連施設の整備・連携 | A | 公民館施設維持管理事業 | A |
| | | 5 図書館サービスの充実 | A | 市民ニーズにあった図書館サービス | A |
| 第3節 市民文化の創造 | | | | | |
| | | 1 文化創造事業の推進 | A | 文化創造事業 | A |
| | | 2 支援体制の充実 | A | | |
| 第4節 スポーツ・レクリエーションの推進 | | | | | |
| | | 1 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実 | A | 生涯スポーツ推進事業 | A |
| | | 2 スポーツを楽しめる場の充実 | A | 社会体育施設維持管理事業 | A |
| 第5節 文化財の保存と活用 | | | | | |
| | | 1 文化財の調査・収集・保存の充実 | A | | |
| | | 2 歴史公園・資料館施設の活用 | A | 水子貝塚公園・難波田城公園運営事業 | A |
| | | 3 郷土伝統芸能の保存・継承活動への支援 | A | | |
| | | 4 地域活性化資源としての活用 | A | | |

| 章 | 大柱 | 施策 | 進捗状況 | 主要事業 | 進捗状況 |
|--------------------------------|----|--------------------|------|--|-----------------------|
| 第4章 にぎわいと活力をつくる人のまち | | | | | |
| 第1節 農業の振興 | | | | | |
| | | 1 農業基盤・農業環境の整備 | B | 農地の利用集積の推進 | B |
| | | 2 農業の担い手育成支援 | B | 新しい農業の担い手のコーディネート | B |
| | | 3 地産地消の推進 | A | 地産地消推進事業 | A |
| | | 4 農業交流の推進 | A | 農業とふれあう機会の拡充 | A |
| 第2節 商工業の振興 | | | | | |
| | | 1 商工業の活性化 | A | 商工業推進事業 住み続け宅なる改修費補助事業 | A A |
| | | 2 商工業の担い手育成支援 | B | | |
| | | 3 産業誘致の推進 | A | 産業誘致推進事業 | A |
| 第3節 勤労者福祉の充実 | | | | | |
| | | 1 就労機会の拡充 | A | 就労支援事業 | A |
| | | 2 福利厚生の実施 | A | | |
| 第4節 地域活性化の推進 | | | | | |
| | | 1 富士見ブランドの推進 | B | 富士見ブランド育成事業 | B |
| | | 2 地域資源の創出・活用 | A | 時を伝えるネットワーク事業 サイクルネットワークの活用 | B A |
| | | 3 情報発信の充実 | B | 富士見のいいところ広め隊 | B |
| | | 4 産業誘致の推進（再掲） | A | 産業誘致推進事業（再掲） | A |
| 第5章 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち | | | | | |
| 第1節 計画的な土地利用の推進 | | | | | |
| | | 1 総合的な土地利用の推進 | A | 秩序ある土地利用推進事業 | A |
| | | 2 都市的土地利用の推進 | A | | |
| | | 3 農業的土地利用の推進 | A | | |
| 第2節 水と緑の保全と活用 | | | | | |
| | | 1 自然環境の保全 | A | 緑地保全の推進 | A |
| | | 2 公園・広場の整備 | A | 公園整備事業 | A |
| | | 3 緑化の推進 | A | いつでも花いっぱい緑いっぱい事業 | A |
| 第3節 循環型社会の形成と生活環境の保全 | | | | | |
| | | 1 生活環境の保全 | A | 環境基本計画策定事業 美化推進事業 | A A |
| | | 2 ごみの減量と資源リサイクルの推進 | A | 一般廃棄物会計基準の導入 | A |
| | | 3 温室効果ガス削減対策の推進 | A | 「減らせ！CO ₂ 」推進事業 | A |
| | | 4 公害監視体制の充実 | A | 大気・土壌・河川などの環境調査 | A |
| | | 5 し尿の適正な処理 | A | | |
| 第4節 市街地の整備 | | | | | |
| | | 1 既成市街地の整備 | A | 鶴瀬駅西口土地区画整理事業 鶴瀬駅東口整備事業 旧上沢小学校跡地活用事業 住宅市街地総合整備事業（まちづくり用地） 身近な生活環境施設の整備促進 | A A A A A |
| | | 2 新市街地の整備 | A | 水子・諏訪地区整備事業 シティゾーン整備推進事業 リブレーヌ都市整備事業 | A A C |
| 第5節 道路・交通環境の整備 | | | | | |
| | | 1 道路・交通体系の確立 | B | 交通環境改善計画の策定 | B |
| | | 2 幹線道路の整備 | A | 幹線道路整備事業 住宅市街地総合整備事業（道路整備） 火葬場関連道路整備事業 道路橋長寿命化修繕計画策定事業 | A A B A |

| 章 | 大柱 | 施策 | 進捗状況 | 主要事業 | 進捗状況 | | |
|-------------------------------------|----|--------------------|------|---------------------------------|--------|--|--|
| | | 3 安全で快適な道路空間の整備 | A | 生活道路整備事業 歩道整備事業 | A A | | |
| | | 4 市内循環バスの充実 | B | | | | |
| | | 5 放置自転車対策の推進 | B | 駅前自転車対策事業 | B | | |
| | | 6 違法駐車対策の推進 | A | | | | |
| | | 7 交通安全施設整備の推進 | A | | | | |
| | | 8 交通安全教育・指導の推進 | A | | | | |
| | | 第6節 上下水道の整備 | | | | | |
| | | | | 1 水道水の安定供給 | A | | |
| 2 水道施設などの災害対策の充実 | B | | | 給配水施設整備事業 | B | | |
| 3 健全な水道事業の経営 | A | | | | | | |
| 4 公共下水道（汚水）の整備 | A | | | 公共下水道（汚水）の整備 | A | | |
| 5 特定環境保全公共下水道などの整備 | A | | | 特定環境保全公共下水道などの整備 | A | | |
| 6 公共下水道（雨水）の整備 | A | | | 公共下水道（雨水）整備事業 | A | | |
| 第7節 防災・防犯対策の充実 | | | | | | | |
| | | 1 地域防災体制の整備 | A | 防災対策事業 災害時要援護者支援事業（再掲） | B A | | |
| | | 2 都市の防災機能の向上 | B | 耐震改修促進事業 | B | | |
| | | 3 消防・救急・救助体制の充実 | A | 富士見市消防団活性化事業 | A | | |
| | | 4 水害対策の推進 | B | | | | |
| | | 5 防犯体制の整備 | A | 防犯対事業 | A | | |
| | | 6 防犯情報の提供 | A | | | | |
| 第8節 消費生活・市民相談の充実 | | | | | | | |
| | | 1 消費生活・市民相談の充実 | A | | | | |
| | | 2 消費者への意識啓発 | A | | | | |
| 第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち | | | | | | | |
| 第1節 市民自治の推進 | | | | | | | |
| | | 1 市民参加・協働の推進 | B | 地域まちづくり推進事業 まちづくり事業提案制度 | B B | | |
| | | 2 市民活動の促進と連携 | B | まちづくり団体支援事業 | B | | |
| | | 3 町会活動の支援 | B | 町会活動支援事業 | B | | |
| | | 4 情報提供の充実 | A | 情報共有化の推進 議会映像インターネット配信システム事業 | A A | | |
| | | 5 広聴活動の充実 | A | タウンミーティング開催事業 | A | | |
| 第2節 計画的な総合行政の推進 | | | | | | | |
| | | 1 計画行政の推進 | A | 計画行政推進事業 行財政改革推進事業 | A A | | |
| | | 2 民間活力の活用 | A | 民間活力の導入の推進 | A | | |
| | | 3 電子市役所の推進 | B | ICT 推進事業 | B | | |
| | | 4 市民に信頼される人材の育成 | B | 人事管理研修事業 | B | | |
| | | 5 公共施設の改修と有効活用 | B | | | | |
| | | 6 窓口サービスの改善 | A | 窓口サービス改善事業 | A | | |
| 第3節 健全な財政運営 | | | | | | | |
| | | 1 財政運営の健全化 | A | 財政健全化の推進 | A | | |
| | | 2 自主財源の確保 | B | 市税等収納推進事業（コンビニ納付など） | A | | |
| 第4節 広域行政の推進 | | | | | | | |
| | | 1 広域行政の推進 | A | | | | |

用語解説

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。

胃がんリスク検診

血液検査によってピロリ菌とペプシノゲン値（萎縮性胃炎の診断）の2種類をチェックし、将来の胃がん発症リスクを調べる検診。

一部事務組合・広域連合

複数の市区町村が、消防やごみ処理など、事務の一部を共同で行うために設置する組織。

一般廃棄物会計基準

家庭や事業所から出るごみ（一般廃棄物）の処理コストを分析するための、環境省が示した標準的手法。

Web レファレンス

図書館のホームページから調べごとを申し込み、メールで回答を受けられるサービス。

NPO

Non Profit Organization（非営利組織）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。

LED（化）

交換費用や電気料金を削減するため、LED（発光ダイオード）照明等に切り替えること。

オープンスペース

都市の中の公園、広場などの開放された空間。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖めることで温室効果をもたらす、二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。

か行

ガスバルク（タンク）

液化ガスの供給について、ボンベ運搬方式ではなく常設のタンクに供給するシステム。災害時には、タンクから各種機器にガスを供給できるため、災害への備えにもなるエネルギー供給法とされている。

学校運営支援者協議会

学校・家庭・地域が一体となって「特色ある学校づくり」「開かれた学校づくり」を進めるために、市内全校に設置されている保護者、地域住民、学識経験者等で構成した組織。

学校応援団

学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

合併浄化槽

公共下水道の処理区域外において、し尿と生活雑排水を微生物の作用による酸化分解などの方法によって処理し、消毒・放流するための施設。

がん対策推進基本計画

がん対策基本法に基づき、平成 19 年に厚生労働省が作成した計画で新たに平成 24 年度に見直しが行われた。5 年以内の目標として、がん検診の受診率 50%以上を掲げている。

基礎学力定着支援員

基礎学力の定着や個々人に応じたきめ細かな学習指導の充実を目指し、教員免許所有者を「基礎学力定着支援員」として本市では全小学校に配置。

旧暫定逆線引き地区

市街化区域において、当分の間、計画的な市街地整備の見通しが無い区域について暫定的に市街化調整区域とした地区。土地区画整理事業など計画的なまちづくりが確実となった段階で、市街化区域に再編入できる制度であったが、同制度の運用が平成 15 年に廃止された。

教育活動サポーター（地域子ども教室）

活動プログラムの実施をサポートしたり、子どもたちの安全を管理したりする方。

教育活動推進員（地域子ども教室）

活動プログラムを中心になって実施する方。

行政評価（制度）

市が行う事業などについて、成果や達成状況などを検証し、その結果を事業などの改善や予算に反映すること。

協働によるまちづくり講座

市民の希望に応じて市職員が地域に出向き、市政に関する情報や学習機会を提供する取組みのこと。平成 25 年度は 80 種の講座がある。

クラウド（コンピューティング）

コンピュータネットワークを通じてデータやシステムのサービスを提供・利用する形態。

グループホーム

認知症高齢者などが少人数（概ね 4～9 人）で、日常生活上の必要な援助やサービスを受けながら共同生活する場のこと。

芸術監督制

劇場などにおいて、運営や自主企画事業に携わる芸術監督を置くこと。

経常収支比率

市税や普通地方交付税などの収入が、人件費や施設の管理費、福祉・医療の給付金、公債費（借金の返済）などの継続して支出される経費にどれくらい当てられているかを示す数値。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平成 12 年に WHO（世界保健機関）が提唱した指標。埼玉県では、65 歳に達した県民が介護保険制度の要介護 2 以上になるまでの期間を健康寿命としている。

健全な財政運営に関する条例

社会経済情勢が大きく変化していく中で地方分権時代にふさわしい市民自治に基づくまちづくりを推進するため、財政規律の下での健全な財政運営を目指し、平成 24 年 4 月 1 日に施行した条例。

洪水ハザードマップ

大雨によって河川が氾濫した場合に浸水する範囲などを予想した地図。

高齢者保健福祉計画

介護保険事業を円滑に実施するため、向こう3年間の介護保険収入と支出の見込み量などを盛り込んだ計画。

コーディネーター（地域子ども教室）

保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた活動プログラムの企画等を行う方で、各教室に配置する。

子育て支援センター

鶴瀬西交流センター内にあり、民間保育所（園）における地域子育て支援センターなどと連携しながら、相談・支援・情報提供・子育てサークルの育成などを行う場。

子ども・子育て支援新制度

平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援するための新たな制度。平成27年度の開始を予定しており、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供のほか、地域の子育て支援事業の充実を図るもの。

子ども大学ふじみ

子どもの学ぶ力や生きる力を育み、大学やNPOなどとの連携で、地域の教育力を向上することを目的として平成24年度開校。実行委員会を組織し、企業などの協力も得ながら開催している。

子どもを守る地域協議会

虐待を受けている児童、指導・支援・保護を必要とする児童と保護者、および指導を要する妊婦の早期発見と対応を協議する会議。

さ行

災害時要援護者

高齢者や障がい者など、災害発生時に情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる人のこと。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の自然の力で作るエネルギーのこと。

財政健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標のこと。このうち1つでも一定基準以上となった場合には財政健全化計画を、将来負担比率を除く3指標のうち、1つでも一定基準以上となった場合には財政再生計画を作成し、財政を健全化しなければならない。

財政力指数

地方公共団体の財政基盤の強さを示す指数で、この指数が高いほど、財政的に豊かということになる。指数が1未満の場合、普通交付税が交付される。

財務諸表

単式簿記を基本とする公会計では把握しにくい、資産や負債、行政サービスにかかったコストなどを明らかにするため作成する、バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のこと。

ジェネリック医薬品

医薬品の製造方法などに関する特許が切れた後に、別の医薬品製造会社が同じ有効成分でつくる薬のこと。最初に開発された薬よりも価格が安い。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域や概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を進めるべき区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。

自主財源

市の収入のうち、市税、手数料、財産収入、寄附金、諸収入など、国や県に依存しないで独自に調達できる財源。

自主防災組織

災害から自分たちの地域を守るため、町会などにより自主的に作られた組織。

自治基本条例

市民の知恵と力を生かした豊かな自治を推進するため、市政への市民参加や、市民と市の協働によるまちづくりの基本となる事項を定めた条例。平成 16 年 4 月に施行。

指定管理者制度

市が設置した市民文化会館や体育館などの管理・運営を株式会社、公益法人、NPO 法人などに包括的に行わせることができる制度。

市民学芸員

水子貝塚及び難波田城資料館において、来館者に対する展示資料の解説や主催事業の協力などを行う市民ボランティア。「市民学芸員養成講座」の修了者による登録制度をとる。

市民人材バンク

市民参加による生涯学習を進めるため、幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民の多様な学習や活動を支援するシステム。

市民緑地

まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が契約を結び、市が一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。20 年以上の長期契約をすることが多い。

社会保障・税番号制度

複数の公的機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを確認するため、共通の番号を付番する制度。平成 27 年度中に導入予定。

小1 プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校 1 年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話が聞けないなどの状態が数カ月継続する状態。

生涯学習推進基本計画

市民が自発的・主体的に学習・活動でき、「市民参画」の仕組みに基づいた豊かに暮らせる富士見市を実現していくことを基本理念に、情報・学習機会・施設・人材の面から市民の学習活動を支援する計画。

障害者支援計画

平成 20 年度において、障害者基本法に基づく富士見市障害者計画と、障害者自立支援法に基づく富士見市障害福祉計画を統合した計画。

小規模多機能型居宅介護

可能な限り、在宅での生活を目指し、「通い」を中心に「訪問」「宿泊」の介護サービスを提供すること。

商業活性化ビジョン

富士見市のあるべき商業の姿、活力ある商店・商店街の形成を目指して作成した計画。平成 16 年 3 月策定。

少人数指導加配教員

個々人に応じたきめ細かな指導を行うため、定員よりも多く配置される教員のこと。

昭和 56 年以前の建築物の耐震性

建築基準法の耐震規定が強化された昭和 56 年以前の建物は、旧基準で建築されているため耐震性が劣ると言われ、阪神淡路大震災でもそれらの建物が多くの被害を受けている。

食生活改善推進員

地域において健全な食生活や生活習慣の定着を図り、市民の健康づくりを推進するボランティア。「ヘルスマイト」ともいう。

推奨農産物

農産物の育成段階で農薬や化学肥料の使用量を抑えるなど、ある一定の基準を満たした農産物を市が推奨する制度。

スクールガード

登下校時に児童生徒の安全を確保するため地域と連携・協力した学校安全のボランティア。

スクールボランティア

教員を目指す大学生などによる、授業の補助や教育上の支援を必要とする児童生徒の補助を行うボランティア。

すこやか支援員

小・中・特別支援学校で、教育上特別な支援の必要な児童生徒に、着替えや教室移動など日常生活動作の介助、励ましの声かけや付き添いなど学習活動上の困難に対する支援を行う人。

スポーツ推進委員

スポーツ基本法に基づき、各市町村の教育委員会が委嘱し、非常勤職員として当該市町村のスポーツ推進のため、スポーツやレクリエーションに関する指導や助言を行う（旧体育指導員）。

生活習慣病

食生活、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症や進行に大きく影響を与える病気。糖尿病や高血圧など。

生産緑地地区

市街化区域内の農地のうち、生活環境の保全などに相当の効果があり、将来公園・緑地などの公共施設の予定地として適していると指定された緑地。

青少年育成市民会議

青少年の健全育成を目的とした、青少年育成関係団体と個人からなる組織。

青少年相談員

埼玉県知事から委嘱を受け、地域の子どもたちのよき友、よき理解者となって、子どもたちの健やかな成長を助けるために活動する、概ね 20 歳～ 30 歳のボランティア。

成年後見制度

認知症や知的及び精神障がいなどで、判断能力が不十分な人を対象に、本人の意思や利益を考えて財産管理を法的に保護・支援する制度。

成年後見センター

認知症などにより判断能力が不十分になり、本人自身での契約や財産管理などが困難になった方の権利を守るため、成年後見制度の利用支援、後見業務、市民後見人の育成などを行う。

た行

体験農園

農家が自らの農業経営の一環として開設する農園。農家の指導・管理のもと、土地の貸し借りを伴わずに農業体験が可能。

地域子ども教室

学校などを活用して、安全、安心な子どもたちの居場所を設け、地域の大人が指導者となって週末や放課後、長期学校休業日にスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動などを実施。

地域包括支援センター

主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師が配置され、介護・健康・福祉などの相談、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援、介護予防のプラン作成、ケアマネージャーへの支援や関係機関とのネットワーク作りを担う機関。

地域密着型施設

高齢者が要介護や要支援状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするための介護保険サービスのひとつ。市区町村が指定し、原則として事業所が所在する市区町村の居住者が利用できる。

地区計画

道路・公園・広場などの配置や規模、建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を定めた総合的な計画。これにより、開発行為や建築行為を規制誘導し、地域の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全。

地産地消

地域で生産された農産物について、直売所での販売や、学校給食への供給などにより、その地域で消費すること。

中1ギャップ

小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができない状態。

中学校学習支援員

生徒一人ひとりに確かな学力の定着を図るため、中学校において教科指導の補助、及び個別の学習の指導・支援を行う職員。

中期財政計画

「健全な財政運営に関する条例」に基づき、将来にわたって計画的な財政運営を行うため、総合計画との整合性を図った上で向こう5年間の財政見通しを示したもの。

通級指導教室

発達障がい・言語障がい等、特別な教育的ニーズに応じて、個別指導を中心としたきめ細かな指導を行う教室。

通室生指導員

教育相談室内にある適応指導教室において、通室する不登校児童生徒に対し、心身の安定を図りながら、集団生活への適応力を高める活動や学習指導等を通して、学校復帰を支援・援助する指導員。

適応指導教室

学校へ行きたいけれど行けない子どもたちに、教育を中心に、自立への支援・援助を行い、学校へ復帰できるようにする教室。

電子書籍

電子機器のディスプレイで読むことができる出版物のこと。

電子申請

申請書の提出や届出などの手続きを自宅のパソコンなどからインターネットを利用してできる仕組み。

読書推進支援員

図書の整理や貸出しのほか、読み聞かせや図書館のレイアウト等を行い、図書館活動のコーディネーターとして読書活動を推進する職員。

特定環境保全公共下水道

市街化調整区域において、生活環境改善や、水質保全による自然保護などのために整備する下水道。

特定健診

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。各医療保険者が加入者（被保険者・被扶養者）に対して行うことが平成 20 年度から義務付け。

特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをすること。

ドメスティックバイオレンス (DV)

夫婦や恋人など、親しい間柄にあるパートナーとの間で、主として男性から女性に対して加えられる暴力のこと。

な行

ニュースポーツ

古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツを改良した、子どもから高齢者まで誰もが手軽に楽しめる軽スポーツの総称。富士見市発祥のバトテニス、インディアカ、バウンドテニスなど。

認定農業者

農業経営規模の拡大、経営の合理化などの経営改善計画を作成し、市町村が認定した農業経営者などのこと。

農業振興地域整備計画

今後も耕作を行っていくべき農地や農業用施設がある農用地区域を保全し、農業を振興するために作成する計画。

ノーマライゼーション

障がいを持つ人もそうでない人も、区別されることなく生活を送り、活動することが本来の社会のあるべき姿であるという考え方。

内方線付き点状ブロック

視覚障がい者が駅ホームからの転落や列車との接触事故等を防止するため、ホームの内側を知らせる線状の突起をつけたブロックのこと。

は行

発達障がい

発達障害者支援法の規定では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」。早期診断と長期にわたる一貫した対応が良い効果を上げるとされている。

パブリックコメント

市の重要な計画などを決定するにあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見を募集し、最終的な意思決定に活かしていく仕組み。

バリアフリー

障がい者や高齢者が生活する上で行動の妨げになる障壁（バリアー）を排除しようという考え方。

人・農地プラン

集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体や、中心となる経営体への農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた今後の地域農業のあり方などを決め、集落・地域の活性化に取り組むもの。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。

美化推進計画

「富士見市をきれいにする条例」の理念を実現するため作成した計画。

美化推進重点区域

環境美化を推進するため、市が特に指定する必要があると認めた区域。

非構造部材

建物の構造体以外の、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器等。

ファミリーサポートセンター

子育ての手助けをしたい人（提供会員）と、手助けをして欲しい人（依頼会員）が会員になって、地域で子育てを助け合っていくシステム。

富士見市をきれいにする条例

きれいで安全なまちづくりを進めることを目的として、歩行喫煙、空き缶などのポイ捨て、犬のふんの放置などについて基本的なルールを定めた条例。平成 19 年 10 月施行。

不登校児童生徒対応推進委員会

一人ひとりの不登校児童生徒に適した有効な支援方法を明らかにし、不登校の予防と早期対応、解消することを目的とする、校長、教頭、教員による委員会。

ふるさとハローワーク

ハローワーク（公共職業安定所）が設置されていない市町村で、国と市町村の共同運営により、職業相談・職業紹介などを行う機関。サンライトホールに平成 25 年 1 月より設置。

文化芸術振興条例

文化芸術の振興で、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりや、次代を担う子どもたちの感性を育むため、文化芸術にかかわる基本理念および施策の基本となる事項を定めた条例。

壁面緑化

建築物の外壁をゴーヤやヘチマなどのツタ植物で覆うことで、建築物内の温度上昇を抑制すること。

ほ場整備

生産性や収益性の高い農業を展開するため、農地の大区画化などと併せて、道路や用排水路などを整備する事業。

防災リーダー

自主防災会活動を担う、市の防災制度と防災活動に精通した実践的な人材。

母子保健推進員

母子の健やかな成長を地域で見守るとともに、乳児家庭の訪問などにより、子育て情報の提供を行い、支援が必要な家庭を行政につなぐパイプ役。町会長の推薦により市長が委嘱している。

ま行

緑の散歩道

まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が借地契約を結び、一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。主に 10 年以下の短期契約が多い。

みずほ学園

就学前の児童を対象に、心身の発達に遅れがある、またはあると思われる児童の発達段階に応じた療育・機能訓練などを行う通園施設。また、地域療育では児童の心と身体の発達に関する相談や療育支援を行っている。

や行

ユニバーサルデザイン

障がい、年齢、性別などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい製品や建物などをデザインすること。

ら行

ロケーションサービス

市内での映画やテレビドラマの撮影にあたり、情報提供や公共施設の使用などを支援するサービス及びその窓口のこと。

路上喫煙禁止区域

美化推進重点区域において、路上喫煙が他の歩行者などにとって特に危険であると市が指定した区域。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

富士見市総合計画

第5次基本構想・中期基本計画

発行 平成26年(2014年)発行

富士見市

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

TEL 049-251-2711(代表)

編集 総合政策部 政策企画課



富士見市総合計画 第5次基本構想・中期基本計画